

注：課題番号を記入してください。

平成20年度 学術研究助成金実績報告書

平成 21年 3月 23日

日本大学 総長 殿

氏名 池田勝徳



所属・資格 法学部教授

下記のとおり報告いたします。

1 種目	奨励研究 <input checked="" type="radio"/> 一般研究(個人) <input type="radio"/> 一般研究(共同) <input type="radio"/> 総合研究	注：該当する種目を○で囲んでください。
2 研究課題	ユビキタス社会におけるボランティア活動のユニバーサルデザインについて	
3 研究の目的	日本は、2025年頃に世界が経験したことのない超高齢社会に突入するといわれ、急激な少子化が介護・ケアなどの問題の不安を助長させている。しかし他方でIT化やブロードバンド化など高度情報基盤の整備が進められ、ユビキタス(ubiquitous)社会が身近に迫っている。そうしたなかで少子化の懸念を解消し、介護・ケアなどの問題の解決・止揚が重要な課題である。私はその対応に高齢者らとIT機器との有機的連携に解決の道を捉え、その際に残る問題を実証的に把握するのが本研究の目的である。	
4 研究の概要	高度IT化が進むアメリカと労働観が異なる中国で、これからこの介護・ケア問題を担うことになる若年層とやがてその対象者となる高齢者に対してこの問題について実証的な調査を行い、そのデータを詳細に分析して問題点を把握することにした。	
5 研究組織（共同研究・総合研究のみ該当します）	<ul style="list-style-type: none"> ・研究代表者 ・研究分担者（役割分担） 	

※ホームページ等での公開の (可)・ (否) いずれかを○で囲んでください。否の場合は、理由書を添付して下さい。

部科校名：法学部

氏名：池田勝徳

研究の結果（総合研究の研究代表者は、4,000字以上記入してください。）

高齢化社会を支えるそのボランティア活動は、いまだに慈悲・慈善活動や奉仕活動等と同義に扱われたり、それが持つ一面のみが強調されたり歪曲されたりしている。ボランティア活動は自発性、無償性、公共性、先駆性などを根底においた、近代社会以降の、形式的にせよ、全ての人々に「人間としての基本的な条件」が確保された下での、「他者の福祉ニーズ」の解決・止場に向けての歴史的な概念・行動である。しかしながらそれは双方向的な・互恵的な（reciprocal）活動ではなく過渡的な活動である。一方、ラテン語に語源をもつこの「いたるところに存在する（遍在）」という意味のユビキタスは、アメリカのマーク・ワイザー（Mark Weiser）が1988年に提唱したコンピュータの概念である。日本では1990年代の終わりに、小型情報端末の進化・普及に伴い一般化するとともに、2001年に入り高速インターネットの開発で一層その動きが加速された。ところがこれを急増するそれら介護などの問題解決のための実践活動に結びつけ活用するといったことはまだ視野に入っていない。しかし、その一例として、新たな介護・ケアのために海外労働者に依存せずとも、高齢者や退職者を単に後継者の育成や補助労働者としてだけでなく、彼らのボランティアな意欲を活用する道が有用な道といえることである。しかもそれは彼らの「いきがい」となるばかりか、決してそれはボランティア活動と矛盾しないということである。そしてそれこそがその延長線上に自助・互助・公助を統合し、双方向的な・互恵的な（reciprocal）活動である本源的な活動を約束する道でもある。こうした理解・認識に立って研究が急務である。

かれこれ20年ほど前に、私は今日の少子化、高齢者の増加による介護・ケア問題を懸念し、その解決策として reciprocal volunteer system の必要性を訴えた。もっともここではこれについて述べるスペースはないが、加齢による体力的な弱体化は事実としても、(a) 退職者や高齢者（特に前期高齢者は）らは、人々の一般的な認識とは異なり、豊かな経験と知識を持ったいわば第二生産人口（現役を第一生産人口というなら）と理解・把握すべきだということである。そうした理解・認識を身近に体得させてくれるのが産業ロボットである。今や産業ロボットが工場の主役となり、かつては100人かかった作業をわずか数名でこなしている。この事実を否定しない以上、少子化に伴う現役・生産人口の減少を、そして介護人の不足をそう悲観する必要はないということである。(b) ところが問題なのは、今もってコンピュータの発展普及と高齢者などの増加を、それぞれ別の次元で、切り離して捉える「基本的な誤り」を犯していることにある。例えば介護入浴を例にすれば、センサーの働きでますます繊細な機能を発揮するロボットに、単純な「ルーティン化した作業」を任すことはすぐにも可能となる。しかしながらその他方で、どれほどコンピュータが普及し、ロボットが高度化して人の動作に近づけたとしても、それらは「人のぬくもり」を持たないということである。ロボットにないその「ぬくもり」を与えることができる最適の存在、それが増加する退職者や高齢者（特に前期高齢者）らである。(c) IT化によるロボットと高齢者らとの一体化の途を強力に模索・推進することで、各種の調査結果からも高齢者の社会への関わりが強いことからみて、少子化に伴う生産力としての人口減は十分にカバーできることである。もちろんそれら高齢者らの積極的、自発的な社会への関わりを、真に「生きた生産人口」とするには組織が、先述のような reciprocal volunteer system が不可避というだけではない。(d) そのシステムを有機的なものとして効果的に機能させるには、今どうしたニーズが求められ、誰がそのニーズに応えられるか、またその際に問題・ネックとなっていることは何か、そのために有用なデザイン・ユニバーサルデザインとはいったい何か等の的確な把握、そしてそれとニーズとの生産的な連携が不可欠である。それを可能にする前提が、急速に高度化する IT 網であり、コンピュータが至る所に普及し、誰もが、いつでも、どこからでも簡単にアクセスできる「ユビキタス社会」の到来である。そうしたユビキタス社会の到来が近いことは、日々進化する IT 機器やコンピュータの開発普及で身近に誰もが実感している。

私は政府の少子化対策、またその背後にある介護・年金問題の止場のためのハード面の重要性を否定はしない。むしろそれを生かすためにも、ここで指摘したようなますます高度化する IT を、そしてそれを搭載し複雑な機能をもつロボットを、高齢者と有機的に連携して活用する方策を急務として検討すること。そしてその他方で高齢者の自発的、積極的なボランティアな社会貢献意欲を、生産的に活用する reciprocal volunteer system の構築を必要と考える。そのためには、繰り返しになるがどういった問題が、そこに残っているのかが重要な課題といつてよい。

こうした社会参加意欲の強い、高齢者などのボランティアなボランティア意識を生かすためにも、ここで指摘したようなますます高度化する IT を搭載し複雑な機能をもつロボットを、高齢者と有機的に連携して活用する方策を検討することが必要で、今回それを調査を介して実証的に把握した。

部科校名：法学部

氏名：池田勝徳

その結果（つづき）

周知のように経済、産業の発展は、人々の食糧事情の改善を促し食生活を豊かなものとさせるとともに、医学、衛生知識の発展普及は平均寿命の延びとして、今日の少子・高齢化の基盤をそこに生み出した。これらにより人々は従来の多産多死から少産少死を現実のものとして受け止めることになった。そしてその結果急激な少子化が進行し、高齢者の増加を見たわけである。しかしながら上述のように、少子化に伴う現役・生産人口の減少、そして介護人などの不足もそう悲観する必要はないということである。ただ問題なのは、今もってコンピュータの発展普及と高齢者らの増加をそれぞれ別の次元で、切り離して捉えるという「基本的な誤り」を犯しているだけではない。確かにそれらのロボットに「ルーティン化した作業」を任すことはすぐにも可能になる。しかしどれほどコンピュータが普及し、ロボットが高度化して人間の動作に近づけたとしても、それらは「人のぬくもり」を持たないということである。その「ぬくもり」を与えることができる最適の存在が、それら増加する退職者・高齢者(特に前期高齢者)らである。高度 IT 機器を搭載したロボットと高齢者との一体化の途を強力に模索・推進することで、少子化に伴う生産力としての人口減はカバーでき、介護・ケア問題をはじめさまざまな問題を解決しうることである。しかしそれら退職者・高齢者らの積極的、自発的な社会への関わりを生きた生産人口とするには、「システム・組織の必要性の認識・把握」が不可避である。それが先述の互恵的な *reciprocal volunteer system* である。そしてそのシステムを生きたものとして機能させるには、今どうしたニーズが求められ、誰がそのニーズに応えられるか等の的確な把握、そしてそれとニーズとの生産的な連携はどうあるべきか、そのためのユニバーサルデザインとはどうあるべきかを解明することが不可欠である。私は政府の少子化対策、またその背後にある介護・年金問題の止揚としてのハード面の必要性・重要性を否定はしない。しかしそれ以上に、ここで指摘したようにますます高度化する IT を搭載して複雑な機能をもつロボットを開発し、高齢者らと有機的に連携して活用する方策を急務として検討すること。そしてその他方で高齢者の自発的、積極的なボランティアな社会的貢献意欲を生産的に活用する *reciprocal volunteer system* の構築を図り、この問題を解決・止揚する必要がある、そのためには調査を介して実証的にそこに残されている問題点を集積する必要がある。今回はそのデータをアメリカや中国で前述のように若年者と高齢者らから集積することができたので、今後はこれを詳細に分析し報告する予定である。

注：課題番号を記入してください。

平成20年度 学術研究助成金実績報告書

平成 21 年 4 月 9 日

日本大学 総長 殿

氏 名 稲葉 陽二



所属・資格 法学部・教授

下記のとおり報告いたします。

1 種目	奨励研究/ <input checked="" type="radio"/> 一般研究(個人)/一般研究(共同)/総合研究	注：該当する種目を○で囲んでください。
2 研究課題	都道府県別ソーシャル・キャピタル調査	
3 研究の目的	本研究では、日本総合研究所と共同で、内閣府調査のフォローアップ調査（有効回答3000を目標とする）を実施し、ソーシャル・キャピタルに関する基礎データを得たいと考えております。本調査が実施されれば、2003年、2005年、2008年と時系列のデータが得られるため、従来日本では不明確であったソーシャル・キャピタルとさまざまな社会・経済要因との因果関係解明の一助となることが期待されます。	
4 研究の概要	都道府県別ソーシャル・キャピタル指数を作成し、経済格差、就業率、財政健全度、離婚率、高功中途退学率、刑法犯検挙率等の様々な社会・経済指標との相関を検証し、少子高齢化時代におけるソーシャル・キャピタルの政策的含意を検討する。	
5 研究組織（共同研究・総合研究のみ該当します）	<ul style="list-style-type: none"> ・研究代表者 ・研究分担者（役割分担） 	

※ホームページ等での公開の 否 いずれかを○で囲んでください。否の場合は、理由書を添付して下さい。

部科校名：法学部

氏名：稲葉 陽二

6 研究の結果（総合研究の研究代表者は、4,000字以上記入してください。）

2008年8月、日本総合研究所に委託し、ソーシャル・キャピタル調査（WEB調査）を実施し、サンプル数3,000を得た。これにより、内閣府調査（2002・2004年）、日本総研調査（2007年）とあわせて、4年分のデータ（サンプル合計数11,000）を得た。

今回の調査は、従来の調査と比し一般的信頼が極めて高く、相互信頼、相互扶助、つきあい、社会参加についても従来の調査よりも高い結果となっている。これは、2002年から2008年まで、経済・社会環境の変化を反映しているものと思われるが、その理由については、現在検討中である。

本調査の結果と厚生科研費により実施した須坂市調査の結果を比較し、その概要を日本NPO学会第11回全国大会（2009年3月21日～22日、於：名古屋大学）の企画セッション“ソーシャル・キャピタルと健康”で報告した。

また、過去4年分の調査を統合したパネルデータを作成し、これに基づき都道府県別ソーシャル・キャピタルインデックスを作成した。この都道府県別ソーシャル・キャピタルインデックスは、高齢者就業率と正の相関がみられ、少子高齢化時代において、ソーシャル・キャピタルの具体的な施策を考える上で貴重な知見が得られた。このデータをもとに、日本経済政策学会第66回全国大会において、報告を行う予定である。

平成20年度 学術研究助成金実績報告書

平成 21 年 3 月 31 日

日本大学 総長 殿

氏 名 奥村 大作



所属・資格 法学部・教授

下記のとおり報告いたします。

1 種目	奨励研究/○一般研究(個人)/一般研究(共同)/総合研究	注：該当する種目を○で囲んでください。
2 研究課題	後期プラトンにおける政治理論	
3 研究の目的	① 中期から後期にかけてのプラトンの政治理論の推移 ② 『国家』を出発点として、『ソフィスト』『ポリティコス』を経て、『法律』に至るまでの具体的変化の調査 ③ 最後の『法律』の研究	
4 研究の概要	① 『ゴルギアス』から『国家』に至るプラトンの政治理論 ② 特に『ソフィスト』と『ポリティコス』における政治理論の比較 ③ 『法律』における政治理論の解明	
5 研究組織（共同研究・総合研究のみ該当します）	・研究代表者 ・研究分担者（役割分担）	

部科校名： 法学部

氏名： 奥村 大作

6 研究の結果（総合研究の研究代表者は、4,000字以上記入してください。）

- ① について： 当初、中期の政治理論を考察するにあたり、『ゴルギアス』から始める計画であったが、その研究過程で執筆時期が『ゴルギアス』に近いとされる『プロタゴラス』の分析の必要性に気づき、先ず『プロタゴラス』の調査研究を行なった。その結果、初期終盤におけるプラトンのソフィストに対する態度に関して新しい知見を得ることができたので、この成果を基にして中期の政治理論を少し読み直す必要が出来た。この『プロタゴラス』についての研究結果は、まもなく論文として発表する予定である。
- ② について： 『国家』・『ソフィスト』・『ポリティコス』を中心とする中期から後期にかけてのプラトンの政治理論についても、①の成果によって得た新たな視点から解釈しなければならず、計画したようには進展しなかった。
- ③ について： 『法律』についても②の事情と同様である。

注：課題番号を記入してください。

平成20年度 学術研究助成金実績報告書

平成 21 年 4 月 14 日

日本大学 総長 殿

氏 名 信夫 隆司



所属・資格 法学部・教授

下記のとおり報告いたします。

1 種目	奨励研究 / <input checked="" type="checkbox"/> 一般研究(個人) / 一般研究(共同) / 総合研究	注：該当する種目を○で囲んでください。
2 研究課題	日米経済問題をめぐる交渉史の研究	
3 研究の目的	本研究は、1960年代から70年代を中心に、日米経済問題、とくに、綿、毛および合繊、鉄鋼、自動車等をめぐり、日米がどのように交渉したのか、一次資料を中心として、その実態を解明することが目的である。併せて、これにより、経済問題をめぐる日米それぞれの全般的な外交方針のあり方、交渉方法といった諸問題について、日米が何を外交目標とし、果して両国は、どこまで目標を達成できたのかを解明することも目的とする。	
4 研究の概要	日米間においてこれまで問題となってきた綿、毛及び合繊、鉄鋼、自動車等に関し、外務省に対し行政文書の開示請求を行った。その一部は、現在、開示されているが、今後、開示予定の文書が多数ある。また、米国立公文書館を訪れ、上記のテーマに関し、史料のサーチならびに収集にあたった。これらの資料も膨大であるので、現在、解析作業中である。	
5 研究組織（共同研究・総合研究のみ該当します）	<ul style="list-style-type: none"> ・研究代表者 ・研究分担者（役割分担） 	

※ホームページ等での公開の 同・否 いずれかを○で囲んでください。否の場合は、理由書を添付して下さい。

部科校名：法学部

氏名：信夫 隆司

6 研究の結果（総合研究の研究代表者は、4,000字以上記入してください。）

1. 資料収集

現在、日米間においてこれまで問題となってきた綿、毛及び合繊、鉄鋼、自動車等に関し、外務省に対し行政文書の開示請求を行なっている。この開示請求に基づく研究方法の有効性は、申請者がこれまで、捕鯨問題、繊維交渉等において、多数の開示請求を行なった経験から、きわめて高いことが明らかにされている。経済問題に関する外務省の文書開示状況はきわめて良好であり、必要な資料を入手できる可能性は高いと考えられる。ただ、開示請求の問題点は、文書開示までに、多くの時間がかかることである。文書によっては、3年以上経過してから、開示される場合もあり、どうしても、資料の入手に時間がかかる傾向がある。

また、今年度、米国立公文書館を訪れ、上記のテーマに関し、史料のリサーチならびに収集にあたった。これは大きくわけて三つの分野である。

第一が、同公文書館におけるニクソン大統領関係の文書である。ニクソン大統領の文書は、カリフォルニアにあるニクソン図書館に文書が移行されつつあるが、米国立公文書館で、依然として閲覧可能である。それらの文書の中から、とくに、毛および合繊関係についての文書を収集した。

第二が、国務省関係(RG 59)の文書を収集した。この中で、注目したのは、Central Files, Subject-Numeric Files 1963-73 というコレクションである。これはさらに、年代区分が行われている。このコレクションの特徴は、INCO(Industries & Commodities)と呼ばれる産業・商品ごとの分類があり、さらに、各国との関係に関する文書が収められている点である。たとえば、綿の場合、INCO FIBERSのコレクションの中から、さらに、日米関係といった文書があり、本研究において、非常に参考になった。これらの文書と、行政文書開示請求によって得られた日本側の文書を対照すれば、それぞれの分野ごとの交渉の実態を解明できるのではないかと思われる。

第三に、商務省関係の文書である。商務省関係の文書は、国務省関係の文書と比較すれば、文書の収集状態が必ずしもよくない。また、外交関係に関しては、国務省が中心のため、利用度が必ずしも高くはないが、米側の政策決定過程を知る上においては、有意義な点も見られた。

2. 研究の成果

成果としては、1970年6月22日から24日まで、米国のワシントンDCで行われた、当時の宮澤喜一通産大臣とモーリス・スタンズ米商務長官との交渉に焦点を当てた研究がある。とくに、1970年の前半、1969年11月の佐藤榮作総理とリチャード・ニクソン大統領との間で、日本側から繊維製品に関する輸出自主規制の約束をしたのではないかとされていた時期であった。日米繊維交渉は難航に難航を重ね、70年6月、ついに日米の主管大臣同士の直接交渉によって、事態の打開を図る試みが行われた。

この宮澤－スタンズ会談に先立って、二人の共通の友人であるラルフ・リードという人物が、仲介役を務めた。ただ、リードは繊維問題の専門家というわけではなかったもので、両者の間にどの程度の了解が達成されたのか、明らかでない部分もあったが、今回、その点の解明ができた。こうした宮澤－リードとの予備会談を経て、6月22日、第1回宮澤－スタンズ会談が開かれた。

この会談における最も大きな問題は、繊維自主規制の期間、それに、規制方法であった。スタンズは5年という長期の協定を主張し、宮澤は1年という短期の協定を望んだ。また、規制方法に関しては、すべての品目を対象に、さらに、品目毎の個別規制を含んだ、いわゆる包括規制をスタンズは主張した。これに対し、宮澤は包括規制には反対し、「被害なければ規制なし」という原則に基づき、被害が立証された品目のみを規制するという選択規制の方式を主張した。この両者の間の溝は容易に埋まるものでなかった。ただ、会談初日、宮澤は個別規制を認めるという大きな誤解をし、会談は妥結の一手前までいったと思われる。ところが、同日夜、宮澤は自らの間違いに気がつき、結局、元々の立場に戻ってしまった。

部科校名：法学部

氏名：信夫 隆司

研究の結果（つづき）

残された2日間の会談では、両者の主張は離れていくばかりで、結局、交渉は決裂してしまった。戦後の日米関係において、通産大臣、それに、外務大臣が連れ立って米国を訪問し、何の成果も挙げないどころか、会談が決裂してしまうなど、前代未聞のことであった。

こうした交渉過程において、きわめて興味深い事実が明らかにされた。それは、この宮澤－スタンズ会談の背後にあって、若泉敬・元京都産業大学教授が、佐藤榮作総理の密使として、交渉を影で支えていたことである。若泉は、ニクソン政権下の国家安全保障問題担当大統領補佐官であったヘンリー・キッシンジャーとの間に極秘のチャンネルを有し、連絡を取り合っていた。もともと、このチャンネルは、69年11月の佐藤－ニクソン会談の際に、沖縄返還交渉のために作られたものであったが、1970年以降の日米繊維交渉でも、重要な役割を果たしていることが明らかとなった。

3. 今後の研究課題

現時点では、依然として、外務省から開示されている当該研究に関する行政文書は、十分なものとは言えず、開示される予定になっている文書が多数ある。今後は、それら文書を解析し、綿、鉄鋼、自動車も研究対象とし、日米経済問題をめぐる交渉史に関する包括的な研究を進めていきたいと考えている。

また、米側公文書に関しては、引き続き、資料の収集、そして、分析を進めているところであり、今後、日米の一次資料を中心とした研究が期待される。

注：課題番号を記入してください。

平成20年度 学術研究助成金実績報告書

平成 21 年 4 月 9 日

日 本 大 学 総 長 殿

氏 名 藤川信夫



所属・資格 法学部・教授

下記のとおり報告いたします。

1 種目	奨励研究/○一般研究(個人)/一般研究(共同)/総合研究	注：該当する種目を○で囲んでください。
2 研究課題	企業・金融不祥事とコンプライアンス・金融監督関連規制に関する比較法的考察	
3 研究の目的	金融・企業不祥事とコンプライアンス、内部統制などの比較法的研究。国際的な金融監督・規制のあり方、金融持株会社を中心とする金融コングロマリットのあり方などの研究を行う。米国の金融改革関連法制度、英国など欧州の金融規制、新 BIS 規制（バーゼルⅡ）などの国際金融法分野を分析・研究する。金融機関の利益相反取引、ファイヤーウォール、優越的地位の濫用、金融商品取引法改正、同規則・府令、ならびに金融機関などの実践的な対応の研究を行う。	
4 研究の概要	1. 研究成果として、日本法学、120周年記念論文集などへの掲載等により対外発表を行う。 2. 研究方法としては、理論面のみならず企業実務の観点も踏まえて検討を行う。内外の文献のほか、外部研究会等への参加により情報収集を行う。3. 平成22年3月を目途に成果を発表する。	
5 研究組織（共同研究・総合研究のみ該当します）	<ul style="list-style-type: none"> ・研究代表者 ・研究分担者（役割分担） 	

※ホームページ等での公開の（○可・否） いずれかを○で囲んでください。否の場合は、理由書を添付して下さい。

部科校名：法学部

氏名：藤川信夫

研究の結果（総合研究の研究代表者は、4,000字以上記入してください。）

- ① 国際的なコーポレート・ガバナンスの動向が焦点となっているが、近年は大企業、金融機関の企業不祥事の頻発からコンプライアンス、内部統制に重点が移行しつつある。メガバンクなど金融機関の優越的地位の濫用の事例など、金融機関においては、金融商品取引法、独禁法などの対応を中心に、コンプライアンス体制の構築が急務である。法規制の構築、金融監督・検査体制のあり方、さらには金融持株会社を中心とする金融コングロマリットの経営管理のあり方も問われている。国際的にみても、米国の金融改革関連法制度、新 BIS 規制（バーゼルⅡ）を巡る大きな金融規制改革の流れが背景にある。本研究においてはコンプライアンスを中心に理論的考察を深化させ、また関連対象領域を一般企業関連から金融分野へ移行させ、米国、英国など欧州の先進国の法制度の動向、国際規制の進展などの詳細な研究を行い、併せて金融機関経営の改革の実践についても視野に入れて考察を進めてきている。
- ② これまで研究を進めてきた米国 SOX 法、新 COSO 報告書（ERM）との結合、COSO フレームワークと関連させた金融機関の新たなリスク管理のあり方が問われ、米国の改革事例と法制度の連動なども研究を行った。国際規制の進化、米国の法規制・検査監督の最新の動向、規制緩和後の米国銀行の変容ぶりなどが重要である。統合的リスクマネジメント（ERM）の観点に立ったリスク、企業価値、ガバナンスないしコンプライアンスの各観点から、金融機関に焦点を移し、金融監督も含めて、国際規制を含め比較法的、実践的に研究を進めている。我が国においては金融商品取引法改正、府令・規則の制定などの新しい動きも重要である。
- ③ 米国・欧州においては内部統制システム等に関して COSO 報告書を始め多くの研究報告が出され、実務にも大きな影響を与えている。金融庁は、内部統制システムの場合と同様に、金融商品取引法を通して、利益相反管理体制、情報管理体制を金融機関に自主的に構築させ、その体制・管理のあり方を検査・評価せんとする。金融機関のコンプライアンス・ガバナンスの重要性が高まっているといえよう。各企業の叡智が問われ、多面的に我が国における独自の金融規制、金融機関の体制のあり方が模索されることになる。
- ④ 金融法規制につき、金融・資本市場強化プランなど、金融コングロマリットなども念頭に利益相反取引、優越的地位の濫用などの問題点への対処を含め、方向性を示し、法制化への継続的な作業を進める過程にある。その最中で、昨年 9 月サブプライム・ローン問題に端を発した世界的金融危機が顕在化した。米国・欧州では、迅速な対処法案が矢継ぎ早に出されるが、いくつかの問題点も指摘され、先行き不透明の感が強い。こうした世界的な金融混乱の中で、金融法規制の展開と方向性について現時点で比較法的に検討し、将来展望の俯瞰を試みる。
- ⑤ 予定する研究報告の概ねの構成は以下の通りである。
- I. 米国の金融コングロマリット法規制
 1. 米国における金融コングロマリットと米国における金融規制・監督
 2. 金融持株会社と情報共有規制
 - II. EU の金融コングロマリット指令と英国の金融法規制・監督
 - III. 銀行持株会社に関する比較法的考察
 - IV. サブプライム・ローン金融危機と金融法規制
 - V. 米国の政策提言ならびに緊急金融法、欧米諸国の対応
 - VI. 格付け会社への規制
 1. 日米における公的規制
 2. 格付会社のコーポレート・ガバナンス
 - VII. 金融持株会社の構造とコーポレート・ガバナンス
 - VIII. 国際金融法規制の方向性の議論
 - IX. 国際金融法規制の課題と展望
- ⑥ サブプライム・ローン金融危機に関しては、既に米国において、金融救済法、TARP など公的資金投入の法整備が緊急に進められる。オバマ新政権の金融政策のあり方、リカバリープラン等とも連動する。シティバンクグループなどの国有化が進展し、多くの商業銀行が公的資金注入を受け入れている。こうした中で世界同時不況が進展し、全面的な金融危機の状態から払底し切れておらず、わが国の金融規制・金融機関計経営のあり方との整合性、将来への展望が極めて不透明になりつつあるのが現状である。我が国は、これまで規制緩和を是とし、

部科校名：法学部

氏名：藤川信夫

研究の結果（つづき）

金融機関の利益相反取引への対応、ファイヤーウォール規制の緩和、優越的地位の濫用の防止などを掲げて、金融商品取引法改正、同規則・府令などの制定を図り、グローバル・スタンダードとしての欧米の法規制に追随せんとしてきた。そうした中でのサブプライム・ローン金融危機の勃発である。米国では、既に証券大手 5 社のうち、2008 年 9 月金融危機によりリーマン・ブラザーズは連邦破産法 11 条申請し、メリル・リンチはバンク・オブ・アメリカ、ベア・スターンズは JP モルガン・チェースが買収、またゴールドマン・サックスおよびモルガン・スタンレーは銀行持株会社へ移行し、銀証の垣根が事実上消滅したのが実情である。1933 年銀行法（グラス・スティーガル法 Glass-Steagall Act）以前の段階へ回帰したとも評される。また、当局のブループリント提言によって将来への青写真を構成しつつあった矢先でもあり、今後の米国の規制のあり方は流動的になっている。

- ⑦ また米国では、CEO・CFO など企業の経営幹部に対する責任追及の訴の増加を予測する向きもある。さらに法的な観点からは、金融コングロマリットの金融規制・監督のあり方、金融持株会社と情報共有に関する法規制なども課題となる。
- ⑧ BIS 規制実施に向け、金融機関経営、企業評価として、組織管理、ファイナンス理論への対応が重要である。後者では、金融イノベーションとリスク管理の定量的計測の高度化の考察が求められる。前者では、米国 COSO 理論への対応などが鍵となるが、関連して近年の米国の金融制度改革法の動向、SOX 法への金融機関の適合、我が国メガバンクの対応、金融コングロマリットに関わる考察、さらには、全銀協・金融法務研究会において東京大学岩原紳作教授ほか先駆的研究のなされた金融持株会社グループにおけるコーポレート・ガバナンス、法的諸問題の考察に学ぶことも重要である。新 BIS 規制の課題と特徴点、新 BIS 規制下の金融機関経営と、ガバナンス（経営管理）・内部統制、統合的リスク管理（ERM）の枠組み、基礎的内部格付け手法、デフォルト概念定義など、課題は多く、今回の研究成果にも、バックグラウンドとして諸課題を念頭に置いて反映させている。
- ⑨ かかる状況下、我が国の今後の金融法規制のグランドデザインが大きな課題となってきた。金融庁は、予てより政策の展望を示してきているが、目指していたはずの米国において金融危機がおこり、その将来展望が不透明感を増している。我が国の金融政策・法制度のあり方について、大きな見直し求められるのではないか。その具体像を金融庁はどのように修正し、緊急の法的な課題と共に進めていくのかが問われている。
- ⑩ 金融危機の一因となったといわれる格付け会社に対する規制が今般、大きなテーマになってきている。米国の信用格付機関法の制定、SEC による監督などのほか、欧州でも規制の論議が進められる。我が国においても規制導入が問われることになってきている。私自身、政府系金融機関に長年勤務した実務ならびに調査・研究経験があり、加えて、格付機関が我が国において、当時の大蔵省から設立認可される黎明期に、銀行から出向し、格付審査業務に携わり、格付機関の立ち上げについての実経験を有する。今回の研究においては、非常に関心を持ち、またチャンネルも活かして研究を進めることができた。当該分野は、単にデスクワークのみでは掌握しきれないものが多く、本研究計画の申請時には、米国金融危機が生じておらず、結果として大変に時宜を得た、しかも関心と呼ぶ内容の研究に携わることができた。また、当然ながら研究計画当初は予測し得なかった多くの新しい興味深い課題が生じてきている。結果としてであるが、本研究のテーマ・内容は、私自身にとり、非常に有益で、かつ自身の経験を生かした点で、大変有意義なものであったと感じている。また、研究成果についても、独創性のある、また学術的な内容のある成果を出すことができるものと考えている。その点でも、このようなタイムリーな時期に、本部から研究費をいただき、研究を進めることができたことをこの場を借りて感謝申し上げたい。

以上

注：必要に応じて、このページをご使用ください。

注：課題番号を記入してください。

平成20年度 学術研究助成金実績報告書

平成 21 年 4 月 1 日

日本大学 総長 殿

氏 名 谷田部 光一



所属・資格 法学部・教授

下記のとおり報告いたします。

1 種目	奨励研究/ <u>一般研究(個人)</u> /一般研究(共同)/総合研究	注：該当する種目を○で囲んでください。
2 研究課題	専門職人材の育成と活用に関する調査・研究 ～キャリア・マネジメントの視点から～	
3 研究の目的	いま企業経営に求められているのは、様々な分野・領域ごとに高度な専門能力を保有する人材である。そこで専門職人材に関する理論的な整理を行うとともに、専門職人材を育成、活用、処遇する企業におけるシステムとその運用実態を詳細に調査し、その実態を踏まえて今後どのような仕組みを構築したらよいのか、実践的な方策を提示することがこの研究の目的である。キャリア・マネジメントの視点から専門職人材の育成、活用、処遇を研究しようとする点に本研究の特長がある。	
4 研究の概要	<p>① 専門職人材（エキスパート、スペシャリスト、プロフェッショナルなど広く捉える）に関する文献、調査・研究成果、資料等を収集し、読み込んだうえで理論的に整理する。</p> <p>② 専門職人材の育成、活用、処遇制度を導入している企業、あるいは制度としては導入していてもこれらに熱心な企業を対象に、郵送による詳細な実態調査を実施する。</p> <p>③ 郵送調査を基に、特色のある個別企業にヒヤリング調査を実施する。</p> <p>④ 本研究のテーマに関連のある学会、研究会、フォーラム等に参加する。</p> <p>⑤ 以上の研究を基に、専門職人材の育成、活用・処遇の実践的システムを提案し、キャリア・マネジメントの視点から研究論文として発表する。</p>	
5 研究組織（共同研究・総合研究のみ該当します）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究代表者 ・ 研究分担者（役割分担） 	

※ホームページ等での公開の 可 否 いずれかを○で囲んでください。否の場合は、理由書を添付して下さい。

部科校名：法学部

氏名：谷田部 光一

6 研究の結果（総合研究の研究代表者は、4,000字以上記入してください。）

(1) 研究で明らかしたこと

① 専門職人材に関する学術文献、調査・研究成果、資料は少なく、むしろ報告者自身のこれまでの業績の蓄積の方が多かった。また、本テーマに関連のある学会、研究会、フォローアップは平成20年度中には開催されなかった。

つまり、これからも報告者自身が先導的立場からこの分野の研究を進めなければならないことを、改めて確認する結果となった。

② 企業対象の詳細な実態調査－「専門・プロ人材の育成と活用に関する調査」から、新しい知見というより、専門職人材に対するこれまでと同様な企業の姿勢、制度、取り扱い実態が再確認された。

③ 平成20年度後半からの経済危機で、ヒヤリング可能な企業は限定された。この点に関しては、21年度においても先進企業の協力を得てヒヤリングを続けることにする。

④ 文献研究や企業の実態調査により、今日の経営においては、従来型の狭義の専門職だけでは環境変化に対応できないことが明らかになった。そこで、独自に「専門・プロ人材」という拡大した概念を提唱し、専門職的人材の再定義、再構成を試みた。

具体的には、下記成果物（論文）のタイトルにもあるように、専門・プロ人材の概念を検討したうえでその人材要件を「人材特性＋能力要件」で構成し、それぞれのカテゴリーと具体的構成要素を提示した。また、専門・プロ人材の育成と活用に関しても実践的な提案を試みている。さらに、専門・プロ人材の評価システムと広義の処遇システムについて検討し、働きがいにつながる動機付けの方法に関しても考察した。そこには斬新な考え方が少なからず盛り込まれている。

(2) これまでの成果物

① 研究あるいは調査をするための前提として、まず、専門・プロ人材の概念と要件について整理し、論文「専門・プロ人材の概念と人材要件」『政経研究』第45巻第3号（2008年12月）を執筆した。

② 上記「専門・プロ人材の育成と活用に関する調査」の結果に関して、分析とコメントを『賃金事情』第2550号（2008年10月5日）に掲載した。

③ 次いで、上記調査の結果を踏まえながら、論文「専門・プロ人材の育成と活用」『政経研究』第45巻第4号（2009年3月）を発表した。

④ 引き続き上記調査を参考にしながら、論文「専門・プロ人材の処遇と動機付け」を執筆し、『政経研究』第46巻第1号（2009年6月刊行予定）の原稿としてすでに入稿している。

(3) これからの研究課題

今後に残された課題は、専門・プロ人材を対象とする、活用方策なども含めた魅力ある人事・処遇制度の構築である。上述した一連の論文の中で、報告者はすでに専門・プロ人材の概念、人材要件、育成、配置、活用、等級制度（格付け制度）、賃金・報酬、支援策、評価、動機付けなどを考察してきた。ただ、一連の論考ではその基礎的な部分を検討しただけで、論文の性格もあるが、詳細で具体的な内容までは言及していないし、トータルにシステム化することもまだ不十分である。

魅力あるシステムの構築のためには、参考になる企業事例のさらなる収集・分析、企業の実務家へのヒヤリング、調査・統計資料の蓄積、深い考察に基づく理論的整理などが必要になる。報告者自身は、これからの専門・プロ人材の人事・処遇システムに関して今のところ模索段階だが、過去あるいは現在の専門職制度をベースとしながらも、新しい事例と知見と発想と理論を付加した発展形態になるだろうと考えている。その場合、新しい専門・プロ人材の人事システムは、企業・組織サイドに偏ったシステムではなく、専門・プロ人材の「キャリア開発・形成」の視点や、「働きがいの人材マネジメント」のスタンスを取り入れることが不可欠である。

注：課題番号を記入してください。

平成20年度 学術研究助成金実績報告書

平成 21 年 3 月 4 日

日本大学 総長 殿

氏 名 岡 西 賢 治



所属・資格 法学部・准教授

下記のとおり報告いたします。

1 種 目	<input checked="" type="checkbox"/> 一般研究(個人研究) / <input type="checkbox"/> 一般研究(共同研究) / <input type="checkbox"/> 総合研究	注：該当する種目を○で囲んでください。
2 研究課題	日本における矯正制度の沿革と理念の研究 —英独の行刑思想の影響を中心に—	
3 研究の目的	平成18年の監獄法の改正により法律用語としての「監獄」がなくなったことを機に、日本における「牢獄」「監獄」「刑務所」等がもつ制度的意義について、明治初期から現在にわたって検討し、今後の矯正施設のあり方ならびに課題を指摘する。近年、矯正施設内での様々な問題が顕在化しているが、その具体的な解決策を模索するうえでも、矯正制度の理念および沿革を研究する意義は高く、とりわけ、日本の監獄制度初期において影響力のあったイギリス・ドイツの制度と思想について比較法的検討をくわえる。 また、大正から昭和初期にかけて行刑の思想・施策に大きな影響を与えた、山岡萬之助博士の斯業に関する一連の業績についても分析・検討をおこない、その意義ならびに功績を明らかにする。	
4 研究の概要	矯正制度の沿革を調べるにあたり、学術文献や公的な記録資料以外にも、新聞や雑誌等の記事なども収集および分析の対象とする。学習院大学が所蔵する「山岡萬之助関係文書」についても資料として収集する。さらに、19世紀中葉から20世紀初頭にかけてのイギリスならびにドイツの文献についても可能な限り収集し検討をくわえる。 これらの資料の収集にあたっては、必要に応じて出張をおこなう。 また、史学的研究については専門研究者からの情報を得るために、意見交換ができるような機会をつくる。	
5 研究組織（共同研究・総合研究のみ該当します）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究代表者 ・ 研究分担者（役割分担） 	

※ホームページ等での公開の 可 否 いずれかを○で囲んでください。否の場合は、理由書を添付して下さい。

部科校名： 法学部

氏名： 岡西 賢治

6 研究の結果（総合研究の研究代表者は、4,000字以上記入してください。）

刑事司法における被疑者・被告人ならびに受刑者の法的地位については、明治期初頭より多岐多様にわたる議論がなされ、また多くの問題点が指摘されてきたところであるが、明治41年に制定された監獄法は、フランス・ドイツ・イギリスなどの国の影響をうけつつも、日本独自の思想や制度を背景とした性質を有したものであり、戦前戦後を通じて百年間ものあいだ「法律」として生きてきた。しかし、平成18年の法改正により監獄法は廃止され、新たに「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」が施行されるに至り、受刑者および被疑者・被告人に対する処遇は転換期を迎えようとしている。もちろん、これまでの監獄法時代にも、日本国憲法制定によって、とりわけ刑事訴訟法を中心とした刑事司法の理念が大きく変化したことにとともに、監獄法の規定の解釈や運用も大きく影響を受けたのであるが、戦前にも明治期から大正期にかけても運用の見直しや新たな制度が試みられてきたことも注視しなければならない。

そこで、今後の刑事施設法のあり方を検討するうえでは、監獄法時代にいかなる運用がなされ、また、いかなる課題が指摘されていたかを研究し、とくに、監獄法制定時におけるイギリス・ドイツの制度の影響および大正期における運用の変化と日本独自の理念がいかに取り込まれていたかを解明することが重要であると考える。そしてこの点を解明するために、大正期の初めから半ばにかけて司法省の監獄（行刑）行政の中心的な役割を携わっていた山岡萬之助博士の業績を省み、博士の刑法ならびに刑事政策に関する理論的な背景と、当時の実務や学界との関係をさぐりながら、行刑・矯正がかかえる問題点を浮き彫りにする、という手法をとった。

山岡萬之助の刑法および刑事政策の理論を研究するにあたっては、博士が留学していたライプチヒ大学・ベルリン大学での研究活動を探るため、これらの大学に赴き、現地の研究者との意見交換を行い、関連する資料を収集してきた。

また、明治期の日本の法制全体に関する情報を得るために他大学の研究者との意見交換ならびに資料収集を行った。

注：課題番号を記入してください。

平成20年度 学術研究助成金実績報告書

平成 21 年 4 月 9 日

日本大学 総長 殿

氏 名 工 藤 聡 一



所属・資格 法学部・准教授

下記のとおり報告いたします。

1 種目	奨励研究/ <input checked="" type="radio"/> 一般研究(個人)/一般研究(共同)/総合研究	注：該当する種目を○で囲んでください。
2 研究課題	エア・カボタージュの現在	
3 研究の目的	1919年パリ国際民間航空条約以来の国際航空公法上の原則である、国内地点間運輸の自国留保権（エア・カボタージュ）が、いわゆるオープン・スカイ政策の進展とEU域内航空統合の完成という環境変化の下で、いかに変容しつつあるのかを検証する。	
4 研究の概要	オープン・スカイ政策により運輸権の開放を推し進める米国（ただしエア・カボタージュ含まず）と、域内航空完全自由化を成し遂げた欧州（エア・カボタージュ含む）との当事関係に関する理論上、政策上の問題について、主として文献研究により解明作業を行う。	
5 研究組織（共同研究・総合研究のみ該当します）	<ul style="list-style-type: none"> ・研究代表者 ・研究分担者（役割分担） 	

※ホームページ等での公開の可否） いずれかを○で囲んでください。否の場合は、理由書を添付して下さい。

部科校名： 法 学 部

氏名： 工 藤 聡 一

6 研究の結果（総合研究の研究代表者は、4,000字以上記入してください。）

① 問題状況

現行のシカゴ条約体制は、第一次大戦期に確立された領空主権概念を踏襲した 1944 年シカゴ条約を基礎に、多数国間協定である 1944 年国際航空業務通過協定が各国機の上空通過権を許容し、更に二国間航空協定により各当事国が運輸権を相互に供与し合うという構造を有している。そして各国は、自国航空会社に厳しい外資規制を敷くほか、国内地点間航空運送、すなわちエア・カボタージュ（以下「カボタージュ」という）を自国機に留保することで、領空主権を補強してきた。ところが、1990 年代に EU は、加盟国間で領空主権を段階的に撤廃し、最後にはカボタージュさえ聖域でなくしてしまった。かたやアメリカが、オープン・スカイ政策により運輸権の開放を強力に推し進めており、今後彼らが直接の当事関係に立つと膨大な国内航空権益が相互に開放され、航空地図が大きく塗り替えられる可能性がある。

我が国のカボタージュ研究の到達点として、P. M. DeLeon, *Cabotage in Air Transport Regulation* (1992) をみることができるが、同書は 1997 年に完全施行された EU 航空自由化第三パッケージにおけるカボタージュ解禁前に著されたものであり、今となってみれば幾つかの実証的考察を欠いている。オープン・スカイ政策、戦略的アライアンスの進展とともに、その後大きく様変わりした航空情勢を踏まえて、改めてカボタージュの意義を捉えなおす作業が求められている。

② 研究方法

EU の域内航空自由化におけるカボタージュ解禁に至る議論や、米国と EU との航空権益交換の先にあるカボタージュの相互解禁の見通しについて、主として文献研究の手法により考察を行った。また、米国法曹協会航空宇宙法部会の年次会合において、あるいは McGill 大学航空宇宙法研究所において、専門家から意見を聴取し併せて関連資料の提供を受けた。

③ 研究成果

まず、EU の域内航空自由化におけるカボタージュ解禁に至る議論についてである。単一市場の完成に向けてはカボタージュとて聖域ではあり得ず、英蘭を代表とする、既に規制緩和を経験済みの加盟国はその解禁に終始積極的であった。そして、仏独など規制緩和に慎重な加盟国も、カボタージュを温存せずとも国内運送の担当能力が一気に流動化する可能性は低いとの認識に至り、第三パッケージに結実したものである。こうして一応カボタージュ解禁を含む単一航空市場が完成されたが、現実には、地理的条件と、鉄道とのモード間競争を考慮すると、エールフランス＝KLM のような国際合併、ルフトハンザ航空＝オーストリア航空のような航空アライアンスの手法をもって補完された場合を除き、国内運送を外国航空会社が担当することは採算的、技術的に難しいと考えられている。

次に、米国と EU との航空権益交換の先にあるカボタージュの相互解禁の見通しについてである。米国の基本スタンスは、EU 加盟国とのオープン・スカイ協定の個別的締結による航空権益の拡大である。しかし、これによれば EU 側が単一航空市場内のいわゆる第五の自由（国内路線接続国際運送）を差し出す一方、米国国内市場は閉鎖されたままで均衡がとれない。そこで、EU 側は TCAA (Transatlantic Common Aviation Area) を創設し、相互の空を完全開放すべく要求しているが、米国は未だこれに応じようとしていない。

状況がこのままで推移するならば「エア・カボタージュ」は、欧州にとっては解決済み、米国によっては不可触の問題であり続けるが、今後 EU 航空統合が航空ビジネスのシームレス化を導くことは容易に予想されるところであり、そうなると EU にとってのカボタージュ路線である、ロンドン、パリ、フランクフルト、ローマなどの主要都市からのフィード路線をめぐり、これと見合う米国国内路線の開放が EU＝米国間の航空交渉の焦点となっていくを得ない。また、2002 年の欧州司法裁判所の決定

部科校名： 法 学 部

氏名： 工 藤 聡 一

研究の結果 (つづき)

(ECJ, *Comm. v. Germany*, C-476/98, [2002] E.C.R. I-9855 ほか) を受け、欧州委員会が今後対米航空交渉の直接の当事者となるのも、「エア・カボタージュ」問題の本当の解消に向けての契機となる。米国側は、自国内航空路線の開放を材料に交渉を行い得なくなるからである。EUの枠を超えて「エア・カボタージュ」が流動化する日は遠くないかも知れない。

これらの成果をもとに、目下「エア・カボタージュの現在」と題する論文を纏めているところである。
以上

課題番号	個08-009
------	---------

注：課題番号を記入してください。

平成20年度 学術研究助成金実績報告書

平成 21 年 4 月 16 日

日本大学 総長 殿

氏 名 佐幸 信介



所属・資格 法学部・准教授

下記のとおり報告いたします。

1 種目	奨励研究 / <input checked="" type="radio"/> 一般研究(個人) / 一般研究(共同) / 総合研究	注：該当する種目を○で囲んでください。
2 研究課題	コモン・スペースとしての寺院とモラル・エコノミーに関する実証研究	
3 研究の目的	本研究では、このような現代社会における寺院という具体的な対象を通して、現代日本社会における空間とコミュニケーション行為の重層性—公（パブリック）、共（コモン）、私（プライベート）—を実証的に検証する。具体的には、調査対象とする寺院が、宗派・本山をあげての大きな式典とそれに伴う寺院の建設プロジェクトの参与観察、住職や檀信徒への聞き取り調査、プロジェクトに参画する建築家やプランナーへの聞き取り調査等を行う。	
4 研究の概要	<p>本研究では、宗派・本山をあげての大きな式典とそれに伴う寺院の建設プロジェクトの参与観察、住職や檀信徒への聞き取り調査、プロジェクトに参画する建築家やプランナーへの聞き取り調査等を通して以下に挙げるような課題を検討した。</p> <p>(1) 宗教意識や価値、(2) 日常生活における寺院の役割、(3) 檀信徒の組織とお布施のエコノミー、(4) 寺院の存立の仕組み、システム、(5) お布施のエコノミーと信仰のモラルエコノミーの重なり、(6) 寺院の空間を再構築する過程での、檀信徒や地域社会にとっての寺院の意味や価値、(7) 建築家やプランナーがデザイン・設計する宗教的空間の実相</p>	
5 研究組織（共同研究・総合研究のみ該当します）	<ul style="list-style-type: none"> ・研究代表者 ・研究分担者（役割分担） 	

※ホームページ等での公開の 可・否) いずれかを○で囲んでください。否の場合は、理由書を添付して下さい。

部科校名：法学部

氏名：佐幸信介

6 研究の結果（総合研究の研究代表者は、4,000字以上記入してください。）

1. ユイと共同性の記憶

寺院は公的領域にも、私的領域にも限定されず、両者を橋渡しするような蝶番の空間と場所性を備えている。歴史的には、寺院は地域社会や壇信徒の間での相互扶助や生活の質の下支え、日常生活の秩序のよりしろとなってきた。これらの生活に根ざしたモラルエコノミーは、なおも、同族団や日常的な儀礼、あるいは「ユイ」の履歴として現存しており、地縁的な社会関係と寺院の信仰のエコノミーとの重層性が看取される。ただし、ここには信仰の習俗性が存在し、一般的にはひとつの信仰に一元化されるものでもなく、多様な宗教的な年中行事や儀礼とともに生活秩序が形成されているといえる。

ひるがえって地縁的なコミュニティの希薄化という近代化がたどった過程は、ユイに象徴されるような共同的な作業の必要性が減退したことと呼応して、地縁や宗教的なモラルエコノミーの変容が、日常生活の秩序の変容として経験されたといえることができる。

実際に「ユイ」は現在行われていないが、聞き取り調査のなかでユイの経験を闊達に語るインフォーマントが多くいた。年代は70歳代以上であり、1960年代の半ば、つまり昭和30年代頃までは実際にユイは行われていたという。「みんな貧しかったから、労力の貸し借りが必要だった」という話をきくことができたが、「貧しい」という言葉とは対照的に、「ユイ」の思い出は楽しく、闊達なものとして語られることが多かった。つまり、ユイは集落の構成と重なる同族団を中心に構成されていたようであるが、農作業や家の普請などの労働力の必要性を合理的に算出するようなインストルメンタルな経済関係（労力の貸し借り）というよりも、コンサマトリーな意味充足性が存在していた。しかも高齢のユイの経験者は、現在もこのユイの経験を記憶として保持しており、集落にとってもユイの経験は履歴している。

ユイを形成しているのは、労力の貸し借りである。しかし、それは金銭的価値に還元されるものではなく、ユイの価値は集落や同族団、すなわち共同性の維持、再生産によって担保されている。むしろ、有賀喜左右衛門などの先行研究があきらかにしているように、同族团的、イエ連合のようなある種の権力構造があることも事実である。こうした権力構造は、いまだに生きている。しかしながら、他方で「最近では隣の家との行き来もなく、畑でたまに顔を合わせるくらい」というインフォーマントの発言に見られるように、地域社会のコミュニケーションの変容をもたらしていることも事実である。

2. 寺院の空間とコモン

地域社会のなかで寺院の役割を、社会的コミュニケーションや場所の観点からとらえるならば、どのような空間としてリ・デザインしていくのが課題となる。寺院の庫裏建設にあたって、広く全国からデザイン案を募集した結果、シンボリックな独特な形状をした大屋根を特徴とするデザインが決定した。このコンペティションの結果は、建築学会学会誌やいくつかの建築雑誌にすでに紹介されているが、その特徴は、不変なものとしての大屋根が、可変的な内部空間を包み込む関係にある。庫裏である以上、基本的な空間の機能は寺族の居住にあるが、かなりの敷き面積を、壇信徒や地域住民への共有スペースに裂いている。

庫裏は、日常的に地域社会へむかって開き、生活の次元で地続きになるものである。と同時に、客殿や法堂への内部空間との接続がなされ、空間の境界移動は、儀礼性を帯びつつ、身体感覚の変容ももたらすことになる。ルフェーブルが述べるように、空間にはリズムや方向感覚（sense）が内在しており、空間が有している質感や象徴性と身体感覚の sense とは相関する。

sense を内在した空間をここでは、空間のハビトゥスと呼ぶことにする。この空間のハビトゥスは、寺院の宗教性に依存するが、他方で地域社会の生活のモラルエコノミーとも相互関係を有している。空間が共有されることの意味は、空間のハビトゥスとの親和性の観点からとらえ直すことができるといえよう。誰もが使用できる空間は、近代的な機能主義的な空間を意味するのではなく、住むことの空間の拡張の原理として見いだされる。例えば一人暮らしの高齢者にとって、寺院の庫裏が生活の一部になるような関係である。

コミユナルな空間とは、空間のハビトゥスがコミュニケーションの発生の契機となるような、公共性の問題としてとらえ返すことができる。

注：課題番号を記入してください。

平成20年度 学術研究助成金実績報告書

平成 21 年 3 月 23 日

日 本 大 学 総 長 殿

氏 名 壽福 隆人



所属・資格 法学部 准教授

下記のとおり報告いたします。

1 種目	奨励研究 / <input checked="" type="radio"/> 一般研究(個人) / 一般研究(共同) / 総合研究	注：該当する種目を○で囲んでください。
2 研究課題	公民・歴史教育において文化財保護活動の重要性を学習できる教材の開発	
3 研究の目的	近年急速に進展している都市化・過疎化と高齢化によって、歴史教育の重要な教材であった有形・無形の文化遺産が荒廃し、後継者を失いつつある。学校教育と深く関係する文化財の荒廃状況を調査して、文化財保護教育の重要性を確認する。さらに、これらの調査から、現行の社会科・地歴科・公民科教育が文化財保護活動に十分な役割を果たし得ていない状況を明らかにしたい。	
4 研究の概要	都市化に伴う文化財の荒廃が近年急速に進んでいる地域の中から、文化財保護活動にあまり熱心でないと思われる地域と多くの文化財が存在しかつ保護活動の先進地域と思われる地域を選んで研究対象とする。	
5 研究組織（共同研究・総合研究のみ該当します）	・研究代表者 壽福隆人 文化財保護とそれに必要な教育は文化財保護行政の進展とともに発展しつつある。しかし、近年特徴的に見られる問題は、経済環境が文化財保護活動に大きな影響を与え、それは同時に文化財保護を目的とした教育にも影響するという問題である。 新聞紙上等で取り上げられた問題として、東京中央郵便局の問題がある。既に一私企業となった企業が保有する建築物を文化財として保存する場合、その企業の経済活動と文化財保護活動との整合性をどのようにしていくのかと言う問題である。この問題は、社会的に影響力が大きい所轄大臣の発言から社会問題化していったが、多くの文化財はこのように注目されることなく、私企業や個人の経済活動と文化財保護の整合性をとることができずに、結果的には多くの文化財が失われていくことになる。 経済活動と文化財保護の関係をどのように捉え、どのように教材化していくかが、今後の重要な課題である。 文化財保護の重要性を考える教育の中心を担うのは社会科教育、地理歴史科教育、公民科教育であることに疑問を挟む余地はないが、教科教育論、教材編成論の中で、経済発展と文化財保護の関係を十分に説明した教材は不十分と言うしかない。	

※ホームページ等での公開の (可)・否) いずれかを○で囲んでください。否の場合は、理由書を添付して下さい。

部科校名：法学部

氏名：壽福隆人

6 研究の結果（総合研究の研究代表者は、4,000字以上記入してください。）

ただ、その中で、ユネスコを中心とした「世界遺産教育」はその成果を上げつつある。奈良教育大学の田淵五十生研究室を中心とした「世界遺産教育」の研究は今後の文化財保護教育の方向性を示すに十分な成果をあげた。とくに、平成20年度の「世界遺産教育」研究大会の盛況ぶりはこの分野の研究が学校現場で求められていること、また、現職教員から強い関心をもって注目されていることを示す事例である。

しかし、これは奈良市を中心とした、わが国でも有数の文化遺産を保有する地域であること、また、従来から文化財保護活動に熱心な地域を舞台とした研究発表が中心であったことに考慮しなければならないだろう。すなわち、奈良市を中心とした「世界遺産教育」は地域活性化と観光開発という経済活動が文化財保護と強く結びついた「特殊な例」であることに留意しなければならないということである。

文化財保護の教育とその教材開発は、特定の地域に適用される教材の開発を目指すものではなく、観光開発や地域活性化とは必ずしも結びつかないが価値のある文化財を地域でいかに守っていくのかを考え、あまねく地域で共有できる学習課題でなければならない。世界的に注目され、その価値が十分認識されている文化財を保有する地域が文化財保護教育の中心となって「世界遺産教育」や文化財保護教育が進展していくのは当然のことではあるが、ここから必ずしもその価値が定まっていない文化財を身近に持つ地域の学習課題として発展させていく方法とは何か今後のこの分野での研究活動の中心となっていくであろう。

ところで、この研究の過程で、今後重要視されなければならない問題をも発見することができた。それは、タイ国アユタヤ遺跡でおきている問題である。アユタヤ遺跡は「世界遺産」に登録され、その整備が進んでいる。その過程で、世界遺産に登録される前から遺跡の周辺で経済活動をしていた「土産物」店の多くが世界遺産に登録された地域から閉め出されたとう事実である。ユネスコが世界遺産に登録された地域から土産物店などを閉め出すという理念はれっきとした理由があり、それは妥当なものである。しかし、それによって生活を脅かせる人々が生じたことには注目しなければならない。世界遺産に登録されるまでのそれらの遺産は、ある意味でそういう人たちによって守られてきたという側面もあると考えられるからである。

今後の文化財保護の教育や「世界遺産教育」を考えていく上で、考慮しなければならない問題であると考えられる。」

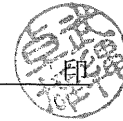
注：課題番号を記入してください。

平成20年度 学術研究助成金実績報告書

平成 21 年 4 月 20 日

日 本 大 学 総 長 殿

氏 名 武縄 卓雄



所属・資格 法学部・准教授

下記のとおり報告いたします。

1 種目	奨励研究/ <input type="radio"/> 一般研究(個人)/ <input type="radio"/> 一般研究(共同)/ <input type="radio"/> 総合研究	注：該当する種目を○で囲んでください。
2 研究課題	産業連関分析による地域間生産格差の要因分析	
3 研究の目的	<p>1990年にバブル経済が崩壊して約20年が経過しようとしている。この間、地方と中央との所得格差の拡大が進展し、その格差を是正することが現在では最重要課題の一つにまでなっている。</p> <p>① 本研究においては所得発生源である産業の生産額に着目し、その生産額の変化分を「技術構造の変化による部分」と「最終需要構造の変化による部分」に分類することを通じて、生産額の変化要因を地域ごとに把握し、地域間の職得格差要因を明らかにしようと考えている。</p> <p>なお、ここで地域の対象になるのは47都道府県で、分析期間は1980年から2000年を予定している。</p> <p>② 所得格差の要因分析に関する研究に関しては、マクロ経済の側面から多くなされており、また産業連関表を用いた特定地域の所得分析もある。しかし、全国を対象とした産業連関表による分析は見受けられない。その点に本研究の特色がある。</p>	
4 研究の概要	<p>1 経済データの整備 接続産業連関表をベースに、あらたな接続産業連関表（1980-1985-1990-1995-2000）を作成する。</p> <p>2 各都道府県の関係者のもとへ行き直接意見の交換をする。</p> <p>3 データ分析 生産誘発額の計算は逆行列部分と最終需要額部分との積で求められる。 本研究では、逆行列部分の変化による生産誘発額の変化分を「技術変化による生産誘発額の変化」と考える。さらに、最終需要額部分の変化による生産誘発額の変化分を「最終需要構造による生産誘発額の変化」と考える。それら二側面による生産誘発額の時系列値を47都道府県別に計測する。 部門数は99部門を予定している。計測期間は1980年～2000年である。</p>	
5 研究組織（共同研究・総合研究のみ該当します）	<ul style="list-style-type: none"> ・研究代表者 ・研究分担者（役割分担） 	

※ホームページ等での公開の（○可・否） いずれかを○で囲んでください。否の場合は、理由書を添付して下さい。

部科枝名：法学部

氏名：武縄 卓雄

6 研究の結果（総合研究の研究代表者は、4,000字以上記入してください。）

「5 研究の概要」で述べた項目2の「意見交換」に関しては、分析結果の見通しが見つからない状況であったため、実施していない。以下、項目1と項目3に関して報告する。

1 データの整備

個々での作業は二つある。

① 第一にデータの入手である。

入手対象期間 [1980(S55)-1985(S60)-1990(H2)-1995(H7)-2000(H12)]のうち、1995年と2000年は入手が容易であったが、他の年に関しては都道府県のデータ整備に差があった。

例えば、1985年以前のデータが無い、あるいは、データが存在していても部門数が粗い、と言う状況である。

予定のデータが公表されていない都道府県に関しては、メールでの問い合わせにより順次、入手が出来た所もあるが、入手できなかったところもある。

平成21年3月末時点で、まだ、データを入手していない県があるため、次年度への継続作業となっている。

② 第二は、データを同じ基準に整備して接続することである。

個々での作業は、部門分類をどの様にするかである。

当初は99部門を予定していた。しかし、上述のようにまだ未入力のある所もある。限定された時期までに一定の結果を出すには、30~40部門に押さえた中分類で作業することを考慮している。

この部分も、次年度への継続作業となる。

2 データの分析

上述したように、データ整備が完了していないため、分析に着手できていない。

データ整備もまもなく完了するため、成果物の提出期限（H22年5月末）までには結果は出せる予定である。

以上

注：課題番号を記入してください。

平成20年度 学術研究助成金実績報告書

平成 21 年 3 月 6 日

日本大学 総長 殿

氏 名 館野 正生



所属・資格 法学部 准教授

下記のとおり報告いたします。

1 種目	奨励研究/ <u>一般研究(個人)</u> /一般研究(共同)/総合研究	注：該当する種目を○で囲んでください。
2 研究課題	孔子に於ける倫理規範	
3 研究の目的	<p>『論語』に言行が記録される中国古代の思想家、孔子は自身および社会の規範を「天」に求め、この「天」に則って行動できる人間を「君子」と呼び、一方、その反意語として「小人」を説いている。</p> <p>「天」は重要な研究課題であるため、孔子が規範とした「天」、それに従う「君子」に関する研究はいくつか行われているが、しかし、「小人」のまとまった研究は見られないようである。しかし、「天」をより明確にするためには、「小人」からも考察される必要があると思われることから、『論語』に残される「小人」の用例を手掛かりとして、その内容を明らかにすることによって「君子」の在り方を探り、ひいては孔子の倫理観について考察したい。</p>	
4 研究の概要	『論語』に記載される「小人」の用例を全て抽出し、それに対する注釈を調査して、その内容を明らかにした上で、「天」との関連を考察し、孔子の倫理観を明らかにする。	
5 研究組織（共同研究・総合研究のみ該当します）	<ul style="list-style-type: none"> ・研究代表者 ・研究分担者（役割分担） 	

※ホームページ等での公開の 可 否 いずれかを○で囲んでください。否の場合は、理由書を添付して下さい。

部科校名： 法学部

氏名： 舘野 正生

6 研究の結果（総合研究の研究代表者は、4,000字以上記入してください。）

まず『論語』に遺されている「小人」の用例を、孔子が語ったものと孔子以外の人物（主に孔子の門人）が語ったものに分けて内容を調査し、加えて孔子の言う「小子」、門人の言う「小童」など関連項目を探し出した。

次いでその内容を調査するため、『論語』の注釈書である邢昺『論語正義』、皇侃『論語義疏』、朱熹『論語集注』から、現代の日本人学者、吉川幸次郎、木村英一、金谷治などに到る注釈内容を検討した。

これらに見られる特徴は、「小人」をおおよそ「つまらぬ人間」とし「君子」と対照的な人物としている。しかしなぜつまらないのか、または君子に対してなぜ劣っているのかは明らかにされていない。

そこで小人の用例を詳しく調査すると、孔子が小人と君子を比較して語っている箇所があり、その内容から君子と小人の差違が見え、重要な点は「天」であることが分かってくる。

このようにして孔子が自らの倫理規範とした「天」を、その反対面である「小人」の内容から探ったのである。

注：課題番号を記入してください。

平成20年度 学術研究助成金実績報告書

平成 21年 4月 16日

日本大学 総長 殿

氏 名 馬 淵 彰



所属・資格 准教授

下記のとおり報告いたします。

1 種目	奨励研究/一般研究(個人)/一般研究(共同)/総合研究	注：該当する種目を○で囲んでください。
2 研究課題	近代イギリスの社会問題とキリスト教との関係	
3 研究の目的	1870年代初頭のイングランド・イーストアングリア地方の各地における農業労働者組合運動とキリスト教との関係を調査する。労働組合支部設立経緯や初期発展段階の歴史を調査し、それらの時期にキリスト教が如何なる影響力を農業労働者組合に対して有していたのか、そして、いかなるタイプのキリスト教が関与していたのかを明らかにする。	
4 研究の概要	イースト・アングリア地方の史料館(County Record Office)やロンドン、マンチェスターなどの図書館・史料館に保管されている、農業労働者組合関連の史料や、その地の教会資料(教会会議事録や教会報告書など)、当時の地方新聞の関連記事などを調べる必要がある。これらの作業のため、数週間にわたってイギリスに滞在する。	
5 研究組織(共同研究・総合研究のみ該当します)	<ul style="list-style-type: none"> ・研究代表者 ・研究分担者(役割分担) 	

※ホームページ等での公開の(何)否) いずれかを○で囲んでください。否の場合は、理由書を添付して下さい。

部科校名：法学部

氏名：馬淵 彰

6 研究の結果（総合研究の研究代表者は、4,000字以上記入してください。）

1870年代初頭のイングランド・イーストアングリア地方の各地における農業労働者組合運動とキリスト教との関係の調査結果は、以前提出した計画書で言及した通り、1980年代初頭にナイジェル・スコットランド博士によって発表されている。しかし、スコットランド博士の研究は、メソディスト派の貢献を高く評価する極めて教派的視点が強く、農業労働者組合とキリスト教との関係の実際の歴史像を示しているとは思われないというのが、今回の研究の動機である。私がイングランド南部を研究対象として以前に行った歴史調査によって、スコットランド博士とは異なり、各種のキリスト教派の影響が農業労働者の組合運動に対しポジティブにもネガティブにも作用し、また、同じ教派内部でも異なった動きが組合に対してなされていた複雑な歴史の実態が明らかになったことで、彼の説への懐疑が高まった。イースト・アングリア地方も、教派的視点に縛られずに再調査すれば、スコットランド博士とは異なった結論にたどり着くであろうと予測している。

今回の研究活動では、「研究の概要」で述べたように、イースト・アングリア地方の資料館(County Record Office)やロンドン、マンチェスターなどの図書館・史料館に保管されている、農業労働者組合関連の史料や、その地の教会資料(教会会議議事録や教会報告書など)、当時の地方新聞の関連記事などの調査を計画し、その作業のため約2週間にわたってイギリスに滞在した。

今回訪れた資料館は、イースト・アングリア地方の辺境に位置する州の各州立資料館である。今回辺境の州を選んだ理由は、前年度までの法学部研究費によって、イースト・アングリア地方のノーフォーク州資料館とケンブリッジシャー州立資料館での調査にすでに着手していたからである。今回はリンカンシャー州とセックス州とケント州のそれぞれで、Lincolnshire Archives(Lincoln市)、Essex Record Office(Chelmsford市)、Centre for Kentish Studies(Maidstone市)、Kent County Council(Sevenoak市)を訪れた。各資料館では、1870年代初頭のメソディスト派の(教区レベルでの)所在地を示す史料調査を中心に行なった。入手(デジタルカメラでの撮影やコピー)した史料は、主にメソディスト諸派のCircuit Plan, Circuit Schedule Book, Station(Circuit) Report, Register of Marriage, Baptismal Register of Circuitなど、地方教会史料である。

また、British LibraryのNewspaper Libraryでは、日本においては手に取ることができない農業労働者組合(National Agricultural Labourers' Union)の各種の新聞(機関紙)をマイクロフィルムからデジタル画像へと焼き直し、入手した。これによって、イースト・アングリア地方での農業労働者組合の局地的な発展過程の把握が可能となった。

その他にも、日本ではその存在さえ知られていないイースト・アングリア地方の地方史研究の諸成果(冊子や著書など)、またメソディスト派の史料カタログ(約20冊)を各州立資料館やマンチェスター大学メソディスト資料館(ジョン・ライランズ図書館とディーンズ・ゲイト別館)を介して入手した。

Suffolk州のデータがまだ入手できていないが、今回の調査で大方のイースト・アングリア地方の各地の農業労働者組合の設立経緯や発展過程の把握が可能となり、今後、それらを地方のメソディスト派勢力との関係を分析し、先行研究の問題点を論じていく下地がほぼ整った。現在は、入手した史料をもとに、メソディスト派所在地と農業労働者組合運動の拠点を1870年代の地図上で確認していく作業の段階に入っている。

農業労働者組合へのメソディスト派の貢献に偏重した歴史像を宗教社会学的手法を用いて1980年代初頭に発表したナイジェル・スコットランド博士の説に対して、現在行なっている歴史学的な実証的地域研究で再検討することで、致命的な一石を投じることができるのではないかと期待している。

平成20年度 学術研究助成金実績報告書

平成 21年 4 月 15 日

日 本 大 学 総 長 殿

氏 名 渡 辺 徳 夫 

所属・資格 准 教 授

下記のとおり報告いたします。

1 種目	奨励研究/○一般研究(個人)/一般研究(共同)/総合研究	注：該当する種目を○で囲んでください。
2 研究課題	ハインリヒ・フォン・クライストにおける表現様式に関する研究	
3 研究の目的	<p>①クライスト（1777—1811）の代表的な戯曲と小説を取り上げ、原典の解釈を行い、今までに挙げられた研究の成果（フライターク、J. シュミット、特にクロッツ）に鑑み、クライストの表現形式の傾向を明らかにするのが、本研究の目標である。</p> <p>②クロッツは、ヨーロッパの劇文学が、表現様式の相反し対立する2つの原則的な傾向、すなわち、「構築的形式」への傾向と「非構築的形式」への傾向とによって規定されると述べている。クロッツに従えば、ラシーヌ、ゲーテ、シラーの作品構成は「構築的形式」、そして、ビューヒナー、グラッペ、ヴェーデキント、プレヒトの作品は「非構築的形式」と捉えられている。しかし、クライストの作品はクロッツの研究では、ほとんど取り上げられていない。クライストの作品は、「構築的形式」と「非構築的形式」のどちらの形式に分類されるべきなのか。これについてはドイツ本国のクライスト研究においても明確な意見が出されていない。</p> <p>③日本の研究に関して言えば、クライストの作品は「構築的形式」の方に捉えられているように思われる。私自身、クライストの作品は現在「中間的な形式」をとっているのではないかと予想している。それを明らかにするのが本研究の目的である。</p>	
4 研究の概要	<p>研究書、翻訳を参照しながら、原本（複数の版がある）を綿密に読むという基本的な作業を行う。本年度と次年度で、クライストの代表的な作品、戯曲『公子ホンブルク』と小説『O侯爵夫人』等を主たる研究対象にし、共通する手法を抽出する。</p> <p>手順としては、まず、「構築的構成」の立場を取るドイツ本国の研究者の意見を紹介し、その後、テキストを仔細に読みながら、筋、性格描写の矛盾、齟齬を挙げて、「非構築的」な要素を指摘する。</p> <p>今後の構想としては、前年度の成果である『公子ホンブルク』の劇構成の分析を踏まえ、本年度には『ミヒャエル・コールハース』『O侯爵夫人』等の小説構成を分析し、クライスト文学の様式研究の方向付けを行いたいと思う。</p> <p>また、クライストの作品は繰り返し舞台化、映画化されているが、特に、ロメールの映画『O 侯爵夫人』及びその演出ノートは、テキストを理解する上で重要な示唆を与えてくれる。演出や映像も作品解釈の参考にしたいと思う。</p>	
5 研究組織（共同研究・総合研究のみ該当します）	<ul style="list-style-type: none"> ・研究代表者 ・研究分担者（役割分担） 	

部科校名： 法学部

氏名： 渡辺 徳夫

6 研究の結果（総合研究の研究代表者は、4,000字以上記入してください。）

2009年2月、「H. v. クライストの『公子ホンブルク』における構築的形式と非構築的形式」という論文を『桜文論叢』73号に発表した。これは、クライストの最後の、最も円熟し、最も代表的な作品と言われる『公子ホンブルク』を取り上げ、戯曲の構造分析を試みたものである。

まず、その拙論の中で、クロッツの唱える「構築的形式」と「非構築的形式」の定義を引用し、そして、グンドルフ、シュタイガー、ハフナー、ヴィットコフスキー、J. シュミット等の錚々たるクライスト研究者達が、この作品における古典主義的な均整の取れた劇構成の美しさを指摘していることを紹介した。さらに、私の方でドラマトゥルギー研究の重要な説であるフライタークの五部三点説を適用し、この戯曲が、立体的で構築的な劇構成になっていることを図によって示した。

確かに、戯曲の構造を外側から観察してみるならば、『公子ホンブルク』はクロッツの言う「構築的形式」に従って構成されているように見える。

しかし、クライストの他の戯曲、例えば『こわれがめ』や『アンフィートリュオン』そして『ハイルブロンンのゲートヒェン』にも見られるように、『公子ホンブルク』においても終結部が、円環を閉じずに、未完結に終わっており、いわゆる「開いた」結末が認められ、また、登場人物の性格描写における一貫性の欠如、筋の進展における連続性の欠如、さらに、主題を予告すると言われる冒頭の台詞において破格構文が認められた。本稿では、これらの点に注目し、クロッツの言う「非構築的形式」の特徴が現れているということを目指したのである。

本稿の結論として、このクライストの最高傑作が、形式的には調和的な美しさを保っているものの、論理的には一貫性が欠如している戯曲、すなわち、「構築的形式」と「非構築的形式」とを併せ持つ戯曲であることを述べた。

従って、拙論「H. v. クライストの『公子ホンブルク』における構築的形式と非構築的形式」において当研究課題の展望は、ある程度は得られたように思われる。


そこで本年度は、考察の対象を主にクライストの代表的な小説『ミヒャエル・コールハース』や『0侯爵夫人』に広げ、主に小説構成の緊密さ及び筋の展開、人物の性格の矛盾に絞って分析し、本課題をさらに発展させていくつもりである。

注：課題番号を記入してください。

平成20年度 学術研究助成金実績報告書

平成 21 年 4 月 17 日

日 本 大 学 総 長 殿

氏 名 北本孝二 

所属・資格 法学部 准教授

下記のとおり報告いたします。

1 種目	一般研究(個人)	注：該当する種目を○で囲んでください。
2 研究課題	英語における他者に対する働きかけを表す表現に関する研究	
3 研究の目的	ここでいう「他者に対する働きかけ」とは、catch, grab, hold などの「把捉」、hit, kick, kiss, などの「表面接触」、そして look, poke, shoot などの「進入」等のことで、一言で言えば、「物理的接触」のことである。本研究の目的は日本語と英語において物理的接触を表す表現の振舞いの相違を指摘して、その理由を解明することである。	
4 研究の概要	本研究は前年度平成19年度の研究テーマと連続しており、密接に関連している。前年度では当該の二つの構文の英語における意味の相違を専ら扱った。今回は日本語と英語のそれぞれの構文の振舞いの違いを検討した。	
5 研究組織（共同研究・総合研究のみ該当します）	<ul style="list-style-type: none"> ・研究代表者 ・研究分担者（役割分担） 	

部科校名：法学部

氏名：水本 孝二

6 研究の結果（総合研究の研究代表者は、4,000字以上記入してください。）

本研究では当該のふたつの構文の日本語と英語における振舞いの相違を指摘して、意味の違いを検討した。英語では能動態でも受動態でもふたつの構文の文法性は変わらなかったが、日本語の能動態では、「部分構文」に相当する表現のみ存在し、「全体+部分構文」に相当する表現は存在しない：

(1a) John took Mary's arm.

(1a) John took Mary by the arm.

(2a) ジョンはメアリーの腕を掴んだ。

(2b) ?ジョンはメアリーを腕（のところで）で掴んだ。

一方、受動態では「部分構文」に相当する表現は奇妙であり、「全体+部分構文」に相当する表現の方が日本語としては自然である：

(3a) Mary's arm was taken (by John).

(3b) Mary was taken by the arm (by John).

(4a) ?メアリーの腕が掴まれた。

(4b) メアリーは腕を掴まれた。

英語は能動態、受動態双方で「部分構文」「全体+部分構文」の両方を許容する一方で、日本語においては能動態では「部分構文」のみ、受動態では「全体+部分構文」のみを許容する。文法性に見られるこのコントラストはどのような理由によるものであろうか。英語においては能動態、受動態いずれの文型でも「部分構文」「全体+部分構文」を許容するが、「部分構文」が用いられた場合と「全体+部分構文」が用いられた場合ではニュアンスが異なるという。前者ではメアリーの腕は切断され、メアリ本人から離脱したものか、あるいはメアリーの腕は義手であるような場合に用いられる。一方後者ではごく普通の他者に対する働きかけとしての接触を示すという。この分離したものと一体のものとの対照は日本語でも見られる。日本語の「メアリーの頭が叩かれた」が奇妙な文に感じられる原因は、この文では「メアリ」と「頭」とが分離して、前者が後者の所有者、後者が前者の一部をなす、という通常の関係が成り立っていないことが含意されているからである。もしこの文を違和感なく用いることが出来る状況を考えると、グロテスクな想像ではあるが、メアリが斬首刑になり、その切り取られたメアリーの頭部を彼女に憎悪を抱く相手が憎しみを込めて叩いている、このような状況なら当該の文は自然に響くであろう。「メアリは腕を切られた」と「メアリーの腕が切られた」でも同様のことが言える。前者では「メアリ」は「腕」の所有者であり、「腕」は「メアリ」の譲渡し得ない所有物という通常の関係が成り立っている。身体部位の一部を切られたことにより、部分である「腕」に加わった影響は、全体である「メアリ」にも波及するであろう。「腕」と「メアリ」は密接な関係にあるのである。一方後者の文では「メアリーの頭」の文の場合と同様に「メアリ」と「腕」との関係が希薄である。たとえばメアリが局所麻酔をかけられて、自分自身の腕の感覚がない状態で、自分の腕の切断手術を観察しているような状況を考える。自分の腕に触られても全く分からない。メスで切られていても痛くない。「メアリ」とは無関係に「腕」の切断が行われていくような感じである。結局身体部位を最早分離されたものと見なすか、身体の一部と見なすかで文法的振舞いが異なる、と言える。

注：課題番号を記入してください。

平成20年度 学術研究助成金実績報告書

平成 21年 3月 31日

日本大学 総長 殿

氏 名 高草木 邦人



所属・資格 文理学部・助手

下記のとおり報告いたします。

1 種目	<input checked="" type="radio"/> 一般研究(個人研究) / <input type="radio"/> 一般研究(共同研究) / <input type="radio"/> 総合研究	注：該当する種目を○で囲んでください。
2 研究課題	二十世紀転換期ルーマニアにおける政党と農民	
3 研究の目的	本研究の目的は二十世紀転換期のルーマニアにおいて議会・政党政治が各社会層によってどのように受容・反発されたのかを検討することである。特に、政党と「農民」との関係性を主要な対象とする。従来の研究では政治家・知識人といった社会的エリート層が主な対象とされ、「農民」、或いは社会的エリート層と「農民」との関係性を検討した研究はほとんどみあたらない。確かに、二割程度の識字率、組織的な利益団体の欠如、そして制限選挙による「農民」の政治的不活発に鑑みれば、その検討は非常に困難といえる。しかし、第一次世界大戦前の硬直的で閉鎖的な議会体制と大戦後に出現した世界史的にも稀な議席数を誇った鉄衛団といった大衆的ファシスト勢力との連続性・断続性を考えるうえで、大戦以前における「農民」の政治的位置・動向を検討する必要性があると考えます。	
4 研究の概要	本研究では農村の初等教育教師、及びその全国組織である全国教師協会の活動を検討する。なぜならば、二十世初頭ルーマニアにおいて教師は農村において知的・文化的センターとして西欧的な「文化」や近代的な諸制度を農村に浸透させるための媒介者であると同時に、伝統的な農村行事への参加や土地経営への従事により農村における社会的、及び経済的な要求の代弁者でもあったからである。既成政党もこの存在に注目したが、その指導と助力は二面性を保持していた。確かに、既成政党は「農民」たち、或いは教師たちの利害を考慮していたが、それはあくまで現体制内における範囲においてであった。それ故、彼らは「農民」を背景とした教師たちの政党化に対して懸念を示していた。これに対して、教師たちの全国組織である全国教師協会は当初は既成政党の指導下にあったが、同協会を母体に「農民」の利害を代弁する政党の結党を主張する派閥が次第に形成された。以上のような全国教師協会の結党論争を論争の当事者だけでなく、教師を取り巻く社会的状況と政治構造を踏まえながら検討し、政党と「農民」の関係を明らかにする。	
5 研究組織（共同研究・総合研究のみ該当します）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究代表者 ・ 研究分担者（役割分担） 	

部科校名：文理学部

氏名：高草木 邦人

6 研究の結果（総合研究の研究代表者は、4,000字以上記入してください。）

二十世初頭ルーマニアにおいて、初等教育教師は農村において知的・文化的センターとして西欧的な「文化」や近代的な諸制度を農村に浸透させるための媒介者であると同時に、伝統的な農村行事への参加や土地経営への従事により農村における社会的、及び経済的な要求の代弁者でもあった。

この教師の存在とその役割に注目をしたのが、自由党幹部ハレット(Spiru C.Haret)であった。二十世紀初頭に公教育大臣に就任したハレットは教師を「農民」と直接的に接触を保持する「農村の知識人」とみなし、教師たちを動員することで農村の諸問題の解決を試みた。その独自性は教師たちを学校教育という枠組みだけでなく、彼らを信用組合運動や土地賃貸組合運動に結びつけ、「農民」の経済的向上を目指した点にある。教師たちの全国組織である全国教師協会もこれに同調し、運動は軌道に乗り始め、一定の成功を収めるように思われた。

しかし、この運動は「農民」の不満を経済的な領域内で改善するというハレットの思惑を越え、次第に政治性を帯び、最終的に1907年の農民反乱へと導かれる。この農民反乱の後、教師たちは反乱の扇動者として非難・弾圧されるが、ハレットの指導・助力のもと、全国教師協会はその活動を継続することができた。しかし、この「ハレットの指導と助力」は二面性を持ち得ていた。確かに、ハレットは「農民」たち、或いは教師たちの利害を考慮していたが、それはあくまで現体制内における範囲においてであった。

「農民」を背景とした教師たちの政治組織化に対して懸念を示したハレットは教師たちを政治政党という形態ではなく、「啓発同盟」という文化・教育団体において組織することに留まることになった。それ故、全国教師協会に対して絶大な影響力を持ち、教師の政党化を先送りしていたハレットの死後において、同協会内において独自の政党結成を巡る論争が過熱化することになる。当時の指導部はハレット路線を踏襲し、既成政党との連携を主張したが、他方で反主流派のミハラケらは同協会を「農民」を支持基盤とし、農村に本拠地を置く農民政党に転化することを主張した。この文脈の中で、1910年の全国教師協会大会において、従来路線を踏襲していた現職の会長ヨネスク＝ルング(C. Ionescu-Lungu)の再選に対して、政党結党論者であるムスチル県教師ミハラケ(Ion Mihalache)が異議を申し立てた。この政党結成支持派は次第に勢力を拡大し、1914年の協会代表選において、ミハラケの選出によって勝利することとなった。しかし、全国教師協会はこの指導部の交代によって、すぐに政党化することはなかった。ミハラケ自身も政党結成へと踏み切るのは普通選挙導入後の1918年であった。

この論争を検討するうえで、注意すべき点は論争が従来の研究が示したような単純な二項対立ではないということである。例えば、上記のミハラケらの結党への動向、または全国教師協会機関紙 *Tribuna învățătorilor* が政党化に対して示していた曖昧な態度は協会内が分裂していただけでなく、政党結党自体に明確な態度を取り得なかった同協会員、つまり教師たちが存在していたことを想起させる。従来の研究がこの論争を二項対立に単純化していた原因は以下の二点が上げられる。第一に、従来の協会内の結党論争を研究するうえで、ミハラケの二つの著書 (*Îmbunătățirea soartei materiale a învățătorilor*, Ploiești, 1911; *Ce politica să facem*, București, 1914) が主な論拠とされてきた。論争の一方の当事者の極論的な主張から論争を再構築するため、論争そのもの自体は詳細に検討されているにもかかわらず、論争を取り巻く社会的状況や政治的構造が見失われがちである。第二に、そもそも、二十世紀転換期ルーマニア農村における初等教育教師たちの研究は必ずしも十分に蓄積されていない。確かに、農民反乱との関係を検討した研究やハレットの業績を元にした研究は見受けられる。また、反乱後の農村における反動や教師に対する迫害なども検討されている。しかし、反乱を取り巻く熱も冷めたころ、すなわち1910年前後から第一次世界大戦までの間の農村の教師の動向を検討した研究は驚くほど少なく、専門的に検討しているのはスクルトの論文 (Ioan Scurtu, "Contribuții privind mișcarea țărănistă din România în perioada 1907-1914, *Studii*", tom. 21, nr. 3, p. 499-521, 1968) に限られるが、彼自身も教師の運動自体を検討したわけではない。また、ディマの仕事 (Romus Dima, *Organizarea politică a țărănimii. sfîrșitul sec. XIX-începutul sec. XX*, București, 1985) は確かに、教師を中心とした農民の政治参入運動を検討しているが、その軸は19世紀末、つまり反乱以前に活躍したドブレスク＝アルジェシュ(C. Dobrescu-Argeș)の研究となっている。

以上の研究状況から、当該時期の教師たちが、自らが置かれた社会状況と政治構造の中で、どのように自己を認識し、社会と政治に関わり合いを持ったのかを検討する必要がある。本研究はその主要な材料として、全国教師協会の機関紙 *Tribuna învățătorilor*、同機関紙 *Revista asociației generale a învățătorilor din România* の論文・記事の他に、自由党左派系雑誌 *Revista democrației române* が1910年から1911年にかけて行った「教師に関するアンケート」を扱い、これを検討した。確かに、このアンケートは全国に約6千人いたといわれる教師たちすべてが回答したのではなく、たった10名の回答に終わっている。しかし、1907年後の教師の個別的な生活状況を検討するうえで、このアンケートほど有益なものはない。確かに、1910年前後から、全国教師教会関連のパンフレットやその機関紙上の論説などには、当時の教師の生活状況を伝

部科校名：文理学部

氏名：高草木 邦人

研究の結果（つづき）

えている場合がある。しかし、それらはたいていの場合が、ミハラケが行っているように一般化して、あまり具体的なものとはいえない。また、*Revista democrației române* 誌上において、イルフォヴ県の視学官の報告の抜粋が紹介されているが、これらの視学官の報告書を取りまとめた研究はなく、所見の限りみあたらず、その史料自体が現存しているのか、或いはどの文書館に収められているのか不明な状態である。以上の点からも、本研究が検討するアンケートは、その質問の項目は単純に数えても 143 項目あり、教師の生活状況を個別的に、かつ具体的に理解する手がかりになり得るものである。

アンケートの分析から次のような教師像は浮かび上がる。多くの回答者たちは、「近代的」な文化をたしなむ傾向にあり、これらの文化を農村に普及しようとする傾向があった。例えば、学校の行事として、演劇を行ったり、文化サークルで読書を奨励したりしている。しかし、その一方で、農村の伝統行事に積極的に参加する一面もあり、場合によっては、農民たちと賭け事をするといったように農村の文化にも密接な関係を持っている。このように、回答者たち、農村の教師たちは一方で、都市的な文化の受容者かつ伝達者でありながら、農村の文化のそれでもあった。つまり、彼らは両方の文化領域にまたがる存在であったといえる。

しかし、農村の知的・文化的センターとして活動していた教師たちは十分な給与を受け取ることができなかった。その不足分は相続や妻の持参金で補填する場合もあったが、多くの場合、倹約・節約で生活をしなければならなかった。このような「安月給」に反比例して、彼らの生活は資金面で苦しいだけでなく、「多忙」が故に、時間的にも必ずしも余裕があるとはいえなかった。彼らは上述のように職務である学校教育とは別に、農村の知識人として「文化的な」生活を受容しながら、それを農村へ普及させ、同時に農村の文化にも参加しなければならなかった。この「安月給」と「多忙」との矛盾から現体制に対する不満が生じていたが、しかし、「多忙」のために必ずしも政治活動に積極的に参加できない状況もあった。それ故、現状の不満を既成の政党によって解決されることを期待する、つまり、間接的に政治に参加する傾向が存在したのである。

この観点を踏まえると、アンケート回答者たちは、自由党内でも急進的な改革派であるディアマンディ (George Diamany) 主宰のこの雑誌の性質を踏まえて敢えて寄稿し、自らの境遇を提示していることから、少なくとも現状に不満を持ちつつも、既存の政党（特に自由党左派）に期待を抱き、アンケートの回答という積極的な態度で改善を要求している人々といえる。彼らは回答からは、決して自由党やその政策を神聖化しておらず、むしろ公然とその改善を訴える能動的な分子であったことが読み取れることができる。

このような教師とその取り巻く環境を政治の場で読み直した場合、従来の研究が検討してきたように、「教育か政治か」という二極論でとらえきれない側面があるといえる。確かに、主軸の論理はそこにあるのだが、しかし、本研究を踏まえて言えば、この政党との関係、或いは結党論争には、現状に対する不満を抱きつつも、積極的に政治に参加することが困難であるが故に、既存の政治構造に依存しがちな浮動層が存在していたことがうかがえる。

注：課題番号を記入してください。

平成20年度 学術研究助成金実績報告書

平成 21 年 3 月 19 日

日本大学 総長 殿

氏 名 鈴木 功真

所属・資格 文理学部・准教授



下記のとおり報告いたします。

1 種目	<input checked="" type="radio"/> 一般研究(個人研究) / <input type="radio"/> 一般研究(共同研究) / <input type="radio"/> 総合研究	注：該当する種目を○で囲んでください。
2 研究課題	倭玉篇の実利用に就いての基礎的研究	
3 研究の目的	<p>中世に成立した漢和辞書に『倭玉篇』がある。本書に就いては編者に関する情報が極めて少ないこともあり、中世の言語の実態や言語活動と「どの様に関わるのか」といった視点による考察は日蓮聖人文書や天南代語文献との対照など散発的なもののみで、極めて稀な状況である</p> <p>そこで、本書が、当時の言語実態とどのように関連性が認められるのかを考察するために、本書と本書以外の中世書記資料との比較を行い、本書の実利用の実態を明らかにしようとするものである。</p>	
4 研究の概要	<p>『倭玉篇』の記載内容を具体的に考察するために、本書諸本のうち、『新編訓点略玉篇』の日本大学所蔵本の和訓を取り上げ、天理図書館所蔵『新編訓点略玉篇』巻第二と対応する部分を比較考察する。比較考察に於いて、特に異同部分を取り上げ、その異同が、どのような言語実態を反映しているかに就いて、『倭玉篇』以外の書記資料での実態と対照させる。『倭玉篇』以外の資料に就いては、当代の代表的資料であるキリシタン資料『日葡辞書』の他、古辞書類、その他の抄物をはじめとした散文資料での用例状況を用いる。</p>	
5 研究組織（共同研究・総合研究のみ該当します）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究代表者 ・ 研究分担者（役割分担） 	

※ホームページ等での公開の (可) / (否) いずれかを○で囲んでください。否の場合は、理由書を添付して下さい。

部科校名：文理学部

氏名：鈴木 功眞

6 研究の結果（総合研究の研究代表者は、4,000字以上記入してください。）

『倭玉篇』は中世に成立した一群の漢和辞書の総称であり、様々な形で編纂され、転写改編されてきたものである。その中の一系統として、『新編訓点略玉篇』の書名を持つ伝本がある。その一群の認定に就いては、既に本申請者が論文として既に明らかにしたところである。『新編訓点略玉篇』の系統は、部首排列が「一・上・示・二……」で始まり、その典拠は漢籍字書『大広益会玉篇』である。この系統としては、日本大学総合学術情報センター蔵本、天理大学附属天理図書館蔵本、京都女子大学図書館吉沢文庫蔵本がある。その中で、本稿で考察対象として取り上げる資料は『日本大学総合学術情報センター蔵本』（以下『日大本』とする）と『天理大学附属天理図書館蔵本』（以下『天理本』とする）である。

次に『日大本』と『天理本』の本稿に関わる書誌をまとめておく。

『日大本』は四巻本であり、巻第一の冒頭と巻第四の末尾を欠く。川瀬一馬〔一九五五〕により室町末期写とされる西荘文庫旧蔵本である。本書には「正保三年」（一六四六年）の所持者識語を有する。

『天理本』はもとは三巻本であったものであり、巻第二の後半部分のみが現存する資料である。川瀬〔一九五五〕等先行研究では触れられることのなかった資料のようである。天理図書館での函架番号は「八一三一イ五五」であり、天理図書館の目録によれば室町末期写とされるものである。書写奥書、識語等は一切なく、表記では、「キ」の古体の仮名が比較的多く使用され、「ホ」の古体の仮名も十丁ウ四行三段他で散見され、濁点も『三河物語』（一六二五年頃）まで見られる古体の三点形が前半を中心に使用されている。これらの古体の表記は『日大本』には見られないものである。

いずれも室町末期写本とされるものであり、既に本申請者の論文等では『倭玉篇』諸本の中での系統を論ずるために、一致する部分を取り上げて、異同に就いては、いわば「誤差」として扱ってきた。しかし、『日大本』を日本語史の資料と捉えようとし、或いは、アーカイブ化した場合に、異同はどのような実態であるのかに就いて解釈を行うべきであろうと考えるに至った。

そこで本稿では、『日大本』の記載和訓に就いて、古体の表記を使用している『天理本』と比較し、異同を中心に取り上げ、『日本国語大辞典』（第二版）に引用された出典や、『角川大辞源』の記述を援用しながら、古体の表記の有無の資料差が和訓の異同ではどのように捉えられるのかに就いて日本語史的に考察しようとするものである。

本稿での考察の範囲は次の通りである。

『日大本』と『天理本』で対応する部分（『日大本』で二三三九字）のうち、『日大本』での冒頭一〇〇〇字をサンプルとして取り上げる。その中に、『日大本』では一二六五語の和訓が含まれている。

対象部分の該当部首は『日大本』での巻第二の七二「東」部、七三「林」、七四「巢」、七五「叒」～巻第三の五六「勺」、五七「几」、五八「且」、五九「匸」である。『天理本』の部首番号では一五三～二三六、『大広益会玉篇』での一五八～二五〇である。

部科校名：文理学部

氏名：鈴木 功真

研究の結果（つづき）

そこで、本書がどのように実際に利用されていたかを明らかにするために、記載和訓に就いて日本語史的に考察を行うと、仮名遣いの点では、明確に判断できるという段階には達していないものの、次の傾向が認められた。促音で『日大本』は「ツ」表記が安定する。「o→u」交替に就いて『日大本』はその影響を反映している箇所が見られる。四つ仮名に就いて、『天理本』は「カウヂ」を残すのに対して、『日大本』は「カウジ」としている。撥音表記に就いて『日大本』は「フンハコ」「カンムリ」と「ン」表記を採録する傾向にある、等というものである。

また、個別に記載語彙を検討すると、『天理本』には『和名類聚抄』、『類聚名義抄』、『色葉字類抄』や『字鏡鈔』（天文本）等に見える古語形が反映している傾向にあり、一方の『日大本』は、『日葡辞書』で「まさる」と記されている方の語形を採録したり、『天理本』に見える語彙のうち『日葡辞書』に採録されていない語彙が別義の語彙に置き換わっていたりと、新語形を採録している傾向にあることが明らかとなった。

平成20年度 学術研究助成金実績報告書

平成 21 年 3 月 31 日

日 本 大 学 総 長 殿

氏 名 菅野 剛



所属・資格 文理学部・准教授

下記のとおり報告いたします。

1 種目	<input checked="" type="radio"/> 一般研究(個人研究) / <input type="radio"/> 一般研究(共同研究) / <input type="radio"/> 総合研究	注：該当する種目を○で囲んでください。
2 研究課題	現代日本における社会階層と生活格差に関する計量社会学的研究	
3 研究の目的	現代日本における社会的格差は、行政・民間・学術分野において近年たいへん注目されており、収入や資産の格差について研究が蓄積されている。本研究では、経済的側面以外のライフスタイル、ライフチャンスに注目し、社会的ネットワークの視点を導入することで、さまざまな生活格差について分析を行う。	
4 研究の概要	これまで実施して来た郵送地域調査（大阪府吹田市、東京都世田谷区、群馬県桐生市）のデータを整備し、地域・都市度の違いを視野に入れながら、学歴、世帯年収などの社会階層、近隣・親戚・友人との交際やサポートなどの社会的ネットワーク、地域の住みやすさ・生活満足度・階層帰属意識などの社会意識に注目し、生活格差の状況について調べる。	
5 研究組織（共同研究・総合研究のみ該当します）	<ul style="list-style-type: none"> ・研究代表者 ・研究分担者（役割分担） 	

部科校名：文理学部

氏名：菅野 剛

6 研究の結果（総合研究の研究代表者は、4,000字以上記入してください。）

大阪府吹田市、東京都世田谷区、群馬県桐生市で得られたデータについて基礎的な分布を確認した。対象者の年齢構成については、若年層も比較的多い世田谷区から、吹田市、そして高齢者が比較的多い桐生市、という順に、高齢化の度合いが異なることが伺えた。学歴構成についても、若い世代が比較的多い世田谷区で高学歴者が多く、次いで吹田市、そして高齢者が比較的多い桐生市で高学歴者が少ない、という形で度合いが異なった。世帯年収の分布については都市規模と関連しており、世田谷区で高所得層が比較的に多く、次いで吹田市、そして桐生市という形になった。

社会的ネットワークについては、ポジション・ジェネレータという視点から分析を行った。ポジション・ジェネレータとは、さまざまな職業や地位の他者と社会関係を有しているかどうかを調べることで、対象者が保有する社会的資源のいわば量の測定を試みるものである。例えば、1995年社会階層と社会移動全国調査（SSM）のポジション・ジェネレータでは、「あなたがおつきあいしている友人や親戚の中に、次のような方々はいらっしゃいますか」と尋ね、いくつかの職業・地位の名称を列挙し、それらとの交際の有無を測定している。今回の分析では、対象者の居住する都市規模が大きいほど、県や市町村に勤めている部課長以上の役人、会社の社長や役員、医師・弁護士などの専門職の人、などとの交際が増加する傾向が見られた。一方で、都市規模が小さいほど、工場労働者、運転手、土木・建築作業員、農業や漁業をしている人、同業組合や労働組合の役員、などの知り合いが増加する傾向が見られた。

社会意識については、階層帰属意識の分布は世田谷区で最も高めであり、吹田市、桐生市という順となった。生活満足度の分布については、吹田市、世田谷区において高めであり、桐生市でやや低い傾向が見られた。

これらを踏まえ、性別や年齢などの基礎的属性、学歴と世帯年収で表される社会階層、社会的資源としての社会的ネットワーク、生活満足度や階層意識で表される主観的な生活の質（クオリティ・オブ・ライフ）について、関連を分析した。その結果、生活の質については、女性で高めであり、社会階層が高く、社会的ネットワークが多いほど、高い傾向が見られた。

経済的な階層と別要因である社会関係が、生活格差を和らげ補完するのではないかという可能性を、仮説の一つとして考えていたが、今回の分析では経済格差と社会関係の格差は関連しあう形で、生活格差に影響を与えている様子がうかがえた。ただし、今回の分析は、ポジション・ジェネレータという社会関係のごく一側面のみを分析しているに過ぎない。今後更に詳細な検討が必要である。

平成20年度 学術研究助成金実績報告書

2009年3月30日

日本大学総長 殿

氏 名 小野 雅章



所属・資格 文理学部・教授

下記のとおり報告いたします。

1 種目	<input checked="" type="radio"/> 一般研究(個人研究) / <input type="radio"/> 一般研究(共同研究) / <input type="radio"/> 総合研究	注：該当する種目を○で囲んでください。
2 研究課題	アジア・太平洋戦争下の教育実態史研究—学徒勤労働員を中心に	
3 研究の目的	<p>本研究の目的は、アジア・太平洋戦争下の教育実態について、主として学徒勤労働員の面から考察しようとするものである。本研究に関する先行研究の蓄積は、決して多いとはいえないが、少数ながら貴重、かつ重要な研究成果が公になっている。しかし、それらの研究のいずれもが、教育政策・制度史研究の範疇から抜けきれていない恨みがある。一方で、学徒勤労働員により、工場や農場への「動員された側」(当事者)の手記などが公刊され、それらにより「動員された側」の記憶によるところの「事実」などもある程度あきらかになった。</p> <p>本研究は、学徒勤労働員による施策の実態、例えば、給与の支払いなど、「動員された側」の勤務状況(出勤の状況や勤務態度)などを含めた実態史的考察を主眼に置きつつ、アジア・太平洋戦争下の教育実態について、勤労働員に先駆けて実施されていた精神動員をも目配りをしながら考察することを目的としている。</p>	
4 研究の概要	<p>本研究については、史料収集の状況が極めて脆弱な状況にある。そのため、本研究は、史料の調査・収集から着手した。資料の調査・収集先は、比較的公文書が揃っている、国立公文書館、奈良県立図書情報館、大阪府公文書館、宮崎県文書センター、長野県諏訪市高島小学校などである。それらに加え、古書店などを通じて、当時の担当者による旧蔵文書についても購入した。</p> <p>調査・収集した史料については、適宜、整理し、目録化した。また、目録化した史料は、それぞれ、分析を進めているが、現在は、調査・収集した資料の目録化の完全版作成とその公刊に向けて準備を主たる作業としている。本研究は、最終的には、論文として、公刊する予定であるが、その方法は、紀要論文に投稿するか、あるいは、研究書(単著)の一つの章とするかは、今後判断したいと思っている。</p>	
5 研究組織(共同研究・総合研究のみ該当します)	<ul style="list-style-type: none"> ・研究代表者 ・研究分担者(役割分担) 	

部科校名：文理学部

氏名：小野 雅章

6 研究の結果（総合研究の研究代表者は、4,000字以上記入してください。）

本研究の結果は、以下のように概括できる。

1. 資料の調査・収集

上述のように、1930年代～40年代前半の教育制度・政策、あるいは、教育実態について把握できる史料を所蔵している文書館、図書館、学校を調査し、必要な資料の収集を行った。詳細を示せば以下の通りである。

1) 国立公文書館における史料の調査・収集

国立公文書館には、御真影や教育勅語謄本の下付、「奉護」状況を示す史料、あるいは、国体明徴運動、さらには、勤労動員の実態を示す資料（師範学校関係）があるので、それらを適宜抽出して複写した。とくに、1920年代から30年代にかけての国旗・国歌問題に関する資料が収集できたことは大きな成果であったと考えている。

2) 宮崎県文書センター

宮崎県文書センターは、学制期から戦後教育改革期に及ぶ広範な時期の宮崎県庁文書を所蔵している。宮崎県以外にも府県庁文書を多く保存しているところが多いが、宮崎県庁文書は、1930年代～1940年代の教育政策や教育実態を示す文書が、数量的に多く、しかも状態よく保存されている。これら、宮崎県庁文書のなかから、必要と思われるものを適宜抽出し、デジタルカメラによって撮影し収集した。なお、宮崎県の地方紙についても、必要と思われるものについては適宜収拾した。

この結果、1920年代後半から1940年代初頭にかけての、宮崎県下を中心とする教育政策とその実態を明らかにする史料が相当数収集できたと確信している。そのなかでも、特に国民精神総動員関係、国民精神文化講習会、あるいは、御真影「奉護」問題、青少年学徒二賜ハリタル勅語の趣旨徹底策に関する史料などは重要である。これらの史料を分析することにより、勤労動員との関係について、今後の研究の課題としたい。

3) 大阪府公文書館

大阪府公文書館においても、1930年代を中心とする史料の収集に当たった。動員関係の史料はさほど収集できなかったが、精神動員関係の史料については、ある程度の経過を収めることができた。ここでも、国旗・国歌問題に関する地方の実態を示す史料を発掘できたことは大きな成果であろう。

4) 島根県立図書館

ここでは、勤労動員の主体の一つであった中等教育関係の史料の調査・収集に当たった。本研究のひとつである学徒勤労動員の主体は、師範学校（1943年以降、専門学校レベルの官立学校に昇格）をも含めた中等教育機関であった。旧制中学校、高等女学校（含実科高等女学校）、実業学校の教育の内実を示す史料を調査するとともに、勤労動員実施により生徒たちの日常がどのように変化したのかを明らかにする、学校所蔵史料などを調査した。

5) 長野県諏訪市立高島小学校

勤労動員は、中等学校以上の生徒によるものと、一般には理解される傾向にあるが、実は、高等小学校、あるいは国民学校高等科の児童もその対象となっていた。こうした実態を知ることが第一義に、そして、一つの地域の小学校教育の実態が、明治5年の学制から現在に至るまで、ほぼ網羅的に文書史料で確認できるという意味での地域教育史の観点から第二義的動機として、長野県諏訪市立高島小学校の学校文書を調査した。1930年代から1940年代の学校文書は、敗戦直後の混乱で多くが意図的に破棄されており、その状況を知ることにはなかなか困難な状況にある。しかし、いくつかの学校では、こうした意図的な文書の破棄などなされず過去の教育実態を知ることの歴史的な文書を多く保存している学校がある。

その代表的な学校の一つが長野県諏訪市立高島小学校である。とく、1920年代から40年代にかけての学校教育の日常を把握できる史料がよく保存されている。日々の学校日誌、校長の記録、通牒類、児童の作品（絵画、作文等）、中等学校への進学に関する史料等、実に多様な史料がよい状態で保存されている。また、高等小学校（国民学校高等科）の史料も確認できる。

現在は、これらの史料の目録作りに専念しているところであるが、そのなかから、1937（昭和12）年以降の、学校における国民精神総動員実践の大きな柱となった。勤労奉仕、或は、集団勤労作業、そして、高等小学校（国民学校高等科）の勤労動員関係史料を抽出し、従来収集した史料との比較の上で、重要な論点を提示できるものと確信している。

部科校名：文理学部

氏名：小野 雅章

研究の結果（つづき）

2. 研究の成果

今回の研究により、調査・収集した史料は上記の通りである。その中から、従来の教育史研究の節を補強できるような、新たな事実も指摘できるような状況になっている。概要を示せば、以下の通りである。

1) 国民精神総動員の実践項目である集団勤労作業と勤労働員の関係

国民精神総動員の実践項目の一つとしての勤労奉仕は、多くの団体で実施された。なかでも、その集団性という特質から、学校を単位とした勤労奉仕は、精神的な動員のみならず、農家の働き手を戦場にとられ、生産性の落ちた地域の実質的な補強としての実質面も備えていた。その後、こうした活動は単なる勤労奉仕ではなく、「[学校教育が一筆者による注] 稍々モスレバ智育ニ偏スル憾アルヲ以テ、之ヲ実践躬行ニ導キ勤労愛好ノ慣習ヲ育成シテ心身ヲ鍛錬シ国家社会ニ奉ズルノ信念ノ体得セシムルノ一方法」(学校青年団(仮称)設立ノ趣旨)として、学校そのものを一つの社会的修養活動の単位団体として、勤労作業を実施させるという「教育的意味」を付与することにより、単なる奉仕ではなく、教育活動の一環であることを強調しながら、全国的に波及した。筆者は、かつて、その典型例として、宮崎県祖国振興隊の実践例を、日本教育学会機関誌『教育学研究』に発表した。今回は、宮崎県祖国振興隊の活動に影響を受けて各地に設置された類似の団体、すなわち、広島県の「男女青年軍役作業ノ奉仕訓練」、「神奈川県男女中等学校報告団」、「土佐青年勤労報告運動」等、の実態についてもその概要を把握することができた。こうした府県段階の特色ある学校を単位として集団勤労作業が、文部省のその後の集団勤労作業の実施にどのような影響を与えたのかについて、現在考察を進めているところである。

2) 勤労働員の長期化とその実質的内容

戦争の長期化と泥沼化により、学校を単位とした集団勤労作業は、当初の「教育的意味」をいう意義付けは完全に崩壊し、単なる生産力の補強策に転じた。ここに、学校を単位とする戦争への動員、すなわち学徒勤労働員が高等小学校から大学に至るまで、尋常小学校を除く殆どの教育機関で実施され、1944年度に入ると、中等学校は1年間の授業停止が決められ、この時点で、戦時体制における学校教育が停止状態となった。これは、教育の「崩壊」という表現で指摘されている。学徒勤労働員については、それぞれの学校が何処の工場、或は農場に動員されたのか、さらに、動員された工場、農場が劣悪な条件であり、事故が後を絶たなかったこと、そして、動員された工場自体が空襲の標的とされ、動員された生徒達は、戦場の兵士と同じ程度で、生命の危険に終始たたされていたことなどの事実が、これまでに明かにされている。

しかしながら、動員先での工場労働で、生徒達がどのような問題に直面していたのか、という根本的課題については、一部の手記以外には、明かにされていなかった。本研究では「動員関係資料」(日本大学文理学部教育学研究室所蔵)により、勤労働員先の勤務実態(正確な出勤表による出勤・欠勤の数値、生産性向上のための具体的施策、工場での事故を防ぐための具体的施策)等を明らかにすることができた。この「動員関係資料」を分析した結果、勤労働員の日常は、従来指摘されるほどに厳格なものでなく、生徒達の欠勤が常態化していたこと、また、生産性がなかなか向上せず、動員された生徒達に生産性向上のための意見を求める実践や事故防止のための具体的対策も考案されていたが、なかなかその施策が実らなかったことなど、これまで余り知られていなかった、学徒勤労働員の実質的な内容を明らかにすることができた。これまで明らかにしたことは、2009年度中に論文として公表するべく準備中である。

3. 今後の課題

今回の研究を通して、今後の課題として残ったことは、学徒勤労働員を行うための学校を単位とした動員のための組織の形成過程である。その発端は、国民精神総動員の実践機関である宮崎県祖国振興隊である。今回、それ以外の組織についても、ある程度明らかにすることができたが、こうした組織の横の連絡、すなわち、宮崎県祖国振興隊の活動が、どのように報告され、それが全国各地に採用されていったのか、について明かにすることにより、学校を単位とする動員組織の形成過程の一端が明らかになると思われる。

こうした事実を明らかにすることは、戦争と教育という大きなテーマを追求するひとつの柱になるように思われる。今後の課題としたい。

平成20年度 学術研究助成金実績報告書

平成 2009年 3月 5日

日本大学 総長 殿

氏 名 北野 秋男



所属・資格 文理学部・教授

下記のとおり報告いたします。

1 種目	<input checked="" type="radio"/> 一般研究(個人研究) / <input type="radio"/> 一般研究(共同研究) / <input type="radio"/> 総合研究	注：該当する種目を○で囲んでください。
2 研究課題	日米の若手研究者養成制度の比較研究	
3 研究の目的	<p>本研究は、日米の若手研究者（とりわけリサーチ・アシスタント（RA）とポスト・ドクター（PD））の養成制度に関する比較研究を行い、若手の優秀な研究者確保の問題を考察することを目的とした。これまで日米双方において、RA・PD問題の重要性が認識されていたにもかかわらず、RA・PDの現状と課題に関する学術的な研究は存在しなかった。</p> <p>我が国の大学においても有能な若手研究者を養成し、確保しなければ、大学の存続すらも危機的な状況となる。その点からも、RA・PD制度の先進国であるアメリカの事例を検証しながら、我が国のRA・PD制度を比較検証することは、重要な意味がある。本年度は、とりわけ日米双方のPD制度の実態と解明に力点を置いて研究活動を展開した。</p>	
4 研究の概要	<p>本研究では、とりわけ日米の若手研究者(PD)の身分・待遇、養成制度、業務内容、就職状況などを比較研究的視点から多角的・総合的に考察することを実施した。我が国におけるPD制度は、1985年における日本学術振興会特別研究員制度の整備、1996年の「ポスト・ドクター等1万人支援計画」などによって、現在、日本のPDは約2万千人程度にまで普及している。しかし、PDの中には日本学術振興会特別研究員に採用され、比較的恵まれた研究環境にある者もいれば、他方では無給のPDも存在する。無給のPDは、就職もなく、研究費など支給されることもなく、自力で研究を継続している者が多い。日米のPD制度は、その採用数の量的な違い(アメリカは5万人以上)があるものの、両国の共通した問題点も確認された。すなわち、PDの高齢化(40歳以上)と大学や研究機関への就職が困難であることが指摘される。</p>	
5 研究組織（共同研究・総合研究のみ該当します）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究代表者 ・ 研究分担者（役割分担） 	

部科校名：文理学部

氏名：北野 秋男

6 研究の結果（総合研究の研究代表者は、4,000字以上記入してください。）

本研究は、2008年度においては、以下のような研究結果を得られた。

第一には、日米における若手研究者に対する「公的研究費」の差異が確認できた。特に、政府などの公的機関からの研究費の配分に大きな差異が見られただけでなく、各大学においてもPDを雇用する場合には日米では大きな差異が見られた。こうした結果、日米のPD制度においては給与（研究費）などに見られる身分・待遇の違いが顕著であった。

たとえば、アメリカではPDは約3～5万ドル程度が給与として支給されているが、アメリカでは連邦政府が高等教育機関に対する研究開発助成金を提供し、その研究資金はNSF(全米科学財団)、NIH(米国国立衛生研究所)などの財団を通じて配分される。一方、我が国の場合は、PDの採用数がアメリカの半分以下であるだけでなく、その身分待遇も日本学術振興会のPDを除けば、給与・待遇など低い水準のままであり問題点が残っている。要するに、こうした問題の背景としては日米両国の公的研究費の配分構造の差異が指摘できる。

第二には、我が国のPD制度は体系的・組織的な位置づけが不明確な点である。アメリカの場合は、大学院生になれば、ティーチング・アシスタント(TA)、リサーチ・アシスタント(RA)を経験した後、PDに採用されるという一貫した制度が整備されているが、我が国の場合には、TA・RA制度が不十分なままであるだけでなく、PDそれ自体の位置づけも不明確である。アメリカでは、TAは修士課程以上の大学院生が学部教育補助を行い、RAは博士課程に在籍し、学位取得を目指しながらも教員の研究補助を行う。PDは、「指導教授の研究補助を行う」「自分の研究を深める」「講師として授業を週に数時間担当する」となっている。

第三には、RA・PD終了後の就職問題である。この点は、日米共に困難な課題とはなっているが、少なくともアメリカの場合には、大学や研究機関だけでなく、企業などでも積極的な雇用が見られ、柔軟な対応が見られる。我が国の場合も、日本学術振興会のPDの就職状況などの調査、各大学におけるPD支援センターの開設によって、ようやくこうした問題への対応が開始されるようになってきた。

以上のような日米のTA・RA・PD制度の実態と課題については、吉良 直・北野秋男 2008「アメリカの若手教育者・研究者養成制度に関する研究—日米比較の視点から—」京都大学高等教育研究開発推進センター『京都大学高等教育研究』第14号、pp. 25-35.として学術論文を刊行した。

次に、我が国のPD制度の実態に関しては、いくつかの大学における資料収集調査と担当者へのインタビューを以下のような内容で実施した。

第一には、名古屋大学のPD支援センターでは、PDに対する就職セミナーの取り組みに終日参加し、その支援事業の内容に関するインタビューを実施した。名古屋大学では、「若手研究人材の育成」と「キャリアパス多様化促進事業」を展開し、PDと博士学位取得者の就職に対する支援を行っている。名古屋大学のこうした試みは、他大学でも広がりを見せていることが確認できた。

第二には、九州大学におけるPD制度の実態調査とPDに対するインタビュー調査を実施した。九州大学教育学大学院の教員（准教授）に対するインタビューによって、九州大学教育学大学院ではRA（2名）が学内のプロジェクト（競争試験）で採用され、雇用されていたが、給与は時給制であった。また、教育学研究科には「学術研究員」（無給）と呼ばれるPDも2008年度には6名（6ヶ月毎の更新）在籍していることが判明した。このPDは、博士号をもっているが、無給で、身分・肩書きだけを保証するというものであった。

また、文科省などからの大学の大きなグラントが授与されれば、ドクター修了者を雇用することも行われている。このケースとして、同大学内の「高等教育研究機構女性研究者支援室」を訪問し、特認准教授と助教にインタビューを行い、その身分・待遇などを確認した。さらには、九州大学のPD（2名）に対して、PDの就職、任用基準、待遇、業務内容などに関するインタビュー調査を実施した。特に、問題点としては、「博士号を取得したが大学院を出た後に就職がない」「若い人が少なくなっていて年輩の者が多いこと」「ポストクから助教へ行ったほうが良い」などが指摘された。さらには、九州大学の「キャリア支援センター」にも訪問し、PD制度の実態と問題点に関してインタビュー調査を行った。

部科校名：文理学部

氏名：北野 秋男

研究の結果（つづき）

第三には、関東地方（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県）にある大学院博士課程を持つ4年制大学に対して、質問紙によるPD制度の実態と課題に関するアンケート調査を実施した。対象となった大学数は、全部で171大学であり、このうちの70大学から何らかの回答（約40%）を得られた。アンケート調査の項目は、以下のような内容で行った。

アンケート調査の項目

- ① PDに関する規程（内規）はありますか。
- ② PD制度の発足年はいつですか。
- ③ PD制度を管理している委員会や責任機関はありますか。
- ④ PDの選抜基準と方法を簡潔に記述して下さい。
- ⑤ 貴機関（センター）の2008年度におけるPDは何名採用されていますか。その中で有給のPDは何名ですか。
- ⑥ PDの1週間あたりの勤務時間と日数はどれくらいですか。
- ⑥ PDの1ヶ月、ないしは1年間の給与はどのようになっていますか。
- ⑦ PDの待遇として、以下の点は加入・支給されていますか。
- ⑧ PDは、授業を担当しますか。
- ⑨ PDの主たる業務内容をいくつか挙げて下さい。
- ⑩ PDの就職（研究職や一般企業など）への特別な支援はありますか。ある場合には、具体的な支援内容を挙げて下さい。
- ⑪ PD制度の問題点や改善点はありますか。ある場合には、その内容をご指摘下さい。
- ⑫ 貴学のPD制度の特色などあれば、挙げて下さい。

現在、この回答は整理中であるが、早急に結果をまとめ、2009年度の教育学の専門学会で口頭発表を行う予定である。

注：課題番号を記入してください。

平成20年度 学術研究助成金実績報告書

平成 21年 3月 10日

日本大学 総長 殿

氏 名 茶園 茂



所属・資格 文理学部・教授

下記のとおり報告いたします。

1 種目	<input checked="" type="radio"/> 一般研究(個人研究) / <input type="radio"/> 一般研究(共同研究) / <input type="radio"/> 総合研究	注：該当する種目を○で囲んでください。
2 研究課題	エバネッセント照明法による遺伝性難聴変異ミオシンの1分子滑り運動観察	
3 研究の目的	<p>遺伝性難聴の原因の1つであるDFNA17には、MYH9というミオシン重鎖遺伝子が含まれていて、その詳細なDNA解析の結果、そのミオシン重鎖の705番目のアルギニンがヒスチジンに変異していることが報告されている。平成18年度までの研究で、我々は、細胞性粘菌に遺伝子工学の手法を用いて、705番目のアルギニンをヒスチジンに置き換えたミオシン変異体(R705H)を発現させ、その機能を調べた。その結果、アクチン・ミオシン構造変化のエネルギー変換に、この705番目のアルギニンが含まれるSH1ヘリックスが重要な役割を果たして、アルギニンがヒスチジンに置き換わると、ミオシン分子内の力学的弾性が、弱くなることを見つけた。本申請研究においては、1分子のミオシン分子がアクチン線維上を滑走する様子を最新のエバネッセント照明法により観察する実験系を構築する。</p>	
4 研究の概要	<p>単一ミオシン分子がアクチン線維上を滑走するのが観察できるように、エバネッセント照明系を既存の倒立型蛍光顕微鏡に組み入れた実験系を構築することからはじめた。このために必要なアーク光源全反射ユニット、高精度ミラーユニットカセットは機器備品費より購入した。そして、エバネッセント照明系を構築したあと、その性能の検証のために単一蛍光分子の検出を試みた。しかしながら、アーク光源による光源の強度が足りなく、さらに現有のCCDカメラでは検出は不可能であることが判明した。したがって、本学術研究助成金より購入したアーク光源全反射ユニット、高精度ミラーユニットカセットを生かすために、in vitro motility assayのエバネッセント照明による観察を行い、興味深い結果を得ることができた。</p>	
5 研究組織 (共同研究・総合研究のみ該当します)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究代表者 ・ 研究分担者 (役割分担) 	

※ホームページ等での公開の (可) (否) いずれかを○で囲んでください。否の場合は、理由書を添付して下さい。

部科校名：文理学部

氏名：茶園 茂

6 研究の結果 (総合研究の研究代表者は、4,000字以上記入してください。)

本学術研究助成金で購入したアーク光源全反射ユニット、高精度ミラーユニットカセットが、単一ミオシン分子がアクチン線維上を滑走することを観察するには難しいことが、本実験を行っていた過程において、判明した。単一蛍光分子の検出にはアーク光源による光源の強度が足りなく、また、この光源をレーザー光源に置き換えても、現有のCCDカメラでは検出は不可能であることがわかった。したがって、本研究助成金より購入したアーク光源全反射ユニット、高精度ミラーユニットカセットを生かすために、エバネッセント照明による観察の手法が生かせる *in vitro motility assay* 実験を行った。

ミオシンフィラメントをガラスに固定し、その系に蛍光標識したアクチンフィラメント、ATP を入れ、蛍光顕微鏡で観察すると、ミオシンフィラメント上をアクチンが滑っていくのが見られる。このことを *in vitro motility assay* 実験と呼んでいる。ただ、ミオシンフィラメントは両極性、つまり、フィラメントの中央から右と左でミオシンから突き出している頭 (活性部位) の向きが異なる。このミオシンの頭 (活性部位) とはアクチン分子にATPのエネルギーをつかって滑りの力を作用している部分である。このミオシンフィラメント上を滑っていく、アクチンフィラメントを注意深く、観察すると、ミオシンフィラメントの端から中央に向かう場合と、中央から端に向かう場合でその滑る速度が異なっていることが観察されている。端から中央に向かう場合の速度のほうが、中央から端に向かう場合よりも、約10倍速い。この実験系の場合、蛍光顕微鏡で観察されるのはアクチンフィラメントの方で、ミオシンフィラメントは、蛍光色素でラベルされていないので、見えない。本研究では、ミオシンフィラメントを観察するために、蛍光ラベルATPを用い、本研究助成金より購入したアーク光源全反射ユニット、高精度ミラーユニットカセットを使ったエバネッセント照明により、観察し、ミオシンの位置関係をおさえて、アクチンフィラメントの滑走運動を観察した。この観察はエバネッセント照明以外ではできない。

ミオシンはウサギの背筋より調製した。実験に用いるミオシンフィラメントは、40 $\mu\text{g/ml}$ のミオシンを 0.4M KCl, 1mM MgCl₂, 1mM EGTA, 2.5mM DTT, 10mM PIPES (pH7.0) に溶かし、このKCl濃度を透析により、12時間かけて、ゆっくり0.12M KClまで下げていくことによって調製した。このミオシンフィラメントはニトロセルロースでコートされたカバーガラス24x32mmに吸着させ、上から18x18mmのカバーガラスをかぶせ、その2枚のカバーガラス間隙にラダミン蛍光色素でラベルされたアクチンフィラメントを25mM KCl, 25mM imidazole pH7.5, 2mM ATP, 4 mM MgCl₂, 1mM EGTA, 1mM DTT, 1% β -mercaptoethanol, 4.5mg/ml glucose, 0.2 mg/ml glucose oxidase, 0.035mg/ml catalase 溶液中に溶かし、入れた。蛍光アクチンフィラメントは蛍光顕微鏡で観察し、EBB-CCDカメラで撮像し、ビデオに記録した。滑り速度はPowerMac computer上でNIH Imageのソフトウェアで解析した。溶液の温度は対物レンズと試料ステージを温度コントロールすることで行った。

26°Cにおいて、端から中央に向かって滑る (以下 forward と形容する) アクチンフィラメントの速度は約9 $\mu\text{m/sec}$ であるのに対して、中央から端 (以下 backward と形容する) に向かって滑るアクチンフィラメントの速度は約0.9 $\mu\text{m/sec}$ であった。

この実験をいろいろな温度で行った。その結果より得られるアレニウスプロットから計算した活性化エネルギーは forward の場合は約71 kJ/mol で backward の場合は約177 kJ/mol であった。

本来、アクチンフィラメントはミオシンフィラメントの端から中央に向かって相互作用して、滑るのが、生理的で、筋肉の中の構造もそういう位置関係になっている。中央から端に向かって滑ることはない。それはアクチンフィラメントと相互作用するミオシンの頭の向きが、アクチンフィラメントが端から中央に向かうように最適の角度をもっているからであると考えられている。したがって、中央から端に向かうアクチンフィラメントを滑らすには、ミオシンの頭は180°回転して、相互作用しているのではないかと考えられている。これまで、こういう相互作用下で遅くなる理由がわからなかったが、本研究のように活性化エネルギーを調べた実験から、180°回転したミオシンの頭ではADPを遊離するタンパク構造の弾性が大きくなっている可能性を示唆し、そのために速度が遅くなることを示した。

注：課題番号を記入してください。

平成20年度 学術研究助成金実績報告書

平成 21年 3月 24日

日本大学 総長 殿

氏 名 小林 昭子



所属・資格 文理学部・教授

下記のとおり報告いたします。

1 種目	<input checked="" type="radio"/> 一般研究(個人研究) / <input type="radio"/> 一般研究(共同研究) / <input type="radio"/> 総合研究	注：該当する種目を○で囲んでください。
2 研究課題	極微小結晶の伝導度測定法の開発	
3 研究の目的	<p>1種類の分子からできた結晶は長い間絶縁体の代表と考えられていたが、申請者等は2001年に初めて単一種の分子だけで出来た金属結晶を実現させた。更に最近、単一分子性反強磁性金属を合成したが、この系は分子性伝導体としては例が無い程高い磁気転移温度(110K)を持つ事が判った。このように単一分子性金属は従来の分子性伝導体にはない興味深い性質を秘めているが、多くの場合極めて微少な結晶として得られ、単結晶の物性評価が非常に困難である。研究を更に発展させるためには、特に微小単結晶の正確な電気抵抗測定が不可欠である。本研究では、単一分子性結晶の微小単結晶を念頭に簡便な4端子抵抗測定を実現するための実験法を開発することを目指した。計画当初考えていた方法は高分子フィルム上に6μmの厚さで貼られた銅フィルムをエッチングして抵抗測定用のパターンを作成し、その上にマイクロ結晶を置き結晶をパターンに押しつけることにより、70ミクロン程度の大きさの結晶の伝導度測定を可能とする事を目指した。</p>	
4 研究の概要	<p>本研究の目的はこれまでは測定が出来なかった単一分子性金属の微小単結晶の4端子抵抗測定法を開発し、測定を行う事である。このために、過去1年間に以下の3つの試みを行った。(1)予備実験の段階で高分子フィルム上に貼り付けられている数μmの銅の薄膜を10μm幅にエッチング加工する事が可能であることが分かっていたので、70μm程度の微小結晶用の4端子抵抗測定用のパターンを作成依頼した。しかし、微小4端子パターンと結晶の接触をどのように保つか、また、微小結晶を拾い上げ、ミクロン単位で目的の場所に動かすための非常に簡便の技術の実現が不可欠である。(2)従来の簡単な単結晶4端子抵抗測定法では非常に熟練した研究者でも100μm以下のサイズの結晶の測定は不可能で、本研究が目的としていた70μm以下のサイズの結晶では測定例がなかったが、外部の研究者の協力を得て従来の方法で、30μmの結晶の抵抗測定を実現した。このために本研究計画は当初の目標とは異なる形ではあったが実現する事となった。また、(3)従来法で抵抗測定を可能とする様な単一分子性金属の単結晶を作成する試みを行った。</p>	
5 研究組織(共同研究・総合研究のみ該当します)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究代表者 ・ 研究分担者(役割分担) 	

※ホームページ等での公開の(○可・否) いずれかを○で囲んでください。否の場合は、理由書を添付して下さい。

部科校名：文理学部

氏名：小林 昭子

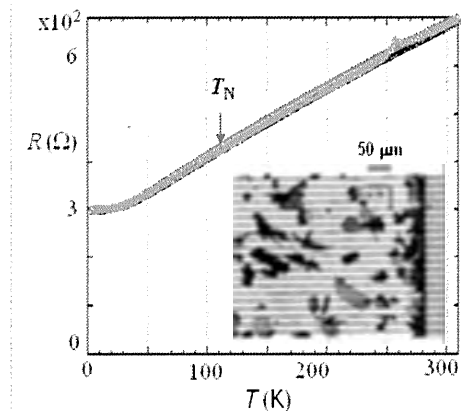
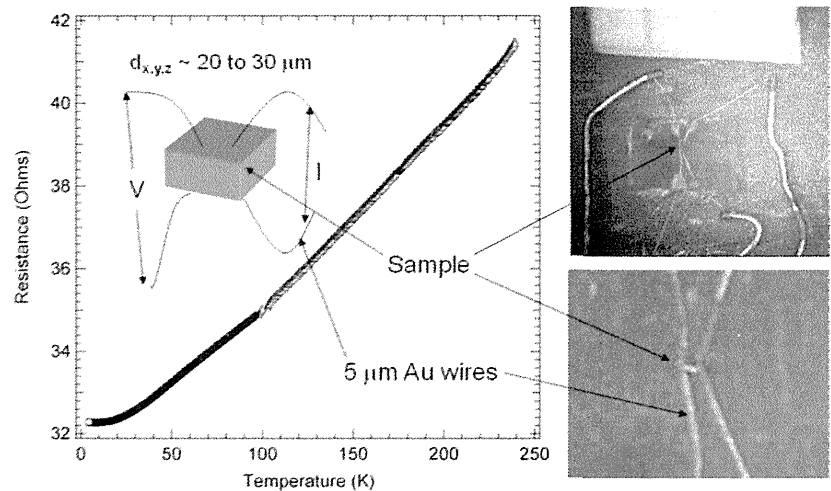
6 研究の結果（総合研究の研究代表者は、4,000字以上記入してください。）

本研究の最大の目的は、多くの場合 $100\mu\text{m}$ 以下の微小結晶しかできない単一分子性金属の単結晶電気伝導度測定を実現することであった。特に初めての単一分子性反強磁性金属であり、分子性伝導体全体でも前例のない 100K を超える高い磁気転移温度を持つ $[\text{Au}(\text{tmdt})_2]$ の単結晶の電気抵抗測定をすることであった。この実現のためにはこれまでの単結晶4端子抵抗測定の技術で抵抗測定を可能とするようなサイズを持つ結晶の作成、あるいは、これまでの技術では測定が不可能であった $70\mu\text{m}$ 程度以下のサイズの微小結晶を対象とした簡便な4端子抵抗測定技術の開発のいずれかを実現する必要があると考え、本研究では当初後者に重点を置いて研究を進めようと計画した。しかし、結果として昨年の夏に従来の方法の延長上で、 $30\mu\text{m}$ 程度の $[\text{Au}(\text{tmdt})_2]$ の微小結晶を用いた単結晶の電気抵抗測定に成功したので、初めにそれについて述べる。

(1) $50\mu\text{m}$ 以下のサイズの $[\text{Au}(\text{tmdt})_2]$ 単結晶の電気抵抗測定

上述のように $[\text{Au}(\text{tmdt})_2]$ は従来の分子性伝導体と比較すると 110K という破格の高い磁気転移温度を持つ反強磁性分子性金属である。磁気転移の機構を知るためには転移温度で電気抵抗にどのような異常があるのかを調べることが不可欠であるが微小結晶を押し固めた試料では転移温度での抵抗異常の観測は勿論、抵抗の金属的な温度変化の観測さえも不可能であった。また、本研究の一環であるが、本研究計画の直前に行われた外部の研究者との共同による微小櫛型電極を用いた結晶成長とそれを用いた多結晶試料の2端子抵抗測定では、予想通りであったが、磁気転移温度以下でも金属性が保たれていることが初めて判明した (H. Tanaka, S. Hara, M. Tokumoto, A. Kobayashi and H. Kobayashi, *Chem. Lett.*, **36**, 1006-1007(2007))。しかし、多結晶試料の2端子測定であるために転移温度での抵抗異常などの情報を得ることは不可能であった (図1参照)。一方、結晶成長を繰り返し、単結晶4端子抵抗測定の可能性が考えられる約 $100\mu\text{m}$ の大きさをもつ結晶が得られるようになったので、昨夏、以前より微小結晶の抵抗測定で共同研究を行ってきたフロリダ在中の共同研究者に結晶を送り、単結晶測定を試みた。その結果、得られた結晶は極めて薄い板状結晶であり、リード線として極細の $5\mu\text{m}$ の金線を用いてもその重さに耐えず、結晶を破壊することなく4本の金リード線を導電性ペイントで結晶に付けることは極めて困難であることが判明したが、破損し $25\mu\text{m}$ 程度のサイズとなった結晶に4端子を付けて伝導測定を実行することができた (図2参照、B. Zhou, A. Kobayashi, K. Takahashi, H. Cui, J. Brooks, T. Nakajima, E. Nishibori, M. Sakata and H. Kobayashi, to be submitted)。抵抗の異方性の測定が非常に困難であったために転移温度での抵抗異常の大きさなどについては、さらに正確な測定が必要であるが、転移温度で磁化率は

(反強磁性転移を反映して) 大きな異常を示すが、電気抵抗の異常は非常に小さいものであることが判明した。また、同時に $50\mu\text{m}$ 程度以下の微小結晶でも十分厚みのある丈夫な結晶であれば (微小な分子性伝導体結晶の従来の方法による4端子抵抗測定は、前例がない難しい実験であるが)、微小結晶の取り扱いに非常に習熟した研究者が導電ペイントなどの取り扱いを工夫すれば、通常の実験方法でも可能であることが判明した。勿論サンプリング技術の高度な習熟がない研究者がこのような実験を行うことは殆ど不可能であると思われるが、 $1\mu\text{m}$ 精度でリード線を操作できる簡便なコンピューターを用い、顕微鏡下にハンドメイドのミニグローブボックスを付けそれを外部より操作するように工夫

図1 $[\text{Au}(\text{tmdt})_2]$ の多結晶2端子抵抗測定図2 $[\text{Au}(\text{tmdt})_2]$ の単結晶4端子抵抗測定

は非常に小さいものであることが判明した。また、同時に $50\mu\text{m}$ 程度以下の微小結晶でも十分厚みのある丈夫な結晶であれば (微小な分子性伝導体結晶の従来の方法による4端子抵抗測定は、前例がない難しい実験であるが)、微小結晶の取り扱いに非常に習熟した研究者が導電ペイントなどの取り扱いを工夫すれば、通常の実験方法でも可能であることが判明した。勿論サンプリング技術の高度な習熟がない研究者がこのような実験を行うことは殆ど不可能であると思われるが、 $1\mu\text{m}$ 精度でリード線を操作できる簡便なコンピューターを用い、顕微鏡下にハンドメイドのミニグローブボックスを付けそれを外部より操作するように工夫

部科校名：文理学部

氏名：小林 昭子

研究の結果（つづき）

すれば、当初目的とした抵抗測定が可能となると思われることが本研究によって明らかとなった。

(2) 微小結晶の電気抵抗測定のための微小4端子パターン作製の試み

上述のように、私たちは実験技術の高度な習熟によって、 $30\mu\text{m}$ 程度の結晶の4端子抵抗測定に成功したが、本研究申請書に示したように、本研究を申請した時点では従来の結晶の取り扱い方により、 $100\mu\text{m}$ 程度以下の微小結晶の抵抗測定用の4本の $5\mu\text{m}$ の金線を取り付ける試みはなされていなかった。従って、本研究のための予備的な試みとして、研究開始直前に本研究の準備として、図3に示すような高分子フィルム上に貼り付けられている数 μm の銅の薄膜を $10\mu\text{m}$ 幅にエッチングする技術を活用して $70\mu\text{m}$ 程度の微小結晶用の4端子抵抗測定用のパターンの作成した。もちろん非常に高度なナノ測定技術を用いることができる特殊な環境が整備できれば、 $10\mu\text{m}$ 程度の微小結晶の伝導度測定は困難ではないと思われるが、私たちの知る限り少なくとも分子性伝導体についてのそのような報告はほとんどなく、特に物性評価に不可欠な磁場下での測定などはなされていないように思われる。本計画では図3の4端子パターン上に結晶を押し付け、結晶表面と微小4端子パターンと結晶の接触を保ち伝導測定をすることを計画し、パターンの製作を依頼した。しかしエッチングされた4本の銅のターミナルの表面はかなり凹凸があり表面平面性を保ったままエッチングするまでの状況にはなっていないことが判明した。また微小結晶と銅端子の接触を保つために微小なガラス板を中心部に乗せて結晶を押し付けることを計画したが、ガラス板を結晶上に載せるための操作法及びガラス板の固定法を確立するには至らなかった。

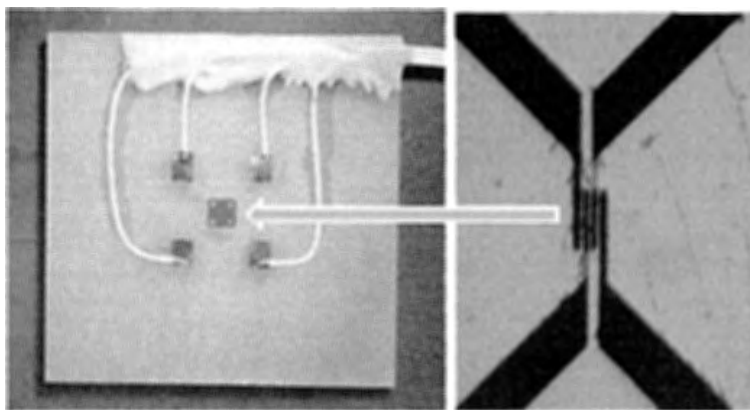


図3 70 μm 程度の微少単結晶の4端子抵抗測定用に作られたパターンと測定用に作成された端子

図3の4端子パターン上に結晶を押し付け、結晶表面と微小4端子パターンと結晶の接触を保ち伝導測定をすることを計画し、パターンの製作を依頼した。しかしエッチングされた4本の銅のターミナルの表面はかなり凹凸があり表面平面性を保ったままエッチングするまでの状況にはなっていないことが判明した。また微小結晶と銅端子の接触を保つために微小なガラス板を中心部に乗せて結晶を押し付けることを計画したが、ガラス板を結晶上に載せるための操作法及びガラス板の固定法を確立するには至らなかった。

(3) 抵抗測定を可能とする単一分子性金属の微結晶を作成する試み

本研究では微小な単一分子性金属単結晶の4端子抵抗測定の実現が最大の目的であったが、電気伝導に限らず正確な物性評価を行うためには約 0.5mm 以上の大きさをもつ単結晶の作成が望ましい。有機 π ドナー分子と対アニオンから構成され、電気分解によって作成する通常の有機分子性金属の結晶とは異なり一種類の分子からできている単一分子性金属の場合は、適当な溶媒に結晶を溶かすことができれば、再結晶によって結晶を大きくすることが可能であると予想される。勿論大きな結晶を得ることが出来れば本研究の目的であった4端子単結晶抵抗測定が可能となることは言うまでもない。また例えば、単一分子性金属を溶解させた溶液を絶縁体表面に湿布することによって、金属膜を簡単に作成するというような新たな可能性も実現できるかもしれない。しかしながら、単一分子性金属の結晶は通常の溶媒には殆ど溶解性がない。そこで本実験では、単一分子性金属の微粉末結晶を CS_2 のような有機溶媒に 250°C を超えるような条件で溶解することが可能であるかを調べるために、特殊テフロンセル、压力容器及び保護容器を作成し（図4参照）、実験を試みた。まだ実験回数が少なく、状況は十分判明していないが、通常の有機溶媒にはあまり溶解しないようである。しかし、液体状態の硫黄にはある程度融解している可能性があるのではないかとと思われることが分かった。セル内にはかなりの高圧が発生しセルが変形するなど、改良せねばならない点も判明したが、今後も、超臨界に近い条件下での吟味などを継続的におこなっていく予定である。

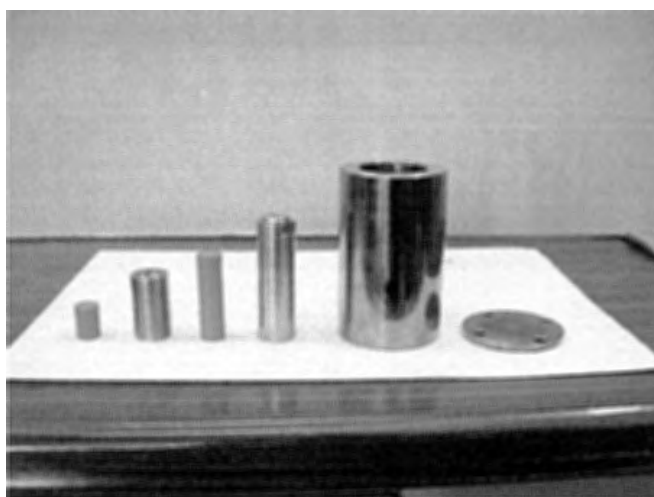


図4 高温条件下での単一分子性金属結晶の融解の試みを行うために作成されたセルと保護容器

注：必要に応じて、このページをご使用ください

平成20年度 学術研究助成金実績報告書

平成21年 3月30日

日本大学 総長 殿

氏 名 藤森 裕基



所属・資格 文理学部・准教授

下記のとおり報告いたします。

1 種目	<input checked="" type="radio"/> 一般研究(個人研究) / <input type="radio"/> 一般研究(共同研究) / <input type="radio"/> 総合研究	注：該当する種目を○で囲んでください。
2 研究課題	液晶におけるナノ構造の解明とその制御	
3 研究の目的	『液晶』は棒状あるいは円盤状の有機分子が作る液体と結晶の中間状態である。分子がミリメートルに及ぶ巨視的領域にわたって向きを揃える性質を利用して液晶ディスプレイが実現されているが、本来、液晶相は数ナノメートルから数百ナノメートルのメゾスコピック領域を通じて階層的に形成されるものである。それら液晶のナノ領域に関する解明は、液晶研究の最終問題の一つであるが、その問題に取り組むための実験装置や方法論は未だに確立されていない。本研究の目的は核磁気共鳴 (NMR) を利用して液晶におけるナノ構造を解明することである。	
4 研究の概要	液晶物質である 4-octyloxy-N(4-cyano-benzylidene)aniline (CBOOA) は高圧下および類似の分子構造を持つ液晶物質 N-p-hexloxybenzylidene-p-aminobenzonitrile (HBAB) を混合すると、通常では存在しない新たな液晶相を生じることが知られている。これは液晶におけるナノ構造の変化が巨視的な相の出現を支配している典型的な例である。言い換えると、ナノ構造を制御することにより新たな液晶相を人工的に作り出すことが可能である。本研究では両者の磁場配向試料に対して ^{13}C NMR における T_1 測定を行い、その温度依存性から、CBOOA と HBAB では、末端シアノ基の分子間相互作用の違いにより、出現する液晶相が異なることを見出した。	
5 研究組織 (共同研究・総合研究のみ該当します)	<ul style="list-style-type: none"> ・研究代表者 ・研究分担者 (役割分担) 	

※「6 研究結果」について、ホームページ等での公開 (可) (否) いずれかを○で囲んでください。
否の場合は、理由書を添付して下さい。

部科校名：文理学部

氏名：藤森 裕基

6 研究の結果 (総合研究の研究代表者は、4,000字以上記入してください。)

図1と2はそれぞれ CBOOA と HBAB の分子図を示す。図中の数字は炭素核の番号を示す。両物質とも末端にシアノ基を持つ液晶物質である。CBOOA は高温側から、分子の位置も配向も無秩序な等方性液体(I)相、分子配向の秩序が形成されるネマチック(N)相、分子配向秩序と共に一次元の並進格子が形成されるスメクチック Ad(SAd)相、位置も秩序化する結晶(C)相、という相転移系列を持つ。一方 HBAB は S 相を形成せず高温側から I-N-C という相系列を持つ。両者を混合させた場合、高温側から I-N-SAd-リエントラントネマチック(RN)相-C と変化し、SAd 相の低温側で再び N 相が出現するということが知られている。しかし、RN 相出現機構の微視的理解による一貫した理論は未だない。そこで、RN 相の出現に関与する液晶の構造および分子ダイナミクスを明らかにすることを最終目的とし、本研究では、CBOOA および HBAB の各純物質に対して ^{13}C NMR を利用したスピン-格子緩和時間(T_1)測定を行い、分子構造の僅かな違いが液晶相へ与える影響の検証を行なった。

^{13}C NMR 測定は、JEOL 製 EX-270 を用いて大気圧下において磁場中で配向させた各静止試料に対して、共鳴周波数 67.94 MHz で行った。 T_1 は温度範囲 340-390 K で、反転回復法を用いて測定を行った。

HBAB におけるほとんどの炭素核の T_1 は、液晶相においてほぼ連続的な温度依存性を示す事が明らかとなった。HBAB に比べて、S 相を形成する CBOOA においても、ほとんどの炭素核で、 T_1 は連続的な温度依存性を示すことが明らかになった。これは、N 相から S 相に秩序化する際にも各炭素核における分子間相互作用、分子内相互作用、分子回転等の分子運動に関して、大きな変化が生じないことを示唆している。しかし唯一、CBOOA における分子末端シアノ基の炭素 (C1) において、SAd-N 相転移時に T_1 の温度依存性に変化が見られた。このような温度依存性の変化が N 相のみを形成する HBAB には見られなかったことから、CBOOA の分子末端シアノ基において N 相では存在しなかった相互作用が SAd 相においては生じたと考えられる。X 線回折実験から得られた CBOOA における SAd 相の層間距離が分子長の約 1.5 倍であることを合わせて考えると、CBOOA における SAd 相では、分子末端のシアノ基と隣接分子の酸素原子近傍とで分子間相互作用が生じた結果、分子骨格部が重なり合って層を形成していると考えられる。つまりこの C1 近傍における分子間相互作用が、SAd 相の層形成において重要な役割を果たしていると考えられる。

CBOOA および HBAB のアルキル鎖部については、両物質ともに末端部に近づくに伴い、緩和時間が長くなる傾向を示した。これはアルキル鎖部が自由回転をしていると、その回転運動の振幅は分子末端部に近づくにつれて大きくなるため、緩和効率が低下し、 T_1 値が上昇したものと考えられる。

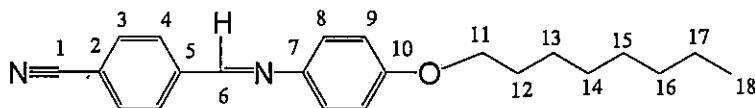


図1. CBOOA の分子図。

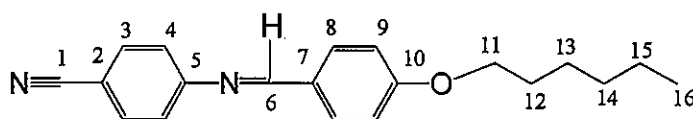


図2. HBAB の分子図。

注：課題番号を記入してください。

平成20年度 学術研究助成金実績報告書

平成 21年 3月 26日

日本大学 総長 殿

氏 名 岩堀 史靖



所属・資格 文理学部・専任講師

下記のとおり報告いたします。

1 種目	<input checked="" type="radio"/> 一般研究(個人研究) / <input type="radio"/> 一般研究(共同研究) / <input type="radio"/> 総合研究	注：該当する種目を○で囲んでください。
2 研究課題	ホウ素クラスターの特異的構造を利用した超構造分子の合成と構造決定	
3 研究の目的	<p>本研究では、代表的なホウ素クラスターであるカルボランの特異な分子構造に着目し、これまでにない新たな分子を作ることとを目的とした。カルボラン側鎖に適切な修飾を施した分子を合成し、これを単位構造として用いることで、構造的拡張性が高い単位構造を手にすることができると考えられる。炭素原子を中心にした超分子構造を組み上げると考えると、180度(sp)、120度(sp²)、105度(sp³)前後の結合角度に限った立体構造が基本になる。また、配位結合型化合物は90°に直交した三次元的な結合角度生成を得意とするが、カルボランはその特徴的構造のために三次元的に拡張された結合中心として多彩な角度生成に寄与することができる。このような考え方に基づき、カルボランを構造の中心に据えた分子ユニットを合成し、その合成法と化学的性質に関する知見を蓄えることを目的とした。今回の研究期間中には、カルボランを中心を持つ光応答性分子を合成し、基礎的電子状態の検討を行った。</p>	
4 研究の概要	<p>本研究では、非局在型有機ラジカルであるトリフェニルイミダゾリルラジカル(TPI[•])をσ電子系化合物1,12-dicarba-closo-dodecaborane (p-カルボラン)で結合したビラジカルを合成し、その物性を検討した。カルボラン内部の共有結合は一般的な有機化合物に見られる二中心二電子結合と異なる多中心二電子結合で、骨格内の結合電子が非局在化して共鳴安定化エネルギーをもたらすために三次元的芳香族化合物であるといわれるが、σ電子系化合物であることが一般的芳香族とは大きく異なっている。ベンゼン環のパラ位でTPI[•]が縮合した構造のビラジカルは、極限構造として開殻ビラジカル構造と閉殻キノイド構造の両方を記述できる。このビラジカルが閉殻電子構造を取らないか、開殻電子構造の寄与が十分に大きい場合、TPI[•]は分子間で熱的に二量化してヘキサアールビスイミダゾール(HABI)を生成する。σ電子系連結子であるp-カルボランで非局在型有機ラジカルTPI[•]を結合したビラジカルの方光学的挙動を観察した結果を述べる。</p>	
5 研究組織 (共同研究・総合研究のみ該当します)	一般(個人)のため該当記載無し	

※ホームページ等での公開の (可)・否) いずれかを○で囲んでください。否の場合は、理由書を添付して下さい。

6 研究の結果（総合研究の研究代表者は、4,000 字以上記入してください。）

【研究背景】 代表的な π 電子系、例えばベンゼン環などを有機スピン連結子に用いた有機磁性体の合成・物性研究が広汎に行なわれてきた。その反面、 σ 電子系スピン連結子による有機磁性体の合成報告例は比較的少数にとどまっている。本研究では、非局在型有機ラジカルであるトリフェニルイミダゾリルラジカル(TPI \cdot ; Figure 1)を σ 電子系化合物 1,12-dicarba-*closo*-dodecaborane (*p*-カルボラン)で結合したビラジカルを合成し、その物性を検討した。カルボランとは、10 個のホウ素原子と 2 個の炭素原子から成る 20 面体ヘテロ原子クラスターである。カルボラン内部の共有結合は一般的な有機化合物に見られる二中心二電子結合と異なる多中心二電子結合で、骨格内の結合電子が非局在化して共鳴安定化エネルギーをもたらすために三次元的芳香族化合物であるといわれるが、 σ 電子系化合物であることが一般的芳香族とは大きく異なっている。ベンゼン環のパラ位で TPI \cdot が縮合した構造のビラジカル(Figure 2)は、極限構造として開殻ビラジカル構造(2a) と閉殻キノイド構造(2b) の両方を記述できる。ビラジカルが(2b) の閉殻電子構造を取らないか、あるいは十分に開殻電子構造(2a) の寄与が大きい場合には、TPI \cdot は分子間で熱的に二量化し、ヘキサアリアルビスイミダゾール(HABI) を生成するだろう(Figure 1)。この HABI は紫外光照射によって光解離して元の 2TPI \cdot を生じるフォトクロミック化合物として知られ、光化学特性に関する研究が幅広く行なわれている。当研究グループでは、カルボランのような σ 電子系連結子で結合したビラジカルがどのような磁気特性を示すのかこれまで調べてきたが、光化学的挙動に基づく考察を行ったことはなかった。今回、カルボランを構造の中心に据えた分子ユニットを合成し、その合成法と化学的性質に関する知見を蓄えることを目的とし、 σ 電子系連結子である *p*-カルボランで非局在型有機ラジカル TPI \cdot を結合したビラジカルを合成して基礎的な光化学特性を観察した結果を以下に報告する。

【実験】 初めに化合物の合成について報告する。実際の合成経路を Scheme 1 に示す。4-bromobenzaldehyde から定法によって 2-(4'-iodophenyl)-1,3-dioxolane を合成した。この 2-(4'-iodophenyl)-1,3-dioxolane と *p*-carborane を *n*-BuLi, CuI, C₅H₅N によってカップリングしたのち脱保護し、ビスアルデヒド

である 1,12-bis(4-formylphenyl)carborane を単離した。このビスアルデヒドは、2,3-dihydroxylamino-2,3-dimethylbutane と反応させることで、後述のニトロニルニトロキシド誘導体(PCBBNN) の合成にも

流用することができる。このアルデヒドを CH₃COOH 中で benzil および AcONH₄ と還流し、目的ビラジカル **1** の前駆体である 1,12-bisTPIcarborane を合成した。K₃[Fe(CN)₆]/KOH(aq.) を用いてこれを酸化し、最終目的物 **1** を得た。各物質の同定は ¹H NMR によって行ない、必要に応じて質量分析や赤外スペクトルを併用した。なお、酸化反応前後の赤外スペクトルを比較すると、 $\nu_{\text{NH}} = 3213 \text{ cm}^{-1}$ の消失が確認できている。

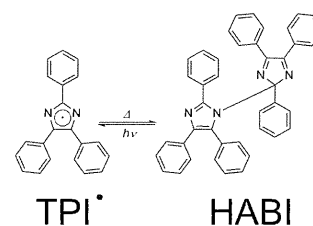


Figure 1. TPI radical and HABI.

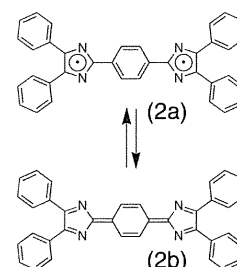
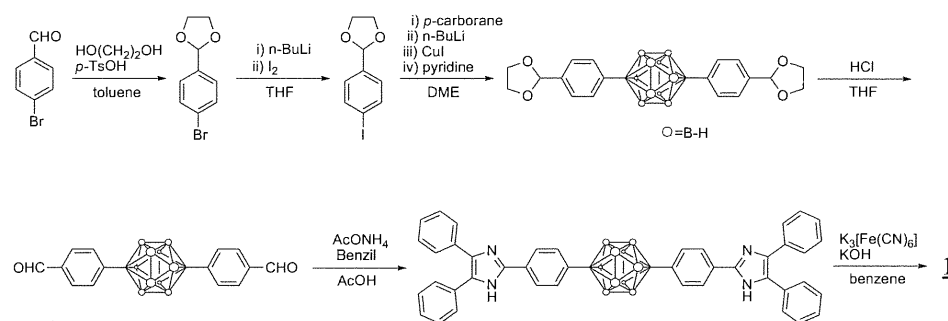


Figure 2. Thermal equilibrium of a biradical.

Scheme 1. Synthesis of **1**.

研究の結果 (つづき)

【結果考察】 **1** は固体状態で淡黄色であり、アモルファス状の固体であった。次に、**1** の光化学挙動の検討を行なった。**1** のベンゼン溶液(1.0×10^{-3} M) に紫外光(400 nm) 照射を行なうと、溶液の色が透明から紫色に変化することが確認できた。光照射前後の紫外可視吸収スペクトルの測定結果を Figure 3 に示す。光照射後のスペクトルは 566 nm に吸収極大を持ち、一般的な TPI[•] 誘導体のそれとよく一致していることがわかった。この結果は、紫外光の照射によって **1** が光解離し TPI[•] を生じる過程を捉えたものであり、**1** は TPI[•] が二量化した HABI 型の光反応種と考えられる。

1 の固体中での正確な構造はいまだ不明だが、暗所調製した溶液サンプルの ¹H NMR 測定結果から、単純な 1:1 の二量体ではなく鎖状構造を作っている可能性が示唆され、オリゴマー様の構造をとっている可能性が高い。さらに、光照射後の溶液を室温・暗所に静置した際のスペクトル変化を測定した(Figure 3, inset)。光生成種に由来する吸収帯は徐々に減衰し、暗所にしばらく放置した後には照射前のスペクトル形状を復元していた。この挙動は可逆であり、**1** が完全なフォトクロミック特性を有することが確認できた。この光解離→再結合過程における光定常状態の解離度は未測定であり、正確な速度論的考察は電子スピン共鳴スペクトルの測定を待たねばならないが、分光学的に確かめられた光定常状態からのハーフライフは室温において 420 秒であった。以上から、2つの TPI[•] をσ電子系で連結した **1** の電子状態は開殻ビラジカル状態にあり、TPI[•] は分子間ラジカル再結合によって二量化し HABI 誘導体を形成することがわかった。これまでの我々の研究課題に、*p*-カルボランのスピンドリンク子としての性質を調べたものがある。TPI のような熱的二量化を起こさない局在型ラジカルであるニトロニルニトロキシドを 2 単位導入した PCBBNN の分子構造と電子スピン共鳴スペクトルの測定結果を Figure 4, 5 に示す。こちらの研究結果によれば、*p*-カルボランはスピンドリンク子に関してインシュレータではなく、それに関してはむしろベンゼンなどの芳香族化合物に共通した性質を持っていることが示唆されている。ただしこの相互作用は非常に弱いものであり、非局在型ラジカルである TPI ラジカルとの再結合に関する挙動でカルボランがスピンドリンク子の相互作用を遮断して分子間二量化を起こしていることとは矛盾しない。以上から、*p*-カルボランは少なくともベンゼンのような一般的π電子系連結子のようにビラジカルの開殻電子構造の寄与をもたらさず、π-σ-π型の電子構造を持った分子 **1** において、スピンドリンク子を保持したまま開殻電子構造を与えることがわかった。

【まとめ】 今回、非局在型有機ラジカルであるトリフェニルイミダゾリルラジカル(TPI[•])をσ電子系化合物 1,12-dicarba-closo-dodecaborane (*p*-カルボラン) で結合したビラジカルを合成し、その物性を検討した。その結果、従来の芳香族化合物とは異なったスピンドリンク子特性があることが示唆された。今後は光生成ビラジカルのスピンドリンク子基底状態に関する測定と、分子軌道計算による電子状態の考察が有益であろうと考える。

【参考文献】 1) Sakaino, Y. *J. Chem. Soc. Perkin Trans. 1.* **1983**, 1063-1066. 2) Hayashi, T. and Maeda, K. *Bull. Chem. Soc. Jpn.* **1960**, *33*, 565-566. 3) Kikuchi, A.; Iwahori, F.; Abe, J. *J. Am. Chem. Soc.* **2004**, *126*, 6526-6527.

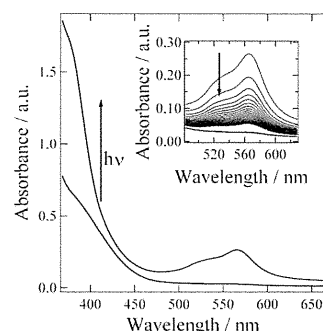


Figure 3. UV-vis spectra of **1**. (inset shows Absorption spectral change)

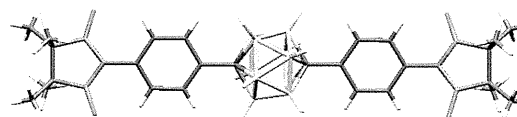


Figure 4. Molecular structure of PCBBNN.

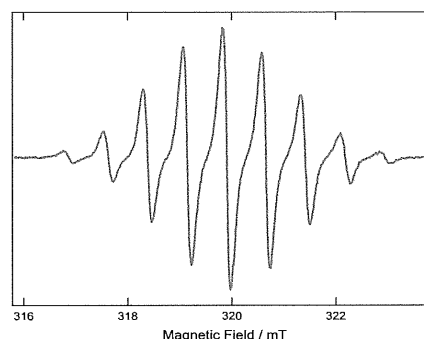


Figure 5. ESR spectrum of PCBBNN.

平成20年度 学術研究助成金実績報告書

平成 21 年 3 月 9 日

日 本 大 学 総 長 殿

氏 名 飯野 熙彦



所属・資格 文理学部・教授

下記のとおり報告いたします。

1 種目	<input checked="" type="radio"/> 一般研究(個人研究) / <input type="radio"/> 一般研究(共同研究) / <input type="radio"/> 総合研究	注：該当する種目を○で囲んでください。
2 研究課題	ヒトとマウスにおけるフェニルアラニン代謝の違いは、何が原因なのか	
3 研究の目的	セピアプテリン還元酵素 (SPR) は、BH4 合成に必須の酵素であるが、他の BH4 合成酵素欠損患者に共通してみられる、高フェニルアラニン血症(HPA)を示さない。一方、SPR 欠損マウスの場合、ヒトと違って HPA を示す。この違いを明らかにすることは、SPR 欠損症の臨床学的見地からも重要である。本研究はこの違いを説明するために、SPR の関与しないサルベージ系を構成する酵素の、ヒトとマウスにおける発現の違いを解析することを目的とする。	
4 研究の概要	2001年にDystoniaの患者から、SPR欠損症が偶然見つかった。しかし、SPR欠損症の場合、血中フェニルアラニン濃度は、健常者と同様の値を示し、他のBH4合成酵素欠損に見られる高フェニルアラニン血症ではなかった。ではなぜ、SPR欠損の患者に障害が見られるのであろうか。今回我々によって発見されたSPRに代わってBH4合成を行う酵素である、AKR1B1, AKR1C3の脳内発現量の発現部位解析の結果、発現量が十分であれば、筋障害や神経障害は、BH4に依存しない事を意味し、発現量が不十分であれば、SPR欠損によるDystoniaは、BH4依存の筋障害として治療する必要が明らかになる。	
5 研究組織 (共同研究・総合研究のみ該当します)	<ul style="list-style-type: none"> ・研究代表者 ・研究分担者 (役割分担) 	

部科校名：文理学部

氏名：飯野 照彦

6 研究の結果（総合研究の研究代表者は、4,000字以上記入してください。）

ヒトの AKR family member に登録されている酵素の中で、AKR1B1,1C3による BH4 合成が我々により新たに見いだされ、従来 BH4 合成において必須の酵素と考えられていたセピアプテリン還元酵素 (SPR)が関与しない新たな合成系が明らかとなった。2001年、Dystonia の患者より初めて見つかった SPR 欠損症の患者の血中フェニルアラニン濃度は健常者と同様の値を示し高フェニルアラニン血症ではなかったが、神経障害や運動障害が見られた。一方、2006年に SPR 欠損マウスが作製されたが、SPR 欠損マウスは高フェニルアラニン血症であり、神経障害や運動障害を示すことが報告された。この結果はヒトとマウスにおける AKR1B1,1C3による BH4 合成系の発現の違いを示唆している。我々は、すでに AKR1B1,1C3 に対する特異性の高い抗体の作製に成功していたので、この抗体を使ってマウスとヒトの臓器での発現部位解析を行った。マウスおよびヒトの組織を homogenize して得られた、homogenates を遠心分離し、上清を硫酸分画後、透析し得られた抽出液の、Western blot 解析、免疫組織科学的解析および、BH4 合成活性解析を行った。マウスおよびヒトの臓器抽出液の Western blot 解析は、抽出液を SDS-PAGE による、電気泳動を行った後、ゲル中のタンパク質を PVDF 膜上に electro blotting し、抗 AKR1B1 抗体と抗 AKR1C3 抗体を用いて免疫染色を行った。分析対象には、マウス肝臓・肺・腎臓・心臓および脳とヒト肝臓および脳を用いた。なを、ヒト脳の場合、脳内各部位別（視床下部・海馬・大脳黒質・中脳・大脳尾状核）を分析対象とした。免疫組織科学的解析には、マウスの肝臓および脳の視床下部・大脳黒質を、固定後パラフィン包埋して、切片を切り出し抗体および染色液で染色後、顕微鏡下による観察を行った。BH4 合成活性は、各抽出液を酵素標品として、dihydroneopterin triphosphate を基質にし、合成された tetrahydropterin を electrochemical detector で計測した。Western blot 解析によると、マウスの場合、AKR1B1 は脳で強く発現していたが、肝臓では発現しておらず、AKR1C3 は、肝臓では強い発現が見られたが、脳では発現していないという結果を得た。免疫組織科学的解析の結果、肝臓では AKR1C3 の強い発現が見られたが、脳では見られず、AKR1B1 の発現解析では、肝臓では発現が見られず、脳の大脳黒質および尾状核で、弱いながらも発現が見られ、Western blot 解析の結果と同様であった。ヒトの場合、Western blot 解析の結果、肝臓には両酵素の発現が見られたが、脳では各部位とも AKR1B1 の発現だけが認められた。BH4 合成活性の結果、ヒトの肝臓抽出液に両酵素による BH4 合成が認められたが、脳およびマウスの肝臓・脳では AKR1B1 だけの活性が認められ BH4 は合成されなかった。以上の結果より、マウスの場合、肝臓および脳のどこにも、AKR1B1,AKR1C3 両酵素の同時発現が認められず、SPR の代替酵素である AKR1B1,1C3 が関与している BH4 合成系は働いていないことが明らかになった。また、ヒトの場合、肝臓では AKR1B1,1C3 による BH4 合成が起こるが脳では起こらないことが明らかになった。

部科校名：文理学部

氏名：飯野 照彦

研究の結果（つづき）

このことは、SPR 欠損マウスは体内で BH4 合成を行うことが出来ないことを意味するので、SPR 欠損マウスは高フェニルアラニン血症を示し、運動障害等を引き起こすことが明らかになった。一方、ヒト SPR 欠損症の患者の場合、肝臓での両酵素の発現による BH4 合成の結果、フェニルアラニンが正常に代謝されるため高フェニルアラニン血症を示さず、脳では AKR1B1 だけしか発現していないため、BH4 合成が起こらず、その結果、運動障害・神経障害が起こることを明らかにした。この知見は、BH4 欠損症に対する臨床的見地に大きな影響を与えるものと考えられる。

注：課題番号を記入してください。

平成20年度 学術研究助成金実績報告書

平成 21年 4月 22日

日本大学 総長 殿

氏 名 木暮 雅夫



所属・資格 経済学部・教授

下記のとおり報告いたします。

1 種目	<input checked="" type="radio"/> 一般研究(個人研究) <input type="radio"/> 一般研究(共同研究) / <input type="radio"/> 総合研究	注：該当する種目を○で囲んでください。
2 研究課題	カメラ産業における雇用労働の変化	
3 研究の目的	<p>今日のカメラ製造企業の状況は、低価格機や労働集約的な部品生産・組立を海外で行う一方、高級機や高付加価値製品・部品生産を国内で行う、いわゆる企業内水平分業が進展している。</p> <p>こうした状況が国内の雇用・労働にどのような変化をもたらしているか、そして雇用労働の実態からその企業の経営戦略を分析することが重要である。このため、主なカメラ製造企業の国内工場の立地と労働力確保の実態を調査することが今年度の研究目的であった。</p>	
4 研究の概要	<p>キヤノンに象徴される海外生産と国内生産の両立を、雇用・労働分野から分析し、国内における高付加価値生産、自動化率の向上、雇用・労働条件の多様化、労働内容の変化について、解明を進めている。</p> <p>とりわけ、近年における非正規雇用の拡大が、キヤノンの「国内回帰」減少にどのように関わっているのかを明らかにすべく、調査研究を進めている。</p>	
5 研究組織（共同研究・総合研究のみ該当します）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究代表者 ・ 研究分担者（役割分担） 	

部科校名：経済学部

氏名：木暮雅夫

6 研究の結果（総合研究の研究代表者は、4,000字以上記入してください。）

当年度のテーマであるカメラ産業の雇用と労働の変化について、調査研究の経緯と研究結果について概略を報告する。

まず第一に指摘しなければならない点は、2008年9月のリーマン・ショックに始まる世界的な金融危機が、日本の輸出産業の一つであるカメラ産業にも大きな影響を及ぼし、予定していた工場見学や現地調査がきわめて困難になり、旅費等の予算が未消化に終わるほどの計画変更を余儀なくされたことである。このため、3～4回の工場視察旅行の予定が一回も実現せず、大幅な予定の変更をおこなった。

しかし、当初の予定を変更して、キヤノンの大分工場で働いていた二人の非正規労働者に会うことができ、一定の成果を得ることができた。二人が働いていたのは、大分市内の工場で、派遣などを含めて約3,500人ほどが働く大規模工場であった。公表されている工場の生産品目はコンパクトデジカメとデジタルビデオカメラであったが、2008年末までCMOSの組立、AFユニットの組立、デジタル一眼レフの組立から梱包までの最終工程があった。レンズ研磨を含むコンパクト用のレンズ生産、ファインダー製造・組立なども行われていた。作業は、工場内を請負会社単位で簡単な仕切りを設け、一連の工程を受持たせてセル生産で行われていた。時給は約1,000円であった。

このような請負労働者を大量に用いているのは、生産品目の販売状況が季節ごとに大きく変化し、ひとたび当たれば間髪入れずに大量生産しなければ販売機会を失うが、不人気の機種であれば、生産の縮小・打切りをするといったように、市場の変化に対応して労働需要の柔軟性を維持したいためと思われる。また、雇用の柔軟性だけでなく、雇用の外部化は、労働コストや労務管理経費などの削減にも貢献している。大量の労働者を各地から呼び込むためには、寮などの建設・維持・管理も必要であるが、請負会社であれば、いくつかの会社の工場に差し向ける労働者の寮などを持っているからである。これら低コスト労働の利用とともに、工程の自動化も進めているので、製品サイクルが短く、フレキシブルな生産ラインを必要とする製品については、国内生産したほうが合理的なのである。これ以外にも、国内で自社生産する場合、製造ラインなどの製造技術の流出も防げる。国内でも、部品等を委託すれば、その製品の開発および品質管理をはじめとする製造技術が漏れる危険性があるが、自社生産であればその心配がなくなる。

以上のような実態分析ができたことにより、次年度以降の調査でより詳しい実態を探る道筋が見えてきた。また、他の企業や産業との比較を通じて、カメラ製造業の雇用労働の特徴を明らかにしてゆきたい。

注：課題番号を記入してください。

平成20年度 学術研究助成金実績報告書

平成 21 年 5 月 13 日

日 本 大 学 総 長 殿

氏 名 西脇 暢子 印

所属・資格 経済学部・准教授

下記のとおり報告いたします。

1 種目	<input checked="" type="radio"/> 一般研究(個人研究) / <input type="radio"/> 一般研究(共同研究) / <input type="radio"/> 総合研究	注:該当する種目を○で囲んでください。
2 研究課題	研究職従業員の組織コミットメントに関する時系列調査	
3 研究の目的	<p>本研究では、企業および研究所勤務の研究員を対象に、彼らが所属企業、所属部門（研究所）、所属チームに対してどのように、またどの程度コミットしているのか、またそれが所属年数の増加や昇進とともにどのように変化していくのかを調査する。組織コミットメントは従業員と組織の関係のあり方を表す概念で、忠誠心や帰属意識の他、報酬と貢献の純粋な交換関係継続、しがらみや外部要因などで仕方なく行う関係継続、と説明される。従業員のコミットメントのタイプや強さによって、従業員が組織の目標や制度を受け入れている程度、自発的貢献意欲の程度、転職意欲の強さ、など多くのことを推測できる。</p>	
4 研究の概要	<p>一般企業従業員を対象にアンケート調査を実施する。調査項目は OCQ (organizational commitment questionnaire)、Meyer and Allen (1991)、田尾 (1997) などをはじめとする代表的なコミットメント研究で用いられたもの 20 項目を用いる。これらの項目のうち表現が研究者向けではないものを一部改める他、所属組織、所属部門、チームの 3 つの対象に対するコミットメントをたずねる形に修正する。</p>	
5 研究組織（共同研究・総合研究のみ該当します）	<ul style="list-style-type: none"> ・研究代表者 ・研究分担者（役割分担） 	

※ホームページ等での公開の 可 否 いずれかを○で囲んでください。否の場合は、理由書を添付して下さい。

部科校名：経済学部

氏名：西脇暢子

6 研究の結果（総合研究の研究代表者は、4,000字以上記入してください。）

化学・機械・電気業界の、普段の業務をチームで行っている従業員を対象にウェブでアンケート調査を実施した。回収数は500、有効回答数533であった。予定委通り調査項目はOCQ (organizational commitment questionnaire)、Meyer and Allen (1991)、田尾 (1997) などをはじめとする代表的なコミットメント研究で用いられたもの14項目を用いた。コミットメントの対象は所属組織と所属チームとした。

調査の結果、所属組織へのコミットメントよりチームに対するコミットメントが強く、企業全体よりチームに対して愛着、忠誠心、帰属意識を感じていることが裏付けられた。同様に、チームに対しては義務感が強く、チームのためなら自発的に貢献する意欲を示すとともに、チームメンバーの手前そうせざるを得ないと感じていることも明らかになった。

これらの結果は、コミットメント研究ではこれまで行われていなかった同一組織に対する多重コミットメントの実態を明らかにしたものであり、今後の分析と考察によってさらなる結果やインプリケーションが得られると期待される。

* 課題番号	個 08-028
--------	----------

注：課題番号を記入してください。

平成20年度 学術研究助成金実績報告書

平成21年 4月24日

日本大学 総長 殿

氏 名 石田 教子  印

所属・資格 経済学部・専任講師

下記のとおり報告いたします。

1 種目	<input checked="" type="radio"/> 一般研究(個人研究) / <input type="radio"/> 一般研究(共同研究) / <input type="radio"/> 総合研究	注:該当する種目を○で囲んでください。
2 研究課題	ヴェブレンの経済思想に関する研究——19世紀後半における同時代経済思想との関連で——	
3 研究の目的	本研究の目的は、アメリカの経済学者ヴェブレン (Thorstein Bunde Veblen, 1857-1929) と同時代経済思想の関連を探ることによって、19世紀末における彼の方法論的立場の意義を解明することである。	
4 研究の概要	ヴェブレンは1892年にシカゴ大学で初めて教職に就くが、一般に、この頃に本格的な経済学研究を開始したと言われている。学生時代はドイツ哲学を専攻していたにもかかわらず、この時期に、シカゴ大学の機関誌であった <i>Journal of Political Economy</i> の編集に携わるとともに、経済学に関わる数多くの書評や論文を執筆したからである。しかしながら、経済学のみならず、この時期に傾倒していった文化人類学からの影響も重要であることが分かってきている。本研究は、こうした側面にも光を当てることによって、ヴェブレンが19世紀末という時代に、新たな経済学構想——進化論的経済学——を提唱した意味を再考するものである。	
5 研究組織 (共同研究・総合研究のみ該当します)	<ul style="list-style-type: none"> ・研究代表者 ・研究分担者 (役割分担) 	

※ホームページ等での公開の 可・否) いずれかを○で囲んでください。否の場合は、理由書を添付して下さい。

部科校名：経済学部

氏名：石田 教子

6 研究の結果（総合研究の研究代表者は、4,000字以上記入してください。）

従来のヴェブレン研究においては、正統派経済学、特に新古典派経済学との対比が強調されてきた。しかし近年では、ヴェブレン研究は新たな局面に移行しつつある。例えば、ヴェブレンの経済思想、その根底にある経済社会認識をより内在的に再構成しようとする動向が認められるし、また現代における心理学的ないし認識論的（認知論的）成果を下敷きにして、19世紀末のヴェブレン思想の意義を浮き彫りにしようとする諸研究が見られる。本研究は、これらの欧米における最新の研究成果をサーベイしながら、ヴェブレン思想の経済思想史的意義をさらに掘り下げようとするものである。

具体的な研究方法は、関連する一次文献の精読、資料作成、二次文献の検討であるが、従来研究ではあまり注目されてこなかった諸論稿——書評、小論、書簡等を含む——にも目を向けることによって、本研究の視角の独創性をアピールできるよう努めた。

研究史上極めて重要であると考えられるのは次の2つの論点であるが、いずれも19世紀末にヴェブレンによって提唱された進化論的経済学 Evolutionary Economics の解釈に関わっている。①自然の進化プロセスに目的を帰属することを禁ずるとしても、現実の人間や集団が抱く目的をどのように取り扱うべきかという問題、②ヴェブレンが倫理的あるいは道徳的に相対主義的であったのか否かという問題、である。そして、彼の進化論的経済学の提唱は目的論的思考に対する批判を含意していたが、この問題は経済学における事実認識、言い換えれば、経済学が取り扱うべき因果関係の問題と関わっていたといえることができる。

本研究において、①の問題の検討は、ラザフォードの1998年の若干悲観的な結論——ヴェブレンの進化論的経済学を創り出すという計画は失敗に終わる運命にあった——に対するリプライを、②の問題の検討は、サミュエルズの1990年の結論——ヴェブレンは倫理的相対主義者であった——に対するリプライを念頭においている。本研究によれば、①の論点は、ダーウィニズムを用いて経済社会をどう読み解くか、あるいは、なぜヴェブレンの経済社会分析には nonteleological な進化プロセスに関する叙述と、teleological な人間存在に関する叙述が混在しているのか、という問いとしても言い換えることができる。そして、②の論点は、ダーウィニズムを用いた経済学が指し示す社会あるいは未来とはどのようなものか、という問いとしても言い換えることができる。いずれの場合も、より明らかとなったのは、ヴェブレン流のダーウィニズム概念が生物学に範疇に収まるものではないという重要な帰結である。

経済学を含む社会科学において、目的をもって行為する人間をどのように指定するかということは極めて重要な問題であり、またこのことが、経済学者自身の思想的あるいはイデオロギー的立場と深く関わらざるをえないということが明らかになった。また、本研究において解明されつつあることは、ヴェブレンの思想形成に極めて重要なインパクトをもたらしたと考えられるものが決して単一の思想的系譜ではなく、イギリス経験論批判を裏側に潜ませた、この目的的人間という把握法と、19世紀後半の特殊な思想的背景——非目的論的变化という世界観ないし歴史観を植え付けたダーウィニズムの存在——の混在が生み出すパラドクスないし緊張であったということである。

これらの問いがヴェブレンの問題であっただけではなく、ヴェブレン研究者たちの問題でもあったことは言うまでもない。そのことは、近年、経済学史ないし思想史の領域外の諸研究においてすら、社会経済における進化や制度の役割を重視する動向が見られることにも現れている。その意味で、本研究におけるヴェブレンの経済思想の再構成は、ヴェブレン研究のみならず、これらの現代経済学の動向に対しても、そのアプローチの思想的源泉に関する新たな解釈を提示しようと考えられる。

主要文献

- Foresti, Tiziana (2004) "Between Darwin and Kant: Veblen's Theory of Causality," *International Review of Sociology—Revue Internationale de Sociologie*, Vol. 14, No. 3, pp. 399-411.
- Hodgson, Geoffrey M. (2001a) *How Economics Forgot History: The Problem of Historical Specificity in Social Science*, London and New York: Routledge.
- (2001b) "Darwin, Veblen and the Problem of Causality in Economics," *History and Philosophy of the Life Science*, Vol. 23, pp. 383-423.
- Rutherford, M. (1998) "Veblen's Evolutionary Programme: A Promise Unfulfilled," *Cambridge Journal of Economics*, Vol. 22, No. 4, pp. 463-77.
- Samuels, Warren J. (1990) "The Self-referentiability of Thorstein Veblen's Theory of the Preconceptions of Economic Science," *Journal of Economic Issues*, Vol. 24, No. 3, pp. 695-718.
- Veblen, Thorstein (1884) "Kant's Critique of Judgment," *The Journal of Speculative Philosophy*, No. 18. Reprinted in Veblen (1994, X), pp. 175-93.
- (1898) "Why is Economics Not an Evolutionary Science," *The Quarterly Journal of Economics*, Vol. 12, No. 4. Reprinted in Veblen (1994, VIII), pp. 56-81.

*課題番号	個 08-029
-------	----------

注：課題番号を記入してください。

平成20年度 学術研究助成金実績報告書

平成 21 年 4 月 24 日

日 本 大 学 総 長 殿

氏 名 三井 泉



所属・資格 経済学部・教授

下記のとおり報告いたします。

1 種目	<input checked="" type="radio"/> 一般研究(個人研究) / <input type="radio"/> 一般研究(共同研究) / <input type="radio"/> 総合研究	注：該当する種目を○で囲んでください。
2 研究課題	日本企業における経営理念の成立と継承に関する実証的研究	
3 研究の目的	<p>① 本研究は、日本企業における経営理念の成立と継承のプロセスに関して、アンケートならびにインタビュー調査を通じて明らかにしようとするものであり、申請者が過去3年にわたって行っている「日本の経営と文化特性」に関する研究の一部である。</p> <p>② 企業の経営理念に関する研究は、今まで経営史の分野では行われてきたものの、近年の蓄積は余り多くはない。しかしながら、企業不祥事をきっかけに企業倫理・コーポレートガバナンスの問題などと共にその重要性は高まってきた。そこで本研究では、経営理念の理論研究や社史調査はもちろんであるが、その実態をつかむために、アンケートやインタビューなどを用いて現状を明らかにしようと試みる。</p> <p>③ 経営理念の「文言」そのものよりも、むしろ企業経営の現場でどのような形で解釈され成員に浸透し、事業活動の中でどのように現れ、いかに次世代に継承されているかということを明らかにする。</p>	
4 研究の概要	<p>① 先行研究の調査ならびに経営理念の理論的枠組みを検討し、本研究の基礎を固める。</p> <p>② いくつかの企業の社史を検討し、経営理念の成立プロセスについて検討する</p> <p>③ 実態を知るために、規模、業種などを考慮してアンケート調査を試みる</p> <p>④ ①②と同時並行で、特徴的な企業に対するインタビューや参与観察を行う。</p> <p>⑤ 以上を通じて、日本企業における経営理念の成立と継承に関する実態を明らかにする。</p>	
5 研究組織（共同研究・総合研究のみ該当します）	<ul style="list-style-type: none"> ・研究代表者 ・研究分担者（役割分担） 	

※ホームページ等での公開の (可) (否) いずれかを○で囲んでください。否の場合は、理由書を添付して下さい。

部科校名：経済学部

氏名：三井 泉

6 研究の結果（総合研究の研究代表者は、4,000字以上記入してください。）

本研究は、上記のように申請者が過去3年間に行ってきた「日本的経営と文化特性」に関する個人研究、ならびに「経営理念」に関する共同研究（松下社会科学振興財団、松下資料館、PHP総合研究所「経営理念継承研究会」）および「経営文化」に関する共同研究（国立民族学博物館「経営文化に関する経営人類学的研究」中牧弘允代表）との関連で行われている継続的研究の一部である。これらの成果は、以下の編著書ならびに論文として公刊された。

- ①（共編著）住原則也・三井泉・渡邊祐介編，経営理念継承研究会著『経営理念—継承と伝播の経営人類学的研究—』PHP研究所，2008.
- ②（共同論文）三井泉・早坂明彦・大石剛「一ノ蔵の経営哲学—理念経営の過渡的な完成型—」『経営哲学の実践』経営哲学学会編，文眞堂，2008.

2008年度の研究は、上記の研究をさらに発展させる形で行われた。対象企業としては、上記の研究で扱った企業を中心としてインタビューや参与観察を行い、経営理念の成立と伝播・継承過程を記録するとともに、社内資料の収集なども行った。この成果の一部は、PHP研究所『PHPビジネスレビュー』（年6回刊行）誌上において現在共同連載中である。これらの研究を通じて、文献のみでは必ずしも明らかではなかった経営理念の「解釈」「伝播」「継承」の具体的なあり方が明らかになってきた。現在の経済危機の中で、特に経営理念のあり方が再度問い直され、強化されているという事例も明らかとなった。

また、2008年度に予定されていたアンケート調査については、昨年からの世界的不況により、多くの企業から調査協力が得られなくなった。しかしながら、現在、有効な手段を検討して実行しようと考えている。今後は経営理念の国際比較なども行い、さらにこの研究を展開していきたいと考えている。

注：課題番号を記入してください。

平成20年度 学術研究助成金実績報告書

平成 21年 3月 23日

日 本 大 学 総 長 殿

氏 名 小林 信治 印

所属・資格 経済学部・教授

下記のとおり報告いたします。

1 種目	<input checked="" type="radio"/> 一般研究(個人研究) / <input type="radio"/> 一般研究(共同研究) / <input type="radio"/> 総合研究	注：該当する種目を○で囲んでください。
2 研究課題	寡占と環境	
3 研究の目的	本研究は、非対称的情報が存在する状況のもとで、政府と被規制企業との間における、あるプロジェクトに関する契約の効率性について理論的分析を行なうことを目的とする。本研究においては、非対称的情報として、被規制企業の生産費用および生産に影響をあたえる行動（努力水準）、すなわち、アドバース・セレクションおよびモラル・ハザードのふたつの要素が同時に考慮されている。とくに、企業がコストを増加する可能性が考慮されている。	
4 研究の概要	非対称的な情報のもとで、政府と被規制企業との間の効率的な契約に関する問題について、新しいモデルを提示し、そのモデルに基づいた厳密な理論分析を行い、主要な結果を命題として導出した。	
5 研究組織（共同研究・総合研究のみ該当します）	<ul style="list-style-type: none"> ・研究代表者 ・研究分担者（役割分担） 	

※ホームページ等での公開の (可) / (否) いずれかを○で囲んでください。否の場合は、理由書を添付して下さい。

部科校名：経済学部

氏名：小林信治

6 研究の結果（総合研究の研究代表者は、4,000字以上記入してください。）

本研究は、非対称的情報が存在する状況のもとで、政府と被規制企業との間における、あるプロジェクトに関する契約の効率性について理論的分析を行なったものである。

非対称的情報としては、被規制企業の生産費用および生産に影響をあたえる行動（努力水準）、すなわち、アドバース・セレクションおよびモラル・ハザードのふたつの要素が同時に考慮されている。また、とくに、企業がコストを増加する可能性がモデルにおいて考慮されている。非対称的な情報のもとで、政府と被規制企業との間の効率的な契約に関する問題について、コストの増加の可能性、残余請求権者の配分を考慮に入れた新しいモデルを提示し、そのモデルに基づいた厳密な理論分析を行った。コントラクトの効率性に関する主要な命題を導出した。導出された命題から環境問題を考える上で重要な政策的インプリケーションが得られることを指摘した。

これらの研究成果を論文にまとめ、referee 付の国際学会において、その研究成果を発表した。

注：課題番号を記入してください。

平成20年度 学術研究助成金実績報告書

平成 21 年 5 月 10 日

日 本 大 学 総 長 殿

氏 名

本多 光雄

(印)

所属・資格

経済学部・教授

下記のとおり報告いたします。

1 種目	<input checked="" type="radio"/> 一般研究(個人研究) / <input type="radio"/> 一般研究(共同研究) / <input type="radio"/> 総合研究	注：該当する種目を○で囲んでください。
2 研究課題	ポスト・フォーディズムにおけるアジアの国際分業システム	
3 研究の目的	アジアにおける国際分業の在り方が、世界経済における分業の新しい在り方を見いだせる特徴のあるものであるということが言われてきている。そこでこの研究ではその事実を特に日本、韓国、中国を中心にしてそれら諸国が中央アジアでの分業のあパターンがどのような役割をもったかを探ることを目的とした。	
4 研究の概要	今回の研究ではテーマとした「ポスト・フォーディズムにおけるアジアの国際分業」に関して、アジア特に中央アジア諸国と日本との間に見られる貿易構造を研究した。これら諸国のデータを収集し、それら諸国と日本、韓国、中国の役割を検討した。そしてとりわけ日韓中との中央アジア諸国との貿易は全体的には少ない額であるが、今後の注目すべき領域であることを認識し、パネルデータ分析という手法を使っての研究を進めた結果、一応の方向性を見出すことができたと思われる。	
5 研究組織（共同研究・総合研究のみ該当します）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究代表者 ・ 研究分担者（役割分担） 	

※ホームページ等での公開の (可) (否) いずれかを○で囲んでください。否の場合は、理由書を添付して下さい。

部科校名：経済学部

氏名： 本多 光雄

6 研究の結果（総合研究の研究代表者は、4,000字以上記入してください。）

目的はポスト・フォーディズムにおけるアジア諸国の貿易構造を考察することにあるが、東アジア、とりわけ、日本・中国・韓国からヨーロッパまでの陸上（鉄道および道路）ルート—いわゆる新シルクロード—を通じて、それらルート近隣諸国の経済発展を促進するための方策を検討することを目的としている。今回の研究はその中でもこのルートの中で重要な位置づけにあるが、まだ研究の進んでいない中央アジア諸国に焦点を当てた。これら諸国の資料が少ないために、フィールドワークを主体とした研究であるが、これらフィールドワークはあくまで理論に基づくモデル構築をするための活動であり、このフィールドワークに基づいた成果を踏まえ、すでに構築したわれわれのモデル（ビーズ型発展形態モデル）の効果とその政策的意味合い、あるいは政策提言をすることを目指した研究であった。内容的には大きなテーマであるため、長期の継続した研究期間が必要とされ、今回の研究成果もその過程の一部である。

研究の出発点は中国における旧シルクロードを現在の経済活動における重要なソースとし、とりわけユーラシア大陸における東の出発点を連雲港に、そして中国における東西および南北の陸の起点として徐州に置きながら、中国国内では連雲港⇒徐州⇒鄭州⇒西安⇒蘭州⇒ウルムチへというルートについて、フィールドワークをしている。それらの研究の成果の一部は出版物として刊行しており、ここでは連雲港、徐州、蘇州を中心に研究し、前回からの研究を継続し、鄭州、西安、蘭州およびウルムチから西方への諸国への現地調査・研究をすることを計画し、その一部はすでに実施している。世界情勢の悪化のためにウルムチへの調査ができなかったため、現時点ではまだフィールドワークを完結していない諸国の経済的背景等を検討することに努めた。その結果、今回はパネルデータを用いて分析する。分析結果については本文で論じているが、結論から言えることは、例えば、日本・中国間貿易あるいは日本と東南アジア諸国に見られる貿易パターンとは違い、日本、中国、韓国と中央アジア諸国間の貿易は旧来型の垂直型貿易パターンであるといえる。このことはわれわれのビーズ型発展形態を推し進めていく上で、一つの示唆を与えてくれるパターンとなるだろう。しかしながら、中央アジア諸国は旧ソ連邦諸国に属していたため、その域から経済、政治面で抜け切れていない側面が明らかになり、またデータ不足のために、十分な資料分析ができていない面が悔やまれる。次年度以降には実際にこれら諸国への現地調査を通じて、上述の不足面を補えるであろう考えている。

結果として判明したことは、日韓中と中央アジア諸国との貿易関係はポスト・フォーディズム以前の問題であり、旧来型の古いパターンである垂直的貿易関係であり、しかも政治的、社会的側面を多く含んでいることが判明してきた。

注：課題番号を記入してください。

平成20年度 学術研究助成金実績報告書

平成21年4月24日

日本大学 総長 殿

氏 名 森 博英



所属・資格 経済学部・准教授

下記のとおり報告いたします。

1 種目	<input checked="" type="radio"/> 一般研究(個人研究) / <input type="radio"/> 一般研究(共同研究) / <input type="radio"/> 総合研究	注：該当する種目を○で囲んでください。
2 研究課題	児童の外国語習得のプロセスと関連要因の検証	
3 研究の目的	<p>① 児童の外国語習得のプロセスやそれに関連する要因について、第二言語習得理論をもとに全体像を把握することを目的とする。</p> <p>② 児童の外国語習得のプロセスやそれに関連する要因に関しては、外国語教育の観点から個々の記述的な研究報告が行われているが、本研究は第二言語習得理論をもとにした研究であるという点で学術的な特色を有し、かつ、独創的である。予想される結果としては、青年や成人の外国語習得とは異なったプロセスや関連要因が児童の外国語習得に見出されると思われる。特に、この関連要因が、どの程度、そして、どのように児童の外国語習得のプロセスに影響を及ぼしているかを検証することは、児童への外国語教育の効果をあげることに多大な貢献をすると期待され、この研究の意義と位置づけている。</p> <p>③ 国内の関連する研究は、記述的な研究が多く、そのため、研究結果の一般化が困難であるが、本研究では、より説明的な研究手法を採用することにより、従来の研究に比べ、児童の外国語習得のプロセスや関連要因のより一般的な傾向を見出すことができ、今後の研究にも示唆的な役割を果たすと思われる。また、国外においても、児童の外国語習得の研究は数少なく、既存の同類の研究との比較により、児童の外国語習得のプロセスと関連要因をより明確に把握することが可能になると期待される。</p>	
4 研究の概要	<p>まずは、研究開発校に指定されている学校や特区の学校、または、イマージョン教育を実施している学校等を訪問することで、どのような外国語教育プログラムが実施されているかを把握する。その後、授業の写真・ビデオ撮影、教師や児童へボイスレコーダーを使用してのインタビュー、さらには、アンケート調査を実施したりする。次に、これら収集データを外付型ハードディスクやコンポに保存し、コンピュータ上で視聴したり、ヘッドホンやコンポ等を用いてデータを書き起こしたりする。このようにして、個々の学習環境を質的に分析する。また、文献整理用のソフトにより、先行研究を整理した後、それをもとに、児童の外国語能力を測定するための実験を立案し、実際に各学校に実施の依頼をする。そして、その実験結果の分析を量的に行う。この分析の際には、統計処理用ソフトを利用することにより、記述統計のみでなく、推測統計を用いて、児童の外国語習得のプロセスと関連要因をより具体的に明示する。</p>	
5 研究組織（共同研究・総合研究のみ該当します）	<ul style="list-style-type: none"> ・研究代表者 ・研究分担者（役割分担） 	

部科校名：経済学部

氏名：森 博英

6 研究の結果（総合研究の研究代表者は、4,000字以上記入してください。）

英語学習に関連する情意的側面に関する意識と英語能力の自己診断 CAN-DO の2点の経年変化に見られる児童英語教育の開始年齢や学習期間の影響を見るために、19年度に中学1・2年生に実施したアンケート調査を、本年度再度同じ生徒（本年度は中学2・3年生）に実施した。そのデータを記述統計的に分析して判明したことの中で、特記すべき点は下記の通りである：

- 1) 中学1年次から2年次にかけての経年変化として、小学校で週一回以上英語を学習していた生徒の方が小学校で週一回未満しか英語を学習していなかった生徒より統合的動機がより高く、かつ、そのような動機がさほど急に低くなっていないことを示す結果が見られた。また、小学校で週一回以上英語を学習していた生徒が、リーディング技能への自信がより高まっており、オーラルコミュニケーション中心であった児童英語教育の正の影響が、オーラルでないリーディング技能にも出ているようである。
- 2) 中学2年次から3年次にかけての経年変化としては、外国の文化への興味の高まりを測る項目で平均点の差が見られ、小学校で週一回以上英語を学習していた生徒がより高い平均点を示した。このような結果が、中学1年次から2年次にかけてではなく、中学2年次から3年次にかけて見られたことは、ある程度の英語力を身に付けたり、英語に関わる知識をある程度学習してはじめて、このような英語学習と間接的に関係がある要因に児童英語教育の影響が生じてくることが推測され、児童英語教育の効果を長期的に観察する必要性が示唆された。

これらの結果をもとに、英語学習に関連する要因のより詳しい関係性をみるために、今後推測統計を用いた分析をする予定である。

平成20年度 学術研究助成金実績報告書

平成21年4月24日

日本大学 総長 殿

氏 名 _____ 加藤 一誠 _____ 印

所属・資格 _____ 経済学部・教授 _____

下記のとおり報告いたします。

1 種目	<input checked="" type="radio"/> 一般研究(個人研究) / <input type="radio"/> 一般研究(共同研究) / <input type="radio"/> 総合研究	注：該当する種目を○で囲んでください。
2 研究課題	アメリカにおけるインフラ整備資金の調達が多様化と日本への適用可能性	
3 研究の目的	<p>日本では高齢者に対する道路政策には財源も含めて国の役割が大きいと考えられているのとは対照的に、アメリカでは州政府や地方政府の役割が大きい。貧困層が都心から郊外に通勤しなければならない逆通勤問題などがそうであるように、高齢者対策は州や地方の問題として扱われている。また、フロリダなどでは高齢者の流入が地域経済に正のインパクトを与えているといわれている。しかし、その実態を明らかにした経済研究は少ない。さらに、交通研究において対距離課金や有料道路などの制度自体の研究は盛んであるものの、経済構造の変化と交通との関係を分析した研究が多いとも言い難い。</p> <p>そこで、今後の交通研究の基礎となるべく、高齢化と交通との関係に焦点をあてた論文を執筆する。これは高齢者の転入の正の影響を明確にすることによって、交通整備をどのレベルの政府が負担するかという問題につながる。ここに、日本の交通政策に対する含意がある。</p>	
4 研究の概要	<p>以上のような問題意識にもとづき、本研究ではアメリカにおける高齢化社会と交通の関係を分析する。まず、アメリカにおける高齢化とモビリティの現状を分析する。そして、高齢者の流入が交通や地域経済に対するインパクトを研究した Lakshminarayan(1992)のサーベイとその意味を再検討する。この論文は数少ない既往研究のひとつではあるが、公刊されてからかなりの年月を経ている。そのため、人口や高齢者のモビリティパターンにかかわるデータなどは最新のものに置き換え、分析の枠組みと推計結果を紹介し、その日本の交通政策への含意を述べる。</p>	
5 研究組織（共同研究・総合研究のみ該当します）	<ul style="list-style-type: none"> ・研究代表者 ・研究分担者（役割分担） 	

部科校名：経済学部

氏名：加藤一誠

6 研究の結果（総合研究の研究代表者は、4,000字以上記入してください。）

1. 高齢化の進展

アメリカでも過去40年にわたって高齢者が急激に増加しており、2040年には高齢化率が20%を超え、2050年になると85歳以上人口のシェアが5%に達すると予測されている。しかし、1989年の予測では2030年の高齢化率は21.8%となっており、高齢化の速度は当時の予測を下回っている。ここでは、ヒスパニックを中心とする移民の流入がある。アメリカの人口成長は、伝統的に移民による社会増よりもかれらの結婚、出産による自然増の結果もたらされたものである。昨年、アメリカの人口が3億人を上回ったことからわかるように、自然増による人口増加という傾向は現在も続いており、白人の人口比は長期的に減少している。

2. 高齢化と人口移動

センサスでは転居の地理的区分を質問している。10年前の調査時と比較し、転居の有無、転居した場合にはそれが郡内移動なのか、州内移動なのか、それとも他の州への移動なのかという区分にもとづいて州内と州間の転居数が示されている。その結果をみると、ライフサイクルによって移住の傾向は異なり、5歳と20-34歳にピークがあり、85歳以上にまた小さなピークがある。州間の転居は65歳以上になると減少するが、別のカウンティ（同一州内）への転居は増加する。

転居の動機はパターンを決定するが、ほとんどの転居は多様なプッシュ要因とプル要因の結果である。若年層は雇用機会とより高い賃金を求めて転居するため、モビリティは高く、ここに転居のピークがある。その他にも就学や卒業、社会人、結婚、子どもの誕生および配偶者や親族の死というライフサイクル・イベント（人生の節目となる出来事）は、転居の決定に影響をおよぼす。

次に、アメリカ全体の転入出（immigrationとoutmigration、人口移動）を地理的に分析すると以下のことがわかる。転出州は大都市を抱える人口規模の大きい州に偏っており、雇用基盤のある州からの転出であることがわかる。また、第1位のニューヨークからフロリダへの移動はリタイアによるものが多いことが想像できる。ニューヨークとニュージャージー、カリフォルニアとネバダという近隣州への移住も多いことから、これらの転入出はリタイアだけではなく、現役世代による移住であることがうかがえる。さらにセンサス局は見かけ上の転入ではなく、純流入に注意が必要であることも指摘している。なぜなら、ネバダ州にはカリフォルニア州の転出者46.6万人のうち19.9万人が転入しており、同州には他の西部の州からの転入者が多い。しかし、ネバダ州からカリフォルニア州には6万人の転出があるし、その他の西部の州への転出も多いため、純流入数は大きく減少する。これは、ニューヨーク州からフロリダ州には31万人が転出するのに、フロリダ州からニューヨーク州への転出が7万人に過ぎないことと比較しても明らかである。

高齢者の多くは労働力に算入されないため、かれらの転居はライフサイクル・イベントに対応して決定され、そのうち重要なものは引退、配偶者の死および健康悪化である。Lakshminarayan(1992)では、高齢者を「引退後の生活環境を重視する自由意思の移動や介護が必要で生まれ故郷に戻るような移動（アメニティ・タイプと介護タイプ）」と「季節的な移動（季節移動タイプ）」の2つのグループに大別している。

アメニティ・タイプはフロリダ州、アリゾナ州およびカリフォルニア州にみられるような形態である。つまり、気候が温暖で、リクリエーションの機会に恵まれ、よく整備された高齢者コミュニティがある州への移住である。自由意思による移動は、健康で社会的、経済的な地位があることによって前向きに選択される。

州別の65歳以上人口の転入出者数と純流入をみると、概してニューイングランド、中西部、五大湖および大平原地方からの転出が多く、南東部、南西部および太平洋岸地域で転入が多いことがわかる。高齢者が特定の目的地に集中して転居すれば、転出地よりも転入地の経済に与える影響の方が大きい。よく整備された高齢者コミュニティのある区域はより多様な高齢者向けのサービスを提供することができるため、より多くの高齢者が転入する。そして、豊かな高齢者の転入によって税収は増え、一層充実した住民サービスが提供されるという循環が形成される。

介護タイプの転入は85歳以上にピークがあるものの、その数はアメニティ・タイプにはおおよばない。また、介護タイプの転居者は健康上の理由や社会的、経済的理由にもとづいて移住先を決定したのであり、金銭的な余裕も乏しい。そして彼らは未亡人であったり、健康問題を抱えることも多い。このような理由から、要介護高齢者は同じ州の別のカウンティに転居するのが一般的である。

3. 高齢者の移動と交通手段

まず、65歳以上（高齢者）のトリップ（日常+長距離）数のシェアは全体のおよそ10%を占めるが、高齢者の割合は長距離トリップにおいて少なくなる。男女比では、女性高齢者のトリップ数が低下する。

アメリカの高齢者の自家用車使用率は89.3%であり、19-64歳の使用率とほとんどかわらない。わずかな違いは、一人乗車の比率が若干減少することである。しかも、高齢者の公共交通の利用率は1.2%にすぎず、19-64歳の1.8%よりも低いことがわかる。

部科校名：経済学部

氏名：加藤一誠

研究の結果（つづき）

アメリカの高齢者の移動範囲は大きく、交通手段として自家用車を利用していることは国土の成り立ちと関係している。人口の都市への集中度は高いものの、面積の上からはルーラル地域の方が大きく、そこでの交通手段は自家用車以外には考えられないのである。同時に、都市地域でも郊外化がすすんでおり、短距離トリップにおいても door-to-door の移動手段である自家用車は重要な役割を果たしている。

4. 人口の転入と地域成長

高齢者移住の初期の経済効果は、地域内で製造された（ローカルな）財やサービスを地域外で発生した所得で購入することから生じる。それ以外には、(1)高齢者向けの財やサービスに対する連邦政府や州外の地方政府および保険会社による支出、(2)連邦政府による公共投資の増加および(3)新規建設に対する民間投資の増加である。このような直接効果には間接、誘発効果がともない、効果は拡大する。

高齢者の転入出とそれ以外の年齢階層のそれとの間の関係を検討すると、高齢者にとっての快適な住環境は、他の年齢階層にとっても快適な環境なのである。南部や西部への移動は高齢者だけではなく、サンベルトへの産業立地と重なる。そこで、総流入人口と州別の65歳以上の純流入人口をそれぞれ1995年の州人口で除してふたつの変数を作成する。ふたつの変数の相関係数は0.86であり、強い正の相関を示す。統計的にもこのふたつの変数が無相関であるという帰無仮説は棄却される。つまり、純流入比の高い州では高齢者の流入比も高い。南部や西部の州の純流入比は高齢者だけでなく、すべての年齢階層で高いことが理解できる。

高齢者と現役世代が同時に流入することは、アメリカ独自の特徴ではない。日本の首都圏でも生産年齢人口とともに高齢者も増加しており、人口希薄地域＝高齢者向けの政策、都市地域＝若年・壮年向けの政策という地域別の二項対立的な政策が有効ではない。例えば、インターモーダリズムにもとづく施策は、高齢者の移動を円滑にするだけでなく、若年・壮年にとっても移動の快適性を向上させる。したがって、移動の効率性や快適性の向上は交通政策の普遍的な目標である。高齢者の流入は、地域経済への外生的な需要刺激として作用するほど十分な規模をもつことは明らかである。高齢者転入者の購入は、地域的な生産額とはほとんど独立した公的、民間支出の地域間移転によってファイナンスされるため、高齢者の移住は地域の移出基盤を拡大する。移（輸）出基盤説によれば、これは地域経済成長の第一要因である。

他方、高齢者の流入にともなうコストは、一般的には地域労働市場の仕事に追加的な競争がうまれることとされている。これ以外にも、道路や病院のような公的なインフラへの圧力、医療ケアや交通サービスのような公共サービスへの需要の高まり、短期的な供給制約をとともなう住宅やその他の財・サービスの競争の激化などにつながる。

しかし、高齢者の所得は州政府や地方政府からの移転であるため、転入先の人々にとって転入高齢者を支えるために追加的な金銭上の責任が発生することはない。高齢者、とくにヘルスケアに対するサービスの補助は転入地が負担すると一般的に認識されている。しかし、これは事実と異なる。高齢者のヘルスケアに対する支払いのうち48.8%はメディケアプログラムをつうじて連邦政府が支払っており、32.8%は民間基金から支払われている。つまり、コストの81%は地域的な経済活動を刺激する外部からの導入資金なる地域間の移転支払なのである。

転入先の住民による高齢者のヘルスケア費用の補助が発生することは、地域内の資源の再分配を意味し、地域経済にとっての純増あるいは損失を意味しない。それゆえ、このような支出は高齢者移住の経済的なインパクトの計算に含まれない。加えて地域内で短期的に公共投資が増加し、公共サービスや短期の財・サービス競争が激化しても、それは転入先の住民のなかで富の移転を引き起こすだけである。

高齢者家庭の消費パターンは、それが前期高齢者なのか後期高齢者のいずれであるかによるが、高齢者の家族規模は平均的に小さく、低所得で、他の年齢階層にはみられない物理的ニーズがある。高齢者家計はサービスや労働集約型の財を多く消費し、耐久財の消費が少ないため、支出に占める「地方」財の割合が大きい。つまり、地域からの漏出が少なく、地域に対する経済効果が大きい。

Lakshminarayan(1992)が行なった投入産出分析はフロリダの1985-90年データにもとづいており、その結果は以下のようなものであった。もっとも大きな影響を受けたのは家計部門であり、それに次ぐのが不動産、食料品部門であった。そして、予想どおり、医療サービス、交通、新規建設および卸売の直接効果も決して小さくはなかった。そして、64歳以下の支出に比べて高齢者のそれが実収賃金、雇用および従業者あたりの実収賃金におよぼす影響が大きいことは興味深い。これは高齢者が耐久財を購入せず、創出される仕事は低技能、低賃金という認識とは反対の結果であった。このように、高齢者の転入は地域経済の所得増加につながれば、当該地域の税収の増加によってインフラ整備資金に余裕ができるため、さらなるアメニティの向上につながるという含意をもつ。

平成20年度 学術研究助成金実績報告書

平成21年4月24日

日本大学 総長 殿

氏 名 三井 秀俊



所属・資格 経済学部・准教授

下記のとおり報告いたします。

1 種目	<input checked="" type="radio"/> 一般研究(個人研究) / <input type="radio"/> 一般研究(共同研究) / <input type="radio"/> 総合研究	注：該当する種目を○で囲んでください。
2 研究課題	G@RCH による資産価格の時系列分析	
3 研究の目的	<p>金融時系列分析を行なう際には、金融データ系列が非線形ということもあり実証研究を行なうときには十分注意が必要である。近年、パソコン・ソフトの開発により非線形モデルを容易に推定することが可能となってきた。そこで本研究では、非線形モデル、特に ARCH 型モデルを推定できる統計分析ソフト G@RCH を用いて金融時系列分析への応用可能性を明らかにする。統計分析ソフトを利用する場合に、推定法など詳しい内容を理解せずに安易に用いることが多々ある。また、統計分析ソフトによっては、開発者も理解していない場合があり、誤用が多い。そこで、本研究では統計分析ソフト G@RCH に関して、どの程度まで金融時系列分析に利用することが可能かを検証し、G@RCH の特性を明らかにする。</p>	
4 研究の概要	<p>平成20年4月～平成20年6月： 先行研究サーベイ / 理論研究 平成20年7月～平成20年9月： G@RCH による実証分析 平成20年10月～平成21年2月： 論文作成 平成21年2月～平成21年3月： 研究発表 平成21年3月： 論文完成</p>	
5 研究組織（共同研究・総合研究のみ該当します）	<ul style="list-style-type: none"> ・研究代表者 ・研究分担者（役割分担） 	

部科校名：経済学部

氏名：三井 秀俊

6 研究の結果（総合研究の研究代表者は、4,000字以上記入してください。）

EGARCH (Exponential Generalized Autoregressive Conditional Heteroskedasticity) モデルと非対称 SV (Stochastic Volatility) モデルにより円 / 米ドル為替レートと円 / ユーロ為替レートの変動の分析を GARCH を利用して行なった。資産価格収益率の変動とそのボラティリティとの間にはある種の非対称性が存在し、負の相関関係があることが知られている。特に、株式市場ではレバレッジ・エフェクト (leverage effects) と呼ばれる株価収益率とボラティリティとの間の関係として、株価収益率が下落すると次期にはボラティリティは上昇し、株価収益率が上昇すると次期にはボラティリティは下落するというある種の非対称な動きがあることが知られている。近年では、外国通貨は資産として投資家の運用資産の対象となっており、外国為替レートにも株式と同様の収益率とボラティリティの関係が存在するかどうかの検証を行なった。本研究では、精緻な分析を行なうため代表的なボラティリティ変動モデルである EGARCH と非対称 SV モデルの両方を利用した。実証研究の結果として、

- (1) 円 / 米ドル為替レート収益率とボラティリティの間には非対称性は存在しない、
- (2) 円 / ユーロ為替レート収益率とボラティリティの間にも非対称性は存在しない、
- (3) 円 / 米ドル為替レート収益率のボラティリティのショックは高い持続性を持つ、
- (4) 円 / ユーロ為替レート収益率のボラティリティのショックは高い持続性を持つ、

が得られた。GARCH を利用した場合には推定が容易などメリットもあるが、分析を精緻化したり、あるいはモデルを自由自在に変形して推定を行なうことはできず、デメリットも見受けられることがわかった。

注：課題番号を記入してください。

平成20年度 学術研究助成金実績報告書

平成 21 年 4 月 22 日

日 本 大 学 総 長 殿

氏 名 今福 愛志 印

所属・資格 経済学部・教授

下記のとおり報告いたします。

1 種目	<input checked="" type="radio"/> 一般研究(個人研究) <input type="radio"/> 一般研究(共同研究) / <input type="radio"/> 総合研究	注：該当する種目を○で囲んでください。
2 研究課題	<p>集団投資スキームの会計に関する研究</p>	
3 研究の目的	<p>本研究は、「集団投資スキーム」をキーコンセプトをして、会計学の体系化を図ろうと意図している。「集団投資スキーム」を企業をおしなべてさまざまな投資家からの資金を集め、運用する仕組み—制度—としてとらえ、そうした観点から会計の現在と「あるべき会計」を展開させようとしている。なかでも、資本市場から資金を調達している公開会社は、「集団投資スキーム」の展開とみて、この会計制度のあり方を検討する。</p> <p>このアプローチにより、国内外の会計制度の特徴として2つの点がとくに明確になるであろう。すなわち、本来の意味における「投資家のための会計—財務報告—」の意味、およびそのための財務報告制度の構造である。</p>	
4 研究の概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 本研究は、集団投資スキームという観点から会計問題をとらえ直し、位置づけ、そしてあるべき会計（基準）を提示することを目的としている。 ● 研究対象として、株式会社をふくむ組織をエンティティという概念でとらえ、その会計のあり方が問題とされる。 ● それゆえ、エンティティは株式会社だけでなく信託、年金などひろくとらえ、そこに共通する会計の機能と構造を明らかにすることが研究の主題となる。 	
5 研究組織（共同研究・総合研究のみ該当します）	<ul style="list-style-type: none"> ・研究代表者 ・研究分担者（役割分担） 	

※ホームページ等での公開の (可) (否) いずれかを○で囲んでください。否の場合は、理由書を添付して下さい。

部科校名：経済学部

氏名：今福愛志

6 研究の結果（総合研究の研究代表者は、4,000字以上記入してください。）

本年度の研究成果は、おおむねつぎの4点にまとめられる。

(1) 退職給付制度をガバナンスという観点からとらえ直し、退職給付制度の運営に自律的な意思決定のスキームが構築されているかどうか、会計にとって重要な課題であることが明らかにされた。

(2) 昨年公表された国際財務報告基準（IFRS）の19号「従業員給付」の討議資料を中心に、新たに給付約定という概念が提示され、従来の退職給付制度の分類とは異なる2つの区分—確定給付約定と拠出ベース約定—の意味とそれがもつ影響について検討された。

従来の退職後給付会計基準の枠組みが、制度に由来するリスクを必ずしも明確にとらえてこなかったのに対して、退職給付制度にはリスクをめぐって2つの異なる制度があり、それを区分した会計基準の必要性が、上記の討議資料の意義であることを指摘した。

そうした観点から、キャッシュバランス・プランは拠出ベース約定に分類され、それは拠出建て年金制度に共通するスキームであることも新たな意味である。こうしたIFRSの動向は、今後の退職給付制度のあり方に大きな影響をおよぼす可能性をもっている。

(3) IFRSへのコンバージェンスは、単なるIFRSへの統一ではなく、グローバル・ガバナンスという新たな概念にてらすと、グローバル化する国際的状況のなかでのさまざまな活動を整序するための仕組みの構築を意味している、という考え方が提示された。

そうした仕組みは、IFRSのみならず金融規制、証券、消費者など多面的にわたっていることが指摘された。

そうした文脈から、IFRSをめぐる英米の接近は米国における財務報告をめぐる規制のあり方がコーポレート・ガバナンスとの連携というかたちで受け止める新たな状況から導かれたものであることも指摘された。

(4) 集団投資スキームという観点から、わが国の拠出建て年金制度をみた時、この会計のあり方は確定給付制度とともに重要な課題となっていることを明らかにした。近年、国際的に見ても、確定給付制度から拠出建て年金制度への移行がすくなくない状況下において、拠出建て年金制度の会計基準のあり方は無視することができない問題である。その意味で、本研究は、質はともかく重要な課題の一端を明らかにしたといえる。

注：課題番号を記入してください。

平成20年度 学術研究助成金実績報告書

平成21年4月17日

日本大学 総長 殿

氏 名 根本 忠明

所属・資格 商学部・教授



下記のとおり報告いたします。

1 種目	<input type="radio"/> 一般研究(個人研究) / <input type="radio"/> 一般研究(共同研究) / <input type="radio"/> 総合研究	注：該当する種目を○で囲んでください。
2 研究課題	テレビ放送とインターネットに関する動画マルチメディア分析の可能性について	
3 研究の目的	<p>本研究は、テレビで放送される番組や広告の効果をパソコンで解析し、テレビ放送の教育への効果を実証的に検討することを目指したものである。それは、テレビ視聴者への効果ではなく、大学の講義における学生の理解に貢献できるかどうか、すなわち、教育効果の改善にテレビ放送を効果的に利用できるかどうかについて、検討しようとしたものである。もう1つ、卒業論文の研究対象として利用できるかどうかについての検討を目指した物である。</p> <p>これまで、パソコンによるテレビ放送の分析は、パソコンや関連機器（ハードディスクほか）の性能や価格によって、簡単にできるものではなかったが、パソコン機器の高性能化と低価格化によって、学生の卒業論文の対象としても、比較的簡単にできるようになったからである。また、テレビ放送とインターネットを組み合わせた分析も容易になったことが、卒業論文の対象とできる可能性を広げている。</p>	
4 研究の概要	<p>2008年に放送されたニュース番組において、話題になったニュースについて、ニュース放送とニュース解説放送について、各放送局のニュースを録画収集した。ニュース放送とニュース解説番組（たとえば、クローズアップ現代）とを、タイミングをみて、学生に提示することによって、その関心度や理解度について調べている。ニュースの性格や学生に提示するタイミング、限られた授業時間における学生への提示できる時間的制約などを加味して、分析している。</p> <p>また、CMについては、マーケティング効果を実験的な場での分析が可能かどうかを調べるために、スポット的なCM、1つのテーマで長年にわたる継続的に放送されたCMそれぞれについて録画収集した。インターネットのウェブサイトに、企業がCMの狙いや目的表明されている所に焦点をあてて、その狙いが視聴者に伝わっているかどうかについて、分析を試みている。</p>	
5 研究組織（共同研究・総合研究のみ該当します）	<ul style="list-style-type: none"> ・研究代表者 ・研究分担者（役割分担） 	

※ホームページ等での公開の（可・否） いずれかを○で囲んでください。否の場合は、理由書を添付して下さい。

部科校名： 商学部

氏名：根本忠明

6 研究の結果（総合研究の研究代表者は、4,000字以上記入してください。）

2008年から現在まで、テレビで放送されているニュース番組やCMを録画してきている。ニュースについては、ニュース番組の中で数本まとめて放送される場合がほとんどであり、録画は予約録画で簡単にできるが、個々のニュースを切り分け、タイトルをつけ、データベースとして登録するのに、かなりの時間と手間、大容量のハードディスクがかかることが、判明した。特に、ハードディスクは、録画した源資料と、編集し登録したデータベース用の2つが必要となり、かなりのパワーと容量とを必要とすることを判明した。

これに比べ、ニュース解説番組のほうが本数の少なさで容易にはなるが、それでも、上記の手間暇がかなりかかることが分った。筆者の研究分野のテーマに限定しても、手間暇がかかり、通常の講義に、訳ただせるようにして準備することは、簡単ではないことがわかった。

筆者の研究分野は、インターネット・ビジネスとマルチメディアであるが、収集するニュース番組は、商学部全体にかかわるものに広げて、収集した。それ商学部の授業科目についてテレビ放送がどの程度役立つかを調べることが大きな趣旨であることと、インターネット・ビジネスとマルチメディア関連のニュースは、話題になる機会はそれほど多くないためである。

現在は、筆者の担当する講義科目において、録画したニュース解説番組の内容提示をし、筆者が補足解説して、学生の理解向上に貢献できるかどうかを、試行錯誤しているのが現状である。実験当初は、サブゼミナールの時間を利用して、ゼミナール学生に番組を提示し、感想文をあつめて、その提示の仕方と補足説明の仕方の工夫など、試行錯誤をした。

ここで判明した一番の問題は、講義内容にタイミングを合わせた形で、番組紹介できない問題であり、現実問題として1年前程度の放送番組でないと、講義内容にあわせた番組紹介は、難しいといっている。また、授業時間に合わせて、ニュース番組の編集する手間暇が大変であり、授業中に手で操作するほうが現実的といっている。

マーケティング効果を社会科学系学部の設備で、実験室的にCMを対象として分析することの可能性については、多少の手がかりを得ることができた。対象とできるCMは、単一のスポット的にCMではなく、継続的に流される一連のCMである。それは、統一テーマがあって広告されていること、前のCMと次のCMつながり簡単であることによる。しかも、スポンサーがその趣旨を公開している場合には、アンケート調査によって、この趣旨がアピールできているかどうかを数値分析できるからである。この分析で判明した問題点は、実際のCMは、番組の合間に他社の複数のCMの中で放送されているため、個々のCMを切り離して学生に提示して効果を調べるのとは、条件が全くことなるので、実際のCMの効果を図れるわけではないことも、判明した。

以上、研究の途中で、判明したことを記述したが、この研究成果については、今年度中に学会発表または学内紀要にて報告する予定である。

* 課題番号	個08-037
--------	---------

注：課題番号を記入してください。

平成20年度 学術研究助成金実績報告書

平成21年4月27日

日本大学 総長 殿

氏 名 佐々木 真雄



所属・資格 商学部・教授

下記のとおり報告いたします。

1	種目 <input checked="" type="checkbox"/> 一般研究(個人研究) / <input type="checkbox"/> 一般研究(共同研究) / <input type="checkbox"/> 総合研究	注：該当する種目を○で囲んでください。
2	研究課題 商業集積における“NIMBY”問題の分析	
3	研究の目的 “NIMBY”とは“Not In My BackYard”を意味する概念であって、元来は公共政策との関連において、社会の個々の構成員が「自己犠牲を回避しようとする」行動をとる現象を指す。この研究におけるその適用は、“NIMBY”を商業集積の活性化における問題解決の切り口として捉える点にある。 “NIMBY”問題は、従来、きわめて限定的な枠組みで論じられてきた。ちなみに、その多くは社会インフラの建設と負担に関する社会問題だったと言っても過言ではない。関連するこれまでの研究は、個々の主体の意思決定に焦点を当てることなく、社会的絆の存否、強弱が実績や政策効果に影響すると主張してきた。社会関係資本に言及した研究のほとんどが、そのようなアプローチを採用してきたと言える。しかし、この研究では、まず個々の主体が何を商業集積の重大な“NIMBY”問題として意識しているのかを調査することに焦点を当て、むしろその結論を将来社会（関係）資本の存在問題を論ずるための出発点にする。	
4	研究の概要 この研究では、注目されるいくつかの異なる商業集積において聞き取り調査を行う。調査の実施に際しては、次のような仮説をもうける。すなわち、社会資本の効果はハードウェアとソフトウェアの組み合わせによってもたらされる。したがって、ここでは、宇沢流の「社会共通資本 (social common capital)」といわゆる社会関係資本の組を広義の「社会資本 (social capital)」と定義し、その定義に即して差別化される商業集積を少なくとも2つ以上取り上げて聞き取り調査を実施し、比較検討する。 いずれの調査対象についても、既存データを活用しつつ可能な限りパネル調査に近い実態調査も行い、“NIMBY”問題と当該コミュニティの態様の依存関係を確認したいと思っている。 当初の研究計画で取り上げる予定だった商業集積に代えて、対象地域を絞り込むための予備調査として、とりあえず倉敷と大分において聞き取り調査を実施した。	
5	研究組織（共同研究・総合研究のみ該当します） ・研究代表者 ・研究分担者（役割分担）	

※ホームページ等での公開の 可・ 否 いずれかを○で囲んでください。否の場合は、理由書を添付して下さい。

部科技名： 商学部

氏名： 佐々木實雄

6 研究の結果（総合研究の研究代表者は、4,000字以上記入してください。）

以下の内容は調査の途上における中間報告にすぎないが、調査を行った2市において相当顕著な意識の違いが観察された。

最初の調査対象地・倉敷においては、行政も民間も比較的高い水準で関連する課題の存在を認識していることが窺えたのに対し、後の調査対象地・大分においては行政も民間も十分な意識を欠いている様子が観察されるところとなった。

調査において最も大きな問題だと感じたのは、関連問題に対するアプローチとして、特に大分においてはいわゆる「中心市街地活性化」計画のみで事足りりとする姿勢であり、そこに必然的に生起してくる利害対立の解決スキームがまったく意識されていないことであった。机上の計画を推進することがもたらす弊害に関して無頓着であることは、実際に課題が持ち上がった時には当該計画すら空中分解する恐れのあることが意識されていないということを表している。

確かに倉敷においても大分においても、聞き取りを行った被験者のうち誰も「NIMBY」という概念を知っていることはなかったが、倉敷においては説明を行うと関心を示し、当事者として実感している諸問題のうちいずれの問題がそれに該当するのを知ろうとする積極的な態度が認められたが、大分においては概念説明に対してもほとんど関心を示さず、ましてや当事者として実感している諸問題がその概念に相当するの否かを知ろうとする態度も見られなかった。

もちろん、このような調査においては、被験者の個人的理解力や該当する地理的範囲の物理的条件をはじめとする前提の違いが反応の相違を生み出す原因になることは言うまでもないが、調査者が事前に調べた範囲では両市の財政的基盤になっている各種経済条件に関する限り、構造的には類似しているといえるばかりでなく、関心の低かった大分においてむしろ検討を行うための環境が整っていると推察されるところであった。

いずれにせよ、やや進んでいると考えられる倉敷においても平成21年度においてようやく関連性の高い取り組みが官民協力の下に行われ始める段階にすぎなかったため、明確な結論を得るまでの調査を重ねることは不可能であった。今後の課題として研究を継続していく所存である。

平成20年度 学術研究助成金実績報告書

平成21年4月25日

日本大学 総長 殿

氏 名 小阪隆秀



所属・資格 商学部 教授

下記のとおり報告いたします。

1 種目	<input checked="" type="radio"/> 一般研究(個人研究) / <input type="radio"/> 一般研究(共同研究) / <input type="radio"/> 総合研究	注：該当する種目を○で囲んでください。
2 研究課題	カリスマ CEO と組織機能	
3 研究の目的	<p>1980年代を境に、投資家資本主義へと制度変更が大きく進み、分散化傾向にあった株式の所有が機関投資家に集中されるようになってきた。また、IT化にともない組織のフラット化が進み、経営トップが組織を機動的に動かすことが出来るようになってきた。今日では、それぞれの組織が蓄積してきた経営資源を特定の領域に絞り込み競争優位を形成する必要性が生じ、経営戦略の選択が組織の命運を左右する。それにともない、トップ・マネジメントの意思決定の重要さが格段に高まり、同時に、そのトップ・マネジメントに対する機関投資家の影響力も急速に強まってきた。本研究では、新しい段階を画するようになってきた投資家資本主義時代の CEO の特質とその組織機能の変化を考察することを目的としている。</p>	
4 研究の概要	<p>①経営者資本主義から投資家資本主義への制度進化：a. 経営者資本主義の生成・発展の歴史の文献による跡付け。b. 1980年代にM&Aの増加による、有形資産(土地、設備、蓄積資本、など)を基盤にする経営から無形資産(ブランド力、生産技術・営業力などのノウハウ、経営者の手腕、など)による競争優位形成の経営段階への進展。c. M&Aの舞台裏で企業の取締役とCEOに圧力をかけたのは新しく登場してきた「機関投資家」。この機関投資家たちの果たしている機能の文献による分析・整理(和書および洋書の購入のために「消耗品日」を計上)。</p> <p>②投資家資本主義とカリスマ CEO：機関投資家の「会社所有者」としての権限の行使にともなう企業経営の質的な変化、および取締役会の機能とCEOの関係。</p> <p>③研究資料の収集と研究交流：学会への参加と意見交換を通じて研究上必要な資料を収集し、アプローチの再検討(「旅費交通費」を計上)。</p>	
5 研究組織(共同研究・総合研究のみ該当します)	<ul style="list-style-type: none"> ・研究代表者 ・研究分担者(役割分担) 	

部科校名：商学部

氏名：小阪隆秀

6 研究の結果（総合研究の研究代表者は、4,000字以上記入してください。）

2007年にアメリカにおいてサブプライム・ローンが破綻し、その翌年の2008年にはリーマン・ブラザーズの経営破たんに見られるように、アメリカの投資銀行は軒並み経営危機に直面した。この影響は、瞬く間に全世界に波及し、世界経済は100年に一度といわれるような経済危機に見舞われることになった。

このような危機を引き起こした原因は、実体経済からはるかにかけ離れた、いわゆるマネー資本主義といわれる過剰な貨幣が生み出されたことにあった。過剰な貨幣の創出は、デリバティブに見られるようなレバレッジを効かせた、さまざまな金融手法が駆使されることで実現されてきた。その規模は、実体経済の数倍に及び、しかも瞬時に世界を駆け巡りながら、実体経済がそれまで維持してきた制度を変更ないし破壊してきた。

本研究の構想の時点では、サブプライム・ローンの破綻はみられたものの、その危機はアメリカ政府の公的基金の注入と当該企業の実質的な国有化によってかろうじて回避されるかに見えた。それは、現代の資本主義が、グローバル化が進展するのとともに、新たな金融資本主義へと質的な変化を遂げていくための、いわば大きな踊り場であるのではないか、という評価でもあった。

しかし、サブプライム・ローンの破綻とリーマン・ブラザーズの倒産を契機とするショックは、100年に一度ともいわれる世界的な経済危機へと突入していくことになった。そして、今は、まさにバブルとなって消えていったマネー資本主義（金融資本主義）への道から、再び本来の資本主義の軌道へと引き戻され、新たな発展経路を模索している状態にある。この危機にどのように対処し、そこからどのような発展経路を見つけ出すことができるかは、まだ定かではない。だが、資本主義が「合理的」な制度であろうとすれば、それが生成してきた原点へと回帰し、その制度を支えてきた重要な柱の一つである企業の本質について、あらためて検討を加えておくことはやはり必要なことであろう。

このような経済状況の激変のなかで、本研究の構想も大きな修正をせざるを得なくなった。しかしながら、そのような前提の上ではあるが、当初の問題意識にはなお十分評価すべき課題の設定が行われていた、ということができる。

マネー資本主義との関連で資本主義に制度的な変化生み出されてきたのは、1980年代であるということができよう。この時期を境に、それまでの経営者資本主義から投資家あるいはより正確に言えば投機家を中心としたマネー資本主義への制度変更が大きく進むことになった。従来の経営者資本主義の段階では、株式の高度分散を基礎にして、企業の大規模化とゴーイング・コンサーンとしての組織の安定的な成長がほぼ保障されていた。しかし、1980年代にM&Aの大きな潮流が生じてきた。それにともない、経営者資本主義段階の会社価値である有形資産（土地、設備、蓄積資本、など）を基盤にする経営から、無形資産（ブランド力、生産技術・営業力などのノウハウ、経営者の手腕、など）を基盤とする経営へと、大きくシフトしていくことになった。

無形資産を基盤として競争優位が形成されていくようになり、この過程で投資家ないし投機家たちの資金が大量に流入し、M&Aが活発化したのである。すなわち、マネー資本主義ないし投資家資本主義の段階への進展にともない、旧来型の企業から新しいタイプの企業への移行として市場の再編が進められていったのである。このようなマネー資本主義ないし投資家資本主義への移行にともない、それまで分散化傾向にあった株式の所有が機関投資家（そして、その中には多くの投機家が含まれていた）の手中に集中されるようになっていったのである。

また、他方では、IT化という技術革新の進展にともない、組織のフラット化が急速に進んでいった。このような技術革新を基盤にして、経営トップは企業組織を機動的に動かすことが出来るようになってきた。この側面からも、もはや規模の経済だけで組織の安定的な成長を保障されるような条件が失われていくことになってきたのである。このような変化を背景にして、それぞれの組織がこれまでに蓄積してきた経営資源を特定の領域に絞り込みながら活用することで、競争優位を形成せざるをえなくなってきたのである。それゆえにまた、この点でも、企業間のM&Aが促進される必要性が生まれてきたことになる。

以上のような理由から、とりわけ1980年代以降になってから、経営戦略上の選択が企業組織の命運を左右するようになってきたのである。そして当然のことながら、それにともない、トップ・マネジメントの意思決定の重要性が格段に高まってきたのである。同時に、そのトップ・マネジメントに対する機関投資家の影響力も急速に強まっていくことになった。本研究では、このような新しい段階を画するようになってきたマネー資本主義ないし投資家資本主義時代のCEOの特質とその組織機能の変化を考察してきた。

しかしながら、冒頭でも述べたように、マネー資本主義ないし投資家資本主義はまさにバブルが破裂する

部科校名： 商学部

氏名：小阪隆秀

研究の結果（つづき）

かのごとくに消えていってしまった。そして、今は、100年に一度といわれる世界的な経済危機のさなかにある。マネー資本主義は本当に終焉したのか、あるいはこの危機の中で息をひそめているだけなのか、本当のところはまだ見えてはこない。危機に直面している大企業のCEOたちが、この危機を乗り切った先に、また再び投資家たちや投機家たちも息を吹き返し、その資金力でCEOへの支配を強めるようになるのか。それを見極めるためには、まだ時間を必要としている。本研究では、引き続き、この経過を分析していく必要がある。

平成20年度 学術研究助成金実績報告書

平成21年3月16日

日本大学 総長 殿

氏 名 佐藤 猛

印

所属・資格 商学部・教授

下記のとおり報告いたします。

1 種目	<input checked="" type="radio"/> 一般研究(個人研究) / <input type="radio"/> 一般研究(共同研究) / <input type="radio"/> 総合研究	注：該当する種目を○で囲んでください。
2 研究課題	1987年米国証券市場のクラッシュ後のデリバティブ市場の変化	
3 研究の目的	1990年代におけるデリバティブ市場における変化、特にスパーシェア（super-share）とボラティリティ・スマイル（volatility smile）を対象として、この2つの出現（emergence）は1987年米国証券市場におけるクラッシュ後どのような変容を遂げたかを研究する。	
4 研究の概要	スパーシェア（super-share）の基本理論をアロー・ドブリュー証券と結び付ける。ボラティリティ・スマイル（volatility smile）については数値解析を行なって変容を明らかとする。	
5 研究組織（共同研究・総合研究のみ該当します）	<ul style="list-style-type: none"> ・研究代表者 ・研究分担者（役割分担） 	

部科校名：商学部

氏名：佐藤 猛

6 研究の結果（総合研究の研究代表者は、4,000字以上記入してください。）

デリバティブ市場における米国 1987 年 10 月クラッシュの遺物としてスーパー・シェアとボラティリティ・スマイルをとり上げ、その変容と結路を検討した。スーパー・シェアが当初フィナンシャル・イノベーションとして高い評価が与えられた理由としてヘッジの基礎となる B-S モデルにより A-D 証券が生成でき、投資者のパレート最適にも通じる完備市場を通して、あらゆる証券の複製が可能であることを意味したからである。これにより実務的にもポートフォリオ・インシュランスの崩壊の代替として期待された。こうした完備市場は株価の一意的なボラティリティを前提とした。

ところが時同じくして、実際の証券市場ではこの一意的なボラティリティについて疑意が生じた。これがインプライド・ボラティリティによるボラティリティ・スマイル現象である。この解析では B-S モデルが前提とした対数株価が正規分布に従っていない。このことは市場が動学的にも完備の状態ではなく、複製も実際は不可能を意味するであろうからスーパー・シェアのヘッジもワークせず、瓦解するのは証券システムや投資サイドの問題ではなく、本質的な理論上の問題からの帰着であったと考えられる。

米国 1987 年 10 月クラッシュは将来のフィナンシャル・イノベーションの限界と市場リスクの増大を知らせる警鐘であったかもしれないが、不幸にも現実では二つは統合されて議論されることはなく、同クラッシュ以降でも、一方では完備市場という聖杯のもとフィナンシャル・イノベーションの開発に勤しみ、証券市場は完備により近づきつつあると楽観的な主張をし続ける。他方では確率的ボラティリティ・モデルへのキャリブレーションに焦点を合わせているが、まだ合意されたモデルは確立されていない。そこには不完備市場でのヘッジはいかにすべきかという現実的な問題を逃避して、互いに限定的すぎる研究開発に終始した傾向は市場に危うい歩みを強いることとなった。

注：課題番号を記入してください。

平成20年度 学術研究助成金実績報告書

平成 21年 3月 25日

日本大学 総長 殿

氏 名 児玉 充

所属・資格 商学部 教授

下記のとおり報告いたします。

1 種目	<input checked="" type="radio"/> 一般研究(個人研究) / <input type="radio"/> 一般研究(共同研究) / <input type="radio"/> 総合研究	注：該当する種目を○で囲んでください。
2 研究課題	日本企業の文化的神話とリーダーシップに関する研究	
3 研究の目的	<p>組織文化と奥深い価値観の構築と共有は、組織のメンバーに企業固有の制度やルールを定着させる。例えばトヨタでは「知恵と改善」と「人間性尊重」という価値観が存在している。またホンダにおいても「三現主義：現場に行くこと、現物・現状を知ること、現実的であること」を社員たちが日々徹底追及している。このように企業固有の制度やルールは固有の価値観を生み出しさらに組織固有の従業員のスタイル(型)を生み出し定着させていく。そしてこれら価値観やスタイルの共有は企業にとっての長期的な意味創出と戦略目標の追求に向けての活動の原点となる。また「コミットメント」、「チームワーク」、「現場主義」、「共同体」といった言葉は上記の日本企業に共通した考え方でもある。このような独自の企業文化を構築し社員間での価値観の共有をイネーブる役割を担うのは組織のトップリーダー(CEOや経営幹部)であり、彼ら(彼女)らのリーダーシップに負うところが大きい。Selznick(1957)はリーダーの神話力の重要性を強調している。組織における持続的な価値観の共有には、神話や物語により従業員の士気を高め、理想を鼓舞するような言語を用いて企業固有のビジョンや戦略目標を語る場所がある。神話や物語は組織の制度やルーチンを形成し企業ビジョンやミッションの構築と共有を促進すると同時に、日々の企業活動の中で戦略の策定と実行に関する意思決定を収斂させる役割がある。しかしこれまで企業文化に根ざす神話やリーダーシップが企業パフォーマンスにどのような影響を及ぼすかに関して、米国の”Leadership Quarterly”, ”Organizational Dynamics”やヨーロッパの”Leadership and Organization Development Journal”, ”Journal of Management Development”など主要な学術雑誌においても体系的な学術レベルでの研究蓄積が少ない(国内では学術レベルでの蓄積はほとんど見受けられない)。</p> <p>本研究では変革経営を推進する日本の優良企業が神話や物語を社内に浸透させ固有の組織文化を創造・定着・改革すべく management leaders(CEO、経営幹部さらにはミドルマネジャーなど)のリーダーシップはいかなるものかを探求する</p>	
4 研究の概要	<p>申請者は複数の事例研究から帰納的に導出した日本の優良企業が有している「神話を創造し変革していくリーダーシップ・スタイル」を”Innovative Leadership”と命名する。”Innovative Leadership”の重要な視点として、1点目が”value-based leadership”の要素である。これは”resonating leadership”と”practical knowledge leadership”の要素に分けられる。2点目の要素が”dialectical leadership”である。申請者はこれら新たなリーダーシップ・スタイルのメカニズムを分析・考察し新たな理論的フレームワークの構築と実証レベルでの研究を進める。</p>	
5 研究組織 (共同研究・総合研究のみ該当します)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究代表者 ・ 研究分担者 (役割分担) 	

※ホームページ等での公開の 可 否 いずれかを○で囲んでください。否の場合は、理由書を添付して下さい。

部科校名：商学部

氏名：児玉 充

6 研究の結果（総合研究の研究代表者は、4,000字以上記入してください。）

本研究では日本の代表的優良企業である「ファナック」における technological innovation のプロセスを通じて、leadership に関する新たな洞察を創業者のリーダーシップや神話との関連性で分析・考察する。本研究で提示するリーダーシップの新たな理論的フレームワークである”Innovative leadership”のコンセプトが他企業さらには他国の企業に適用できるかが焦点となる。無論、management leaders の leadership style は企業が直面している環境、業種、業態、伝統的組織文化によりとられるべき leadership style は当然区々であり、トップ(創業者を含めた)の思想、企業観、価値観などにより依存してくるものと考えられる。しかし日本の優良企業はこれまで過去、「価値観をベースとした経営」や「弁証法的経営」を実行し成功を収めてきたのも事実である。本研究で分析・考察する”Innovative leadership”は経営トップチームのみならず様々なマネジメント階層における management leaders に要求されるものである。カリスマ性を有するリーダー(創業者を含めた)の存在や経営トップチームのみが”Innovative leadership”を発揮するだけでは企業変革やイノベーションを達成していくことは困難である。企業は組織の各層(トップ層、ミドル層)でそれぞれの役割を担い、innovative な思考と行動を有した management leaders を実践の中で育成し、自組織の戦略、戦術の実行、知識の共有を推進し、多くの management leaders が自発的かつ自律的行動が発揮可能なマネジメントシステムを構築していくことが重要である。

このマネジメントシステムの構築にとってソフト面での重要な要素が、「価値観をベースとした経営」の推進であり、創業者の思想をベースとした企業理念や企業ビジョンを神話や物語として深く各組織メンバーの心の中に埋め込み独自の組織文化を創造・維持・変化させていくことが重要となる。また一方で企業にとって長期的な競争優位性を維持していくためには、一度定着した組織文化の破壊やコア・コンピタンスの罫(ファナックの事例分析)から逃れることも時には必要となる。そして未来の企業戦略となりうるクリエイティブな戦略を継続的に打ち出し新しいコア・コンピタンスを積極的に獲得・構築していくための”Innovative leadership”の要素が management leaders には要求される。そして新しい市場で新しいビジネスを考案し、競争優位を確立し維持していくためにはこのような多くの management leaders の育成も急務となる。以上のような命題や仮説に対して申請者は質的・量的な研究方法により理論的かつ実証レベルでの研究を進める。

研究方法は質的研究、プロセス研究を重視し、Grounded Theory(例えば Glaser & Strauss, 1967)と Case study アプローチ(例えば Eisenhardt, 1989)を併用する。研究対象となる企業における戦略および組織研究を行い経営の現場に密着した奥深いデータ収集を行う。本研究方法によるアプローチから新しい理論構築を試みる。さらに得られた理論的フレームワークをベースに個別具体的な命題や仮説を提示し定量的手法による実証研究により理論のさらなる精緻化を図る。なお、本研究の成果は学術レベルで世界的な研究水準であることを証明していくためにも、ピア・レビューによる国際レフェリー・ジャーナル(欧米)(ISI にランキングされた学会誌または学術専門雑誌)へ英文で発表する。これと同時に先に述べた英語での学術書(”Cultural Mythology and Leadership”)の Book Chapter として学術論文を掲載する予定である。

なお申請者は本研究の結果得られた成果を平成21年度に出版予定である”Cultural Mythology and Leadership”, Kessler and Wong, (eds.)(Edward Elgar Publishing)に学術論文として発表する予定である。

部科校名：商学部

氏名：児玉 充

研究の結果（つづき）

注：必要に応じて、このページをご使用ください。

注：課題番号を記入してください。

平成20年度 学術研究助成金実績報告書

平成21年4月23日

日本大学 総長 殿

氏 名 平澤克彦



所属・資格 商学部・教授

下記のとおり報告いたします。

1 種目	<input checked="" type="radio"/> 一般研究(個人研究) / <input type="radio"/> 一般研究(共同研究) / <input type="radio"/> 総合研究	注：該当する種目を○で囲んでください。
2 研究課題	労働組合関係管理概念の再検討	
3 研究の目的	労働組合の結成とその影響力の増大が、労務管理「近代化」の重要な契機であることは知られている。このような労働組合に対し、労務管理からの働きかけが行われている。このような経営側からの対応が、いわゆる労働組合関係管理である。労働組合関係管理については、長谷川廣教授の労作をはじめすでに多くの業績が蓄積されてきた。とはいえ、こうした研究の問題点が指摘されてきたにもかかわらず、近年の人的資源管理の研究では、佐藤博樹教授らの研究に代表されるように、労働組合に対する経営側の対応については軽視され、人的資源管理にかかわる労使関係の説明に終わっているように思われる。この研究では、このような点を反省し、労働組合関係管理の内実とその概念を文献研究と実証研究の両面から検討することにある。	
4 研究の概要	本研究の課題は、労働組合関係管理の概念を、文献研究、実証研究の両面から再検討し、人的資源管理論の体系化に寄与することにある。したがって本研究は、次のような内容からなっている。 ① わが国における労働組合関係管理研究の整理 ② わが国の研究が依拠してきた欧米での研究の再検討 ヨーロッパ、とりわけドイツを中心に従業員代表制と経営側の対応についての検討 ③ わが国における労働組合に対する経営側の活動についての実証的研究 ④ 労働組合関係管理概念の検討 以上のような研究を予定しているが、とくにわが国の実証研究については、金融業を中心に研究を行うことを考えている。	
5 研究組織（共同研究・総合研究のみ該当します）	<ul style="list-style-type: none"> ・研究代表者 ・研究分担者（役割分担） 	

※ホームページ等での公開の（○可・否） いずれかを○で囲んでください。否の場合は、理由書を添付して下さい。

部科校名： 商学部

氏名：平澤克彦

6 研究の結果（総合研究の研究代表者は、4,000字以上記入してください。）

本研究の課題は、労務管理の重要な構成要素と把握される労働組合関係管理の再検討をし、労務管理論・人的資源管理論の再構築を意図することにある。

研究の意義

わたくしは、これまで科学研究費や本部の学術助成金、さらに商学部の個人研究費などを頂戴し、ドイツ企業の経営参加問題を考察し、千倉書房から『企業共同決定制の成立史』を上程することができた。だがこの研究では、共同決定制の意義を十分に解明することができなかったといえる。その理由の一つに、問題となる労働組合関係管理を十分に把握できていなかったことに求められる。そこでこの研究では、労働組合関係管理の再検討を行い、今後の研究の礎石とすることを意図するものである。

研究史

これまで労働組合関係管理、労働組合対策なる概念は、長谷川廣氏の『労務管理論』や木元進一郎氏の『労務管理』などで展開されてきた。このような概念は、もともとアメリカの労務管理研究者であるヨーダーの研究などをもとに、わが国の実態を踏まえて構築されてきたといえる。だが近年、人的資源管理論に象徴されるように、豊富な研究が蓄積されているにもかかわらず、白井泰四郎氏の『現代日本の労務管理』や佐藤・八代『新しい人事労務管理』などでは、こうした概念を用いていても、労使関係の解説で終わっているような印象を受ける。もちろん上田修氏の『経営合理化と労使関係』にみられるように、実際に経営側から労使関係への対応が展開されているのであり、それを適切に位置づけることが労務管理論の研究では求められるように思われる。

研究の成果

このような基礎的な研究を踏まえて、この9月に公刊予定の『明日を生きる人的資源管理』に労働組合と人的資源管理との関連についてまとめることができた。

ここではわが国における労働組合のあり方についていくつかの見解を踏まえながら、その原因を経営側の労働組合関係管理に求めるという構成を取りつつ、労働組合の基本形態、さらにはユニオニゼーションのインパクトなどをとりあげた。こうした把握を前提におこなわれる経営側の労使関係への施策を労働組合関係管理と把握することができる。

これまでの経営側の対応を見ると、労使関係への対策には、日産争議などに象徴されるような労働組合の結成などへの介入と、日常的な労使関係への対応を分けることができる。して労使協調的な労働組合が支配的になり、社会的に定着してきた今日では、経営側の対応も、支配介入に見られるような強行的なやり方から、働くものや労働組合の参加を基調とする方法へと変化してきたのである。なかでも重要になるのが、労使協議制であった。

労働組合の結成は、ストライキにとどまらず、経営のさまざまな問題に影響を及ぼすことになる。これに対し経営側は、会社の健全な発展と労使関係の「安定」を求めて労働組合運営への支配・介入から労使協議といった施策を行ってきた。経営側のこのような活動は、労働組合関係管理と呼ばれている。この労働組合関係管理などを通じて労使関係の安定が達成されてきたといえる。

部科校名： 商学部

氏名：平澤克彦

研究の結果（つづき）

この成果では、経営側の労使関係に対する対策は、基本的には労使関係が未成熟な段階における労働組合への支配介入と、労使関係の成熟した段階での団体交渉や労使協議制などがあることを確認した。前者については、ドイツの事例をもとに、労働運動のあり方を前提に労働組合や経営参加制度などの利用を図ることが確認できた。

これまでわが国では、団体交渉のインパクトを前提に理論構築を図られてきたが、ドイツなどの事例を踏まえれば、労働組合関係管理なるものは、労働運動のあり方を踏まえた経営側の対策とみることができる。

研究の反省と今後の課題

この研究では、労働組合関係管理についての研究誌を踏まえ、労働組合関係管理とは何かを検討してきた。それによれば、労働組合関係管理は、労働組合のインパクトに限定されることなく、労働運動のあり方を踏まえた経営側の対策と把握することが必要であり、しかもその内容は組合結成などへの支配・介入と、団体交渉や労使協議制などに対する施策と把握できる。

だが、このような見方はこれまで把握されてきた理解を進めるものではなかった。今後、労働運動のあり方を踏まえた労働組合関係管理のいかに把握すべきかをこうした研究成果を踏まえて検討することが課題になると思われる。今後の課題としたい。

研究成果

「労働組合は何をしているのか」守屋貴司・澤田幹・平澤克彦編著『明日を生きる人的資源管理論』ミネルヴァ書房、2009年9月刊行予定

注：課題番号を記入してください。

平成20年度 学術研究助成金実績報告書

平成21年4月27日

日本大学 総長 殿

氏 名 高井 透 印

所属・資格 商学部・教授

下記のとおり報告いたします。

1 種目	<input checked="" type="radio"/> 一般研究(個人研究) / <input type="radio"/> 一般研究(共同研究) / <input type="radio"/> 総合研究	注：該当する種目を○で囲んでください。
2 研究課題	日本型グローバル・グループ経営の構築に向けて	
3 研究の目的	近年のグローバル競争の激化、連結決算制度の導入などによって、日本企業も今までのような本社や特定の子会社だけが高業績を達成するという部分最適化ではなく、国内外のグループ各社が保持する経営資源を融合し、企業グループ全体の価値を向上させる全体最適のグループ経営の構築を模索し始めてきている。しかしながら、全体最適を実現するグループマネジメントの手法は確立されているとは言えないし、その理論化もほとんど試みられていないのが現状である。本研究は、全体最適を実現するグループマネジメントをグローバルレベルの視点から分析することを主要な課題としている	
4 研究の概要	本研究は国内の子会社だけではなく、海外子会社も分析の中に取り込みたいと意図している。というのも、従来の企業のグローバル経営に関する多くの研究を見ても、国内外の子会社の経営行動や組織能力を分析の射程に取り込んだ研究は少ないからである。伝統的な多国籍企業論では、競争上の強みや能力は、すべて本社で創られるという前提を置いていた。そして、その強みや能力を海外子会社に移転することによってグローバルな競争優位性が構築されると主張されてきた。つまり、従来のグローバル経営論では、親会社が常に戦略の中心に位置し、子会社は親会社から与えられた戦略を忠実に実行する手段として見なされてきた。しかし、グローバルなレベルで持続的成長を遂げている企業は、子会社のイノベーション創発能力を巧みに取り込みながら成長を実現している。例えば3Mでは、本社で開発されたマイクロ複製技術を、ポリマーへの応用は住友スリーエムが、高速道路の交通標識などへの応用はイタリアの子会社が、そして、照明への応用は英国の子会社が中心となって行われた。このような現実の事例からも、グローバル・グループという新しいマネジメント手法の実証研究を試みる場合は、研究する上での方法論にも一層の工夫が施されることが必要とされる。	
5 研究組織（共同研究・総合研究のみ該当します）	<ul style="list-style-type: none"> ・研究代表者 ・研究分担者（役割分担） 	

※ホームページ等での公開の (可)・ (否) いずれかを○で囲んでください。否の場合は、理由書を添付して下さい。

部科校名：商学部

氏名：高井 透

6 研究の結果（総合研究の研究代表者は、4,000字以上記入してください。）

昨今のグローバル競争の激化で、日本企業も国内外の子会社の資源や能力を活用する仕組みづくりを模索し始めている。本社の持つ経営資源だけでは、今日の競争環境に適応することが困難になってきているからである。最近展開されているグループ経営のリストラを見ても、グループとしての事業ドメインを確定した上で、子会社の持つ事業同士を合体させたり、親会社の事業に吸収したりする戦略を展開している。

しかも、グループ戦略といった場合、かつては国内の主要子会社が対象であった。しかし、最近では、グループ経営を積極的に押し進めている企業などでは、海外子会社もグループ戦略の対象企業に取り込んでいる。そして、そのグループ経営の成果も、グループ全体での知の共有化を一つの尺度としている企業が増えている(高井 2004)。

その意味で、日本企業もグローバルレベルの知の創出に関しては、今までのような「親会社ベストシンドローム」的な発想を転換してきているのかもしれない。しかし、海外子会社の能力をよりいっそう活用するためには、本社組織のグローバル化が必要不可欠である。実は、日本企業のグローバル化でもっとも遅れているのが本社のグローバル化である。

本社の圧倒的な資源量が、子会社に必要な分権化を妨げる傾向があるからである。日本企業の場合、グループで高い収益を上げている企業があれば、すぐにその子会社の能力を他のグループ企業に使用できないかというシナジー追求に走ったり、本社の事業に取り込もうと考えたりする傾向がある。しかし、シナジーは簡単に創造することはできない。よくシナジー効果の例として取り上げられる GE グループの例がある。GE キャピタルが、GE の航空エンジン事業の製品寿命や故障率データを活用することで、航空機リース事業においてほかに真似のできない優位性を構築している事例である。

しかし、GE の例は、航空機エンジン事業も、GE キャピタルもともにその分野での市場シェアが高く、しかも、技術的ならびにマーケティングの優位性を持っているからこそシナジーが創造できるのである。弱い事業同士を単純に結びつけても、競争環境が厳しい今日では、シナジーを望むべくもない。

そのためにも、本社は、子会社だからということで、なんでもかんでも経営に介入するのではなく、グループ企業に置いてもシナジーが創り出させないのなら、むしろ、外部に出すことでその子会社の能力を活かすというようなペアレンティングという手法の導入も必要であろう。

ともあれ、グローバル・グループという組織能力を高めたためには、今での日本企業の本社の役割を再度、見直すことが必要とされるのである。

*課題番号	個08-043
-------	---------

注：課題番号を記入してください。

平成20年度 学術研究助成金実績報告書

平成 21 年 4 月 2 日

日 本 大 学 総 長 殿

氏 名 村 井 秀 樹



所属・資格 商学部 ・ 教授

下記のとおり報告いたします。

1	種 目 <input checked="" type="checkbox"/> 一般研究(個人研究) / <input type="checkbox"/> 一般研究(共同研究) / <input type="checkbox"/> 総合研究	注：該当する種目を○で囲んでください。
2	研究課題 排出権の信託機能の法・会計問題	
3	研究の目的 <p>京都議定書において、わが国は 1990 年度比 6%削減を約束したが、実際の排出量は目標排出量 14% 以上も超過している。その結果、政府も企業も CDM (クリーン開発メカニズム) を活用し、削減余力の大きい途上国での削減事業から得られる排出権の獲得に乗り出している。排出権の活用は、世界全体での環境投資コストの削減をもたらす費用対効果の大きい手法である。わが国企業にとって、温室効果ガス削減事業に直接参加すること (プライマリー市場での排出権取得) は、制度上のリスクや為替変動リスク、実施上のリスクなどがあり、障壁が高い。</p> <p>日本国内の法制度整備状況をみると、温暖化対策法に関しては、平成 17 年改正により一定量以上の温室効果ガス排出者に排出量を報告すべき義務及び排出量の公開制度が定められた (平成 18 年 4 月 1 日に施行) さらに、平成 18 年改正 (平成 19 年 3 月 1 日に施行) により、国別登録簿 (割当量口座簿) 制度の導入によって、排出権取引に必要な法的インフラが整備された。すなわち、無体物である排出権に財産権を付与することにより、排出権が「譲渡」や「信託」の対象となったのである</p> <p>本研究では、排出権の信託について、まず小口化・証券化することのメリットとデメリットを検討する。次に、排出権の信託に伴う、①法律問題、②税務会計問題を中心に考察する。この排出権の信託問題は、ほとんど研究が進んでいない分野である。日本の排出権取引を活性化し、京都議定書の目標値を達成する上においても、研究する意義は大きいと考える。</p>	
4	研究の概要 <p>上記の研究目的にも述べたように、まず小口化・証券化することのメリットとデメリットを検討する。具体的には、信託利用のメリットとしては、①排出権管理の手間を省くことができる、②排出権の管理口座の開設、運営、出入金関連業務などを専門家である信託銀行に委ねることができるのである。しかし、問題点もある。すなわち、①ファンドや業界団体等の組合又は個人による排出権管理を実際上どうするのか、②管理口座開設資格が内国法人に限定されていること、③CSR 目的の法人などによる排出権管理をどうするのか、④排出権取引の同時履行性をどのように確保し、担保するのか、⑤割当量口座簿の利用コストや申請一回あたり 6200 円という高額な手数料の問題、等である。</p>	
5	研究組織 (共同研究・総合研究のみ該当します) <ul style="list-style-type: none"> ・研究代表者 ・研究分担者 (役割分担) 	

※ホームページ等での公開の 可・ 否 いずれかを○で囲んでください。否の場合は、理由書を添付して下さい。

部科校名： 商学部

氏名： 村井 秀樹

6 研究の結果（総合研究の研究代表者は、4,000字以上記入してください。）

研究途上であるが、これまでの研究の知見をまとめたい。

- ① 会計上の問題として、下記のことがあげられる。すなわち、2004年11月に企業会計基準委員会から、実務対応報告第15号「排出量取引の会計処理に関する当面の取り扱い」（2006年7月14日改正）が公表され、排出権の資産としての性格及び当面必要と考えられる会計処理が示された。この第15号では、排出権に関わる投資を、取引市場の整備状況を勘案して、現状では、事業投資として取り扱い、転売目的で取得する場合と将来の自社使用を見込んで取得する場合とに分けて会計処理を示している。
- ② しかし、排出権を信託した場合、受益者が原資産（信託財産）である排出権を所有しているものとして処理されると考えられる。信託機能を活用していく上でも、今後、疑問点等を解決しておく必要がある。特に、以下では、会計処理にあたり問題となる点を挙げておく。①所有目的による区分、すなわち、販売目的と自社使用目的なのか、②資産の評価基準と評価方法（棚卸資産の場合と無形固定資産の場合の区別）、③取引の認識時点（引渡し時点をいつと見るのか）、④政府保有口座への移転の際の会計処理、⑤出資形態と取得形態、⑥排出権の分配の際の会計処理等である。
- ③ ここで、いくつかの提言を述べたい。信託契約においては、信託機能の円滑な利用を図るためには契約に関わる負担やリスクの軽減を図る必要がある。標準的な契約フォームを作ることが望ましい。さらに、税務会計面では、多様な取引を公平かつ円滑に処理するため、会計処理の指針（実務対応報告第15号）の取引実態を踏まえた基準が公表されることが望ましい。この実態を把握するためにも、排出権の価格情報の提供が行われることが必要である。
- ④ 信託の善意取得に関しては、口座名義人による保有推定（温対法第38条）及び善意取得（温対法第39条）の規定がある。ここでは、排出権を信託財産とする信託を設定することができる旨が明らかにされている。すなわち、受益権の譲渡は意思表示によって効力が発生するのである。この際の必要な手続は、受益権譲渡の対抗要件具備（確定日付ある通知又は承諾）及び②信託の変更登録（受益者の変更に係る登録）である。但し、これらの手続は受益権譲渡の要件ではない。
- ⑤ 信託利用を促進するにあたっての今後の課題として、1）割当量口座簿における実務上の取扱いの明確化（例えば、受益者の登録において、個人・外国法人・組合等の登録が認められるか否か）、ならびに2）割当量口座簿における登録事項（例えば、信託の内容を公示、特に受益者名の開示する必要性、ならびに信託の変更登録の際の添付書類の作成）、3）金融商品取引法及び改正信託法との関係（例えば、金融商品取引法下では、信託受益権はみなし有価証券となる）を整理する必要がある。
- ⑥ 排出権の取り扱いを定める温暖化対策法では排出権を信託することが認められている。信託することにより排出権の管理負担の軽減につながり、また信託する際に得られる信託受益権の譲渡により排出権の譲渡を安全に行うことができるメリットがある。このメリットを十分に生かし、地球温暖化防止の一助にする上でも、今後、排出権の信託に関する法・会計の整備を行うことが急務である。

* 課題番号

1408-044

注：課題番号を記入してください。

平成20年度 学術研究助成金実績報告書

平成 21年 4月 16日

日 本 大 学 総 長 殿

氏 名 高 久 保 豊



所属・資格 商 学 部 ・ 教 授

下記のとおり報告いたします。

1 種目	<input checked="" type="radio"/> 一般研究(個人研究) / <input type="radio"/> 一般研究(共同研究) / <input type="radio"/> 総合研究	注：該当する種目を○で囲んでください。
2 研究課題	中国の伝統的価値観と経営思想に関する研究	
3 研究の目的	本研究課題は、近年の中国における急速な社会変化に伴う企業経営のあり方の変化につれて、中国の伝統的価値観との関連で新しい経営思想を構想しようとする動きがあることに着目し、以下の諸点を明らかにすることを目的とする。第一に、中国における新しい経営思想への構想とはいかなるものかをめぐり、社会的背景との関連を念頭においてその描写を試みる。第二に、近年の社会変化と新しい経営思想への構想を媒介する現在の中国における価値観について、これを中国の伝統的価値観との関連——とくにその連続性と不連続性——に留意していくつかの構成要素を抽出しながら描写を試みる。第三に、こうした新しい経営思想への構想が現実の経営実践とどのような結びつきを有しているのか、実態に基づき初歩的な検討を試みる。	
4 研究の概要	<p>① 関連する文献の収集。中国における新しい経営思想への構想ならびに関連する周辺知識（とくに経営、経済、社会、政治、科学・技術、哲学等）をめぐり内外文献の収集。</p> <p>② 中国の伝統的価値観の構成要素に関する検討。これまで儒仏道三教兼通などと表現されてきた中国古典思想の状況をめぐり、その基本的な布置状況の分析と再構造化を試みる。</p> <p>③ 経営実践との関連の検討。和諧社会構想の背景と今日の中国の人々の価値観の変化を念頭に置きながら、新しい経営思想への構想を経営実践との関連に留意して検討を行う。</p> <p>④ 中国における研究者からのヒアリング。2008年7月に中国・上海で開催された経営学会国際連合（IFSAM）大会に参加し、東方管理学派などの学者と意見交換を行った。</p>	
5 研究組織（共同研究・総合研究のみ該当します）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究代表者 ・ 研究分担者（役割分担） 	

部科校名：商学部

氏名：高久保 豊

6 研究の結果（総合研究の研究代表者は、4,000字以上記入してください）

現在の中国企業は、世界のさまざまな企業と同様に普遍的な性格を持っているが、社会的・歴史的な背景がそのあり方により影響を及ぼしている。この点について、研究代表者はすでに「三要素せめぎ合い構造」の仮説を立て、「伝統中国」、「社会主義の中国」、「改革・開放の中国」という3つの層に分ける試みを提示してきた。本研究課題では、とくに「伝統中国」の側面のとらえ方について、従来の研究より一歩踏み込むことができた。

ここでいう「伝統中国」とは、「中国四千年の歴史（ここでは夏王朝が紀元前21世紀に始まるという学説による）」の古い昔から今日までの伝統思想が脈々と伝えられていることを指している。中国では農耕を重んじる発想から、自然に対する畏れとしての「自然の天」と、祖先を敬い家族を大切にす「天命の天」とが、「天人合一」の宇宙観のなかで一体化され、後代まで継承されてきた。両者はあたかも太陽と月、山と川のような互いを必要とする関係のなかで、あるいは道家思想、あるいは儒家思想となり、こうして儒・仏・道が一体化した奥深い中国思想が形成されてきた、と見ることができる。

ただし、従来の「中国式管理」の議論では、こうした「天人合一」の思想は単に1つの観念として述べられるにとどまることが多かった。しかしながら、本研究課題では、これを企業経営の実践との対応で考察することに留意した。たとえば、信賞必罰式の成果主義のルールを労務管理に応用しようという側面は「自然の天」の系列であり（*）、企業トップが従業員に対して示すリーダーシップと人徳という側面は「天命の天」の系列に相当すると見ることができるであろう（*法家思想は、司馬遷『史記』の「老子韓非列伝」の発想にならい、自然法則に従うという意味合いから「自然の天」の流れに位置づける）。

さらに、本研究課題では、「社会主義の中国」の層についても若干の考察を加え、これをマルクス主義の導入から始まると捉えるだけではなく、『礼記・礼運篇』に「孔子曰く、大道の行わるるや、天下を公と為す」の理念がうたわれている点などに着目して、「社会主義の中国」の根柢として横たわる「伝統中国」の一側面への視角を提起した。

ところで、現時点（2008-09年）において、中国ではビジネスモデルに関する出版物が多く世に出されている。書店の書棚に並ぶ『中国四大企業の経営モデル』、『中国市場における10種の利益獲得モデル』等々の書物の多くは、中国内外における既存の典型的なビジネスモデルを参考にし、これからの企業家がビジネスで新たな利益を獲得するにはどんな仕組みを構築することが有効であるか、というテーマに関心事として取り上げている。

その一方で、アダム・スミスが中国で静かなブームになっていることについて、研究代表者は、これから和諧社会を構築していくための1つの参考として『国富論』と『道徳感情論』との関連が注目されているのではないかと推察する。中国での市場と計画をめぐる議論のなかに道徳という観念を持ち込むには、アダム・スミスが1つの恰好の理論的プロトタイプとなりうるからである。しかも、この「経済理論と道徳論との関連」という二重構造の型を、また別の角度から捉え直せば、経営管理の「儒法モデル」に相通ずるところの「天人合一」のバランス思考に重なっていることがうかがわれるのである。

部科校名：商学部

氏名：高久保 豊

研究の結果（つづき）

ここから予見される近未来の中国発の経営思想とはいかなるものであろうか。研究代表者は、その一側面として、「天人合一」の価値観の新たな展開としての経営モデルの転換に着目した。たとえば、これからの中国企業は、労働集約的な製造モデルから知識集約的なビジネスモデルへと転換しようとしており、企業トップはこの転換に対応すべき新しい人的資源管理のあり方を展望する必要性に迫られる可能性がある。

従来の製造現場では、「経営側が従業員に対してあらかじめ仕事内容を明確に示したほうが、参加型の管理手法を採用するよりもスムーズに日常業務が遂行できる」という発想で対応してきた感がある。しかし、古くから伝わる「天人合一」の考え方が今日を生きる人々の間にも継承され、「法」と「儒」のバランス感覚が活発に議論されるようになれば、労働に対する人々の考え方の変化がさらに顕在化し、企業トップがこれに対応することを余儀なくされる事態も予想されるだろう。

時代の変化を敏感にとらえ、人々の内面におけるバランス感覚に留意することにより、仕事内容の明示などの業務遂行志向のリーダーシップを継続すると同時に、従業員が自分の将来展望を描きうるような配慮を示す人間関係志向のリーダーシップを発揮する——こうした発想を心得ることにより、中国ビジネスを展開する企業が将来「予期せぬ事態が発生した」と困惑する状況を減らすのに寄与する可能性があると考えられる。

新しい経営モデルを提唱する書物として、蔡劍・胡鈺・李東(2008)『中国価格から中国価値へ』機械工業出版社がある。ここで叫ばれているのは「中国製造 (Made in China)」から（中国語で同じ発音の）「中国智造」への転換である。著者たちは、随所において、中国企業が低価格戦略を継続するのは困難であり、価値創造戦略へと転換を遂げる必要性を強調する。そして、これからは中国の国内問題を反映した特殊なスタイルとしての「中国のビジネスモデル」だけでなく、グローバル経済において信頼されるスタイルとしてのビジネスモデルを創造する方向が模索されている、と主張するのである。

こうした経営モデルと実践との関連では、たとえば郷鎮企業の諸問題が想起されるであろう。農民工の劣悪な労働条件と低賃金を前提にした低価格品の製造モデルはもはや成立しがたい状況にある。他方において、グローバル経済の下では、どのような企業においても、製品の安全性、環境問題への配慮、知的財産権に対する意識向上や法令遵守などを含めた社会的責任が問われるようになりつつある。こうした現実的な問題が「中国価値」ならびに「中国智造」という言葉に込められているものと捉えることができるであろう。

<まとめ>

1. 中国の伝統的価値観を経営実践との関連で包括的に捉えるとき、今日もなお「天人合一」の思考方式に由来すると考えられる効率と道徳との間のバランス感覚を見出すことができる。
2. 今日の中国における経営実践では、労働集約的な低コストによる生産モデルは次第に過去のものとなりつつあり、新たな次元のビジネスモデルのあり方が提出されている。ここにおいて「天人合一」思考は去るべきものでなく、新たな意味が付与されるものと予想される。

注：課題番号を記入してください。

平成20年度 学術研究助成金実績報告書

平成 21年 4月 10日

日本大学 総長 殿

氏 名 安田武彦 印

所属・資格 商学部・教授

下記のとおり報告いたします。

1 種目	<input type="radio"/> 一般研究(個人研究) / <input type="radio"/> 一般研究(共同研究) / <input type="radio"/> 総合研究	注：該当する種目を○で囲んでください。
2 研究課題	クリエイティブ産業の発展と産業政策に関する比較研究	
3 研究の目的	<p>工業社会から知識社会への移行にともない、クリエイティブ産業は経済成長の新たなエンジンとして注目されている。その国内経済に対する影響は4段階にわたる。本研究においては、日本、米国、EU、東アジア諸国において、この4つの経済効果が各国経済にどのような影響を及ぼしているか、国際比較して分析する。文化経済学においてなされてきた研究に加えて、より産業クラスター概念を用いてクリエイティブ産業を分析することが、本研究の学術的な特色である。</p> <p>また文化的財の生産・分配・消費において、絶えず文化資本に投資を行わねば、文化的財は枯渇してしまう。しかし文化資本への投資を行えば、文化的価値はフローとして消費者に便益をもたらす。本研究において、特に社会や文化への経済効果に重点をおき、クリエイティブ産業に対する政府の政策について考察する。その際には、文化資本とあわせて、社会関連資本の側面を考慮し、新たな政策課題を提示したい。</p>	
4 研究の概要	<p>現在、クリエイティブ産業を積極的に育成していこうとしている日本、米国、EUおよび東アジア諸国において、まずその現状分析を行う。クリエイティブ産業において、世界的な競争優位を構築するために鍵となるのが、いかにして芸術、ビジネス、科学技術をクラスター内で融合するかということである。クリエイティブ産業の重要性に関する認識が現在高まっており、先進各国はクリエイティブ産業に対して、従来の産業政策とは異なる振興策、育成策を打ち出している。</p> <p>まず先進的で創造的なクリエイティブ産業クラスターを既に形成している米国、英国、フランスのクリエイティブ産業の現状を把握するために、クラスター形成メカニズムと各国経済に及ぼす経済効果に関する調査を行う。さらに、東アジア諸国において、クリエイティブ産業クラスターの育成が積極的に行われているので、その特徴を明らかにするために、韓国、台湾、シンガポール、香港で調査を行い、先進国のクリエイティブ産業政策との比較研究を行う。</p>	
5 研究組織（共同研究・総合研究のみ該当します）	<ul style="list-style-type: none"> ・研究代表者 ・研究分担者（役割分担） 	

部科校名：商学部

氏名：安田武彦

6 研究の結果（総合研究の研究代表者は、4,000字以上記入してください。）

本年度は米国と欧州において調査を行い、主にシンガポールと香港で引き続き行っている調査との比較分析をおこなった。現在、クリエイティブ産業の重要性に関する認識が高まり、先進各国はクリエイティブ産業に対して、従来の産業政策とは異なる振興策、育成策を打ち出している。これらの新政策を調査し、各国・各地域がどのような戦略をもって政策を立案しているのか、欧米とアジアでどのような問題が生じているのか、相違点は何かを明らかにすべく研究を行った。

本年度は、特に調査対象地域の都市経済に着目し、調査・研究をおこなった。その理由としては、クリエイティブ産業が都市において発展し、また都市はクリエイティブ産業によりその成長が促進されるからである。この本年度に行ったクリエイティブ産業と都市経済に関する研究の一部を報告する。

都市の発展における芸術・文化の及ぼす影響に関しては、都市経済学において創造的都市論として研究されてきた。チャールズ・ランドリーは、都市再生などの都市問題に関する創造的解決のために、「創造的な場（ミリュー）」をいかにして作り上げて、運営し、維持するのかが政策的に考察している。これは欧州で提起された「イノベーション・ミリュー」と似た概念である。「イノベーション・ミリュー」とは、地域性を持つが、地域の外部にも開かれた複合体であり、それはノウハウ、ルール、関連経営資源などを含むものと定義されている。このミリューの中では、企業内または企業をまたがる個人の間社会的ネットワークが形成され、情報や知識の活発な交換や共同学習が行われており、これは地域クラスターとして定義されているものと類似した概念である。ランドリーは主に欧州における都市を中心として、創造的な場に関する問題を考察してきた。欧州では、アジアより早くから古い産業が消滅しつつあり、若年層の失業問題が深刻化し、福祉国家政策は財政的な危機に直面してきたからである。都市における付加価値は、製造業よりも製品や工程やサービスに適用される知的資本から生み出されているとして、そのような知的資本を生み出す創造的な場としての都市の分析を行っている。創造的な場とは、一つの物質的な条件設定であり、「ハード面の」都市基盤と「ソフト面の」都市基盤が、一連のアイデアや発明を生み出すために必要であるとして、特にソフト面の重要性を指摘している。これは、物事を結びつける構造や、社会的なネットワーク、コネクションや人々のやりとりなどからなるシステムであり、クラブやインフォーマルな団体の定期会合、あるいはビジネス・クラブのような共通利害をもつネットワーク、そして公的、私的なパートナーシップなどである。そして創造的な場でこのようなネットワークが力を発揮するには、高度な信頼関係、自己責任、強力で明文化されていない諸原則を伴った柔軟な組織運営が必要とされる。そして信頼こそが創造的な場をうまく動かすための中心的なものであり、それが一連の創造的アイデアと革新をもたらすのである。

東アジア諸国におけるクリエイティブ産業における促進策は、どちらかといえば「ハード面の」都市基盤に重点をおいてきたといえよう。それゆえにどのような「ソフト面の」都市基盤を構築しようとしているのかという点に焦点を当てた調査を今年度から行っている。

また文化産業が集積していて活発に文化的なイノベーションを起こしている地域を「文化クラスター」として、文化経済学では分析が行われてきた。文化クラスターの研究の多くがジェーン・ジェイコブズの都市論にもとづくクラスター・アプローチをもちいて研究されてきた。もちろん取引費用やマーシャルの集積における外部効果の研究結果などを踏まえてはいるが、このアプローチはニューヨークやロサンゼルス、ロンドン、パリ、東京といった大都市になぜ文化産業の集積、文化クラスターが形成され、世界的文化経済の中心地となっているのかを研究してきた。都市に文化クラスターが形成される理由としては、多様な労働市場、寛容さ、そして効率的運営につながるクチコミなどがあげられる。それらは都市に存在する希少性があり、価値があり、また多様性のある知識と関連しており、このような知識へのアクセスの確保こそがクリエイティブ産業に従事する企業にとり競争優位の源泉となるからである。また文化クラスター内では、多様な知識の迅速な組換えが可能となるという理由もある。この迅速な知識の組換えの必要性が、まさに伝統的な産業と文化産業の異なる点である。

部科校名：商学部

氏名：安田武彦

研究の結果（つづき）

この文化産業の特徴として、プロジェクト・ベースであることが指摘できよう。ほとんどのプロジェクトが以前のものとは明らかに異なる新たなものとなるので、競争優位に立つためには異なるコンピテンスをもつ新たなプロジェクト・チームを短期間に創り上げる必要がある。それゆえにジェイコブスのアプローチによれば、地域の人的資本の多様性が文化クラスターには必要であり、そのような多様性は大都市にこそ主に見られる特徴である。したがって寛容性と開放度の高い都市に、文化クラスターは形成されることになる。

またリチャード・フロリダは現代経済で最も重要な人材が、クリエイティブ・クラスに属する労働者であり、そのようなクリエイティブな人々が好んで住んでいるのが都市であるとして、その理由を分析してきた。集積の進んだ都市において生産性が極めて高くなるのは、人々のクリエイティブなエネルギーを結合させることで生まれる経済性のおかげであり、この都市が人的資本を増加させる機能を「ジェーン・ジェイコブズの外部効果」であるとするシカゴ大学のロバート・ルーカスの指摘を引用している。フロリダは高い経済成長を達成している地域と、移民、芸術家、ゲイ、ボヘミアン、人種間融合などに寛容性をもつ地域との間に強い相関関係があると認めている。民族・文化における寛容性と経済成長の関係性の強さの意味することは、多様性がいかに重要かということである。多民族が共生する文化都市における多様性が、生産する文化財の価値を向上させる。都市こそがそのような寛容性を持ち、クリエイティブな人々を誘引するのである。この視点からも東アジアの都市の特徴の調査を現在行っている。

今年度は主に、米国および欧州の政策動向のうち、特に都市経済と産業政策に重点をおいて研究を行い、それにあわせて、東アジア諸国の調査を継続して行い、研究テーマに関する資料を収集し、比較分析を行った。クリエイティブ産業の高度化を分析するためには、産業政策と文化政策とともに都市政策をあわせて考察する必要があるので、今後もより詳細な調査を行い、引き続き比較研究を深めていく予定である。

これらの研究成果の一部を、次年度の日本消費経済学会の研究大会で報告する予定である。

注：課題番号を記入してください。

平成20年度 学術研究助成金実績報告書

平成 21 年 4 月 16 日

日 本 大 学 総 長 殿

氏 名 松原 聖

所属・資格 商学部・准教授

下記のとおり報告いたします。

1 種 目	<input checked="" type="radio"/> 一般研究(個人研究) / <input type="radio"/> 一般研究(共同研究) / <input type="radio"/> 総合研究	注：該当する種目を○で囲んでください。
2 研究課題	海外直接投資 (FDI) に伴う技術のスピルオーバーに関する理論研究	
3 研究の目的	<p>本研究では FDI に伴う技術のスピルオーバーについて、以下の三つに焦点を当てて、理論的分析を試みる。</p> <p>1. スピルオーバーの内生化： FDI ソース国の企業が追加的投資によりスピルオーバーの度をより低く抑えることができる状況を想定し、それが企業の立地選択などにどのような影響をもたらすかを考察する。</p> <p>2. スピルオーバーの性質：各企業が異なる品質の財を生産している状況で、スピルオーバーが製品の品質の格差を縮める場合や製品間の代替性を低める場合などを考察する。</p> <p>3. 市場構造の効果： FDI ホスト国の市場構造の効果を分析する。例えば FDI ホスト国がより競争的な市場構造を持つ場合、あるいは FDI ソース国企業がホスト国企業の一つとジョイント・ベンチャーを行う場合などに、ソース国企業の立地選択にどのような影響があるかといった、より一般的なケースを考察する。</p>	
4 研究の概要	<p>研究の目的 (1)「スピルオーバーの内生化」および (3)「市場構造の効果」については、論文“Endogenous FDI Spillovers with Spillover Prevention Costs”で分析を進めており、国内外の学会・研究会で何度か報告をしている。現在英文査読誌投稿のための論文改訂作業を行っている。</p> <p>研究の目的 (2)「スピルオーバーの性質」については、論文“FDI Spillovers with Product Differentiation”で分析を進めており、国内外の学会・研究会で何度か報告をしている。当初の研究計画に加えて、FDI ホスト国の貿易政策や知的財産権保護政策との関連を研究すべきであるという指摘を受け、分析および論文改訂作業を行っている。今後も国内外の学会・研究会での報告を重ねて、英文査読誌投稿のために論文の改訂作業を高める予定である。</p>	
5 研究組織 (共同研究・総合研究のみ該当します)	<ul style="list-style-type: none"> ・研究代表者 ・研究分担者 (役割分担) 	

※ホームページ等での公開の 否 いずれかを○で囲んでください。否の場合は、理由書を添付して下さい。

部科校名：商学部

氏名：松原 聖

6 研究の結果（総合研究の研究代表者は、4,000字以上記入してください。）

1. 論文“Endogenous FDI Spillovers with Spillover Prevention Costs”要約

本論文は自国企業（多国籍企業）と外国企業が外国市場で競争する寡占モデルにおいて、自国企業が外国市場への参入方法として海外直接投資（FDI）を選んだ時のみ起こると仮定する、外国企業の生産コストを削減するスピルオーバーの役割を理論的に分析した。特に外国企業へのFDIスピルオーバー阻止（完全な阻止だけでなくスピルオーバーの水準の低下を含む）のために、自国企業が追加的費用、例えば技術の企業外への漏えいを防ぐための投資などを負担しなければいけない内生的なスピルオーバーのケースに焦点を当てて分析することを目的としている。

ベンチマークとして外生的なスピルオーバー、すなわちFDIスピルオーバーの水準が自国企業・外国企業両方にとって与えられたものである時の、二企業間の複占数量競争モデルをまず分析した。その結果として、輸送コスト、関税など輸出に付随してかかる貿易コストに関する閾値（貿易コストがある値以上の時に自国企業がFDIを選択する水準）を導出し、閾値は外生的なスピルオーバーの水準と比例関係にあることが示された。

次に内生的なスピルオーバーのケースを分析するために、本論文は以下のような二次関数のスピルオーバー阻止費用関数を仮定した。論文の補論で議論しているように、1回微分、2回微分が共に正の凸の費用関数を仮定したより一般的な寡占モデルにおいても同様の結果が得られるが、後に数値例によって企業数の効果を明示的にするために関数形を特定化している。

$$e(s_0 - s)^2,$$

e は正の定数、 s は自国企業が決定する外国企業へのFDIスピルオーバーの水準、 s_0 は自国企業によるスピルオーバー阻止行動がない場合のFDIスピルオーバーの水準である。上記のスピルオーバー阻止費用関数の下で、以下の3つの結果を得た。

- (1) FDIで外国に進出する自国企業はゼロでなく正の水準のスピルオーバーを選ぶことがありうる。すなわち自国企業は追加的費用がかかっても外国企業に対する技術的な優位を保つためにスピルオーバーを防止しようとすることがありうる。
- (2) 内生的に決定されたスピルオーバーの水準は、ベンチマークの外生的な水準（上記の s_0 ）よりも小さくなる。
- (3) スピルオーバーの内生化は、貿易コストの閾値を外生的なケースよりも引き下げることにより、自国企業の立地選択に影響を与える。閾値の決定要因は閾値を上げる働きを持つスピルオーバー阻止費用の効果と、逆に閾値を下げる働きを持つFDIによる利潤機会拡大の効果の二つに分けることができるが、複占モデルでは後者が前者よりも大きな効果を持つ。

次に複占モデルの拡張として、本論文では自国企業が n (≥ 1)社存在する場合と外国企業が m (≥ 1)社存在する場合を別々に考察した。興味深い結果が得られたのは後者のケースである。数値例により、外国企業が m 社存在する場合に以下の2つの結果を得た。

- (1) スピルオーバー阻止費用関数のパラメータ e の大小が結果に大きな影響を与える。
- (2) 外国企業数（ m ）のスピルオーバーの水準及び貿易コストの閾値への効果は常に単調ではない。外国企業が増加した時にこれらの値が増加する場合と減少する場合が、既存の外国企業の数などに依存して両方ありうる。

最後に複占モデルにおける厚生分析により、スピルオーバーの内生化は自国企業と外国両方がFDIを好む貿易費用の範囲を下方にシフトさせるという結果を得た。

本論文は査読付英文専門誌に近々投稿予定である。

* 課題番号	個08-047
--------	---------

注：課題番号を記入してください。

平成20年度 学術研究助成金実績報告書

平成21年 4月 15日

日 本 大 学 総 長 殿

氏 名 鈴木 由紀子



所属・資格 商学部・専任講師

下記のとおり報告いたします。

1 種 目	一般研究(○個人研究) / 一般研究(共同研究) / 総合研究	注：該当する種目を○で囲んでください。
2 研究課題	企業と社会—環境分野における認証製品の動向分析を中心に	
3 研究の目的	<p>自然環境に配慮して生産・加工された製品を購入することによって、環境問題の解決に貢献したいという消費者が日本にも出てきている。本研究において、環境面のトレーサビリティを重視した国際的な第三者認証機関の認証製品の日本における実態を調査し、認証製品というものの日本社会への受容度、および課題を明らかにし、欧米諸国における実態と比較検討していく。このような認証制度は、企業のサプライチェーン・マネジメント(Supply Chain Management：SCM)を意識した流れであり、全事業過程を通じての取り組みとなり、これまでのエコラベル製品とは一線を画するものであり、環境経営の典型といえる。近年企業の社会的責任(Corporate social Responsibility：CSR)が強調される中で、このような認証制度の現状を把握することによって、企業が実効性のあるCSR活動をどれだけ取り組んでいるかを示す実態の一例とし、企業と消費者を代表とする社会との関係を掘り下げていきたい。</p>	
4 研究の概要	<p>第一に企業と社会の関係は、時代や社会の変化によって変化してきたが、現在社会から企業に求められている責任とは何かを国内外の文献調査を通じて概念的に整理する。</p> <p>そして、上記の国際的な認証機関として、1990年代に森林面ではFSC(Forest Stewardship Council)「森林管理協議会」、海洋面ではMSC(Marine Stewardship Council)「海洋管理協議会」などの国際的な非営利組織が設立されたが、その設立経緯および特徴を整理する。また、FSCやMSCなどの認証製品の日本における実態を調査し、日本企業の取り組みの現状を明らかにする。そして、欧米諸国における実態と比較検討し、考察を加える。これにより、日本企業におけるCSRを考慮した調達活動の現状、課題などを明らかにしていく。</p>	
5 研究組織 (共同研究・総合研究のみ該当します)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究代表者 ・ 研究分担者 (役割分担) 	

※ホームページ等での公開の (可)・否) いずれかを○で囲んでください。否の場合は、理由書を添付して下さい。

部科校名：商学部

氏名：鈴木 由紀子

6 研究の結果（総合研究の研究代表者は、4,000字以上記入してください。）

社会から企業に求められる責任とは何かという問いは、企業と社会の関係が国や時代により様々であり、一国でみた場合にも社会の変化によって変わるため、その答えも変化する。近年では、持続可能性（sustainability）やトリプルボトムライン（Triple Bottom line：TBL）などの概念と関連付けられて展開される傾向にある。

これまで CSR の概念は、米国では現実の社会との関わりの中から、3 段階の展開を遂げながら内容を充実させてきた。まず 1950 年代から 1970 年代にかけて、結果責任が強調され、経営者および従業員さらに組織の意思決定と行動が社会システム全体に及ぼす影響を意思決定過程で考慮する義務と論じられた。1970 年代に入り、「企業の社会的即応性（Corporate Social Responsiveness）」という外部の圧力に効果的に応えていくというよりプラグマティックな問題に焦点を当てていくものとなり、課題事項管理（issue management）の要請とともに CSR はさらなる進展を遂げた。1970 年代後半頃より多くの大企業の不正事件から、結果責任に先立つ会社の各意思決定過程での倫理基準に基づく分析の必要性が認識され、活動や政策の道徳的正しさを扱う企業倫理へと展開した。

そして、現代企業においては、上記の結果責任、即応性、企業倫理を概念的に包含しながら、TBL の 3 分野すなわち経済、環境、社会面における成果、結果である「企業の社会業績（Corporate Social Performance）」レベルまでできていることが確認できた。

企業と社会との関係で、その直接的な影響から消費者が特に重要なステークホルダーとなるが、1990 年代初めからの地球的な環境問題への関心の高まりから、企業の環境への取り組みを注視する消費者も徐々に増加してきた。しかしエコマークなどの普及はあるものの、欧米の動向からすれば、積極的な姿勢がみられるのは限られた消費者団体や消費者などで、逆に企業側からの環境問題に関する消費者への教育、啓蒙的な側面も否定できない。

自然環境の保護と持続的な天然資源の供給を目的とした国際的な認証機関として、1990 年代に森林面では FSC、海洋面では MSC の非営利組織が設立された。その設立には、環境保護団体だけでなく、設立以前に環境問題を糾弾された世界的に活動する大企業が積極的に関わった経緯もあり、企業のリスクマネジメントの観点からこのような活動が展開されたとも指摘できる。

FSC に関して、森林の FSC 認証と加工・流通過程のトレーサビリティに関する審査の CoC（Chain of Custody）認証の 2 つがあるが、日本は森林資源を多く有することや、紙に関するリサイクルなどは進展していることから後者については製紙、印刷、商社などの多くの企業が取得していた。MSC は、MSC 漁業認証とやはり CoC 認証があるが、後者については水産仲卸業者や流通業者によって取得されているが、一部の業者に限られていた。

以上に基づいて、グローバルに SCM を展開する企業において、どのように環境面を含む CSR を配慮した調達活動が行なわれているかを、日用雑貨業界（食品事業も含む）の日米欧の 3 社を考察し、日本企業における取り組みの課題を明らかにし、報告を行なった。（「日本企業の CSR 調達の課題 一日用雑貨業界の企業を中心に」アジア経営学会第 15 回全国大会：福岡大学 2008 年 9 月 13 日）

主な課題としては、CSR 調達、CSR そのものの長期的なビジョンの欠如が上げられ、欧米企業などではいわゆるネクスト・マーケットといわれる developing & emerging market に対する戦略が明確となっているのに対し、これらに対する認識が薄いことであった。さらに、CSR に関する国際機関や NGO などの外部機関との連携という面でも経験が乏しいことが確認できた。

注：課題番号を記入してください。

平成20年度 学術研究助成金実績報告書

平成 21年 3月 30日

日本大学 総長 殿

氏名 藤井 誠



所属・資格 商学部・専任講師

下記のとおり報告いたします。

1 種目	<input checked="" type="radio"/> 一般研究(個人研究) <input type="radio"/> 一般研究(共同研究) / <input type="radio"/> 総合研究	注：該当する種目を○で囲んでください。
2 研究課題	電子商取引における国際課税問題	
3 研究の目的	<p>電子商取引における課税問題は、電子商取引をどのように定義するかにより、変容することになる。本研究計画においては、ソフトウェアのダウンロードサービスのように、取引の全部をインターネット上で完結する取引を中心に、特に税務会計の視点からの研究を行うことにより、これまでの税制では対応できていない点を浮き彫りにし、その解決策を提示することを目的とする。従来、電子商取引の課税問題として、租税法の分野における研究が行われてきている。しかし、その多くは、租税回避防止策に主眼が置かれており、問題の本質論に踏み込んでいない。そこで、本研究では、問題の中心が、外国法人の所得課税問題に関連し、そして、源泉地国課税か居住地国課税かという、古くから議論されてきている問題に帰着することを指摘する。そのうえで、会計的視点から、セグメント情報を利用した、理論的にも実務的にも実行可能な解決策を提示することに特徴を見いだすことができるものである</p>	
4 研究の概要	<p>1. 問題の所在</p> <p>2. 外国法人課税とPEの妥当性</p> <p>日本の法人税を中心に、外国法人の課税関係を整理し、PEがメルクマールとなることの可否を検討する。</p> <p>3. 源泉地国課税と居住地国課税の関係</p> <p>源泉地国課税と居住地国課税の優劣について、日本およびアメリカ、さらにはOECDの文献を用いて、検討を行う。</p> <p>4. 租税原則からの検討</p> <p>これまでの検討をもとに、租税原則の視点、特に「中立性原則」の視点からの更なる検討を行う。</p> <p>5. 結論</p>	
5 研究組織 (共同研究・総合研究のみ該当します)		

部科校名：商学部

氏名：藤井 誠

6 研究の結果（総合研究の研究代表者は、4,000字以上記入してください。）

電子商取引に関わる問題の根底は、源泉地国課税と居住地国課税との対立にあり、さらに二重課税の問題が生じる。そして、源泉地国が優先権を持つことを前提として、居住地国は国外所得免除や外国税額控除等の二重課税を排除する対応が求められる。国家や地域によって課税管轄権の方式や範囲が異なることは、租税戦略の生ずる余地が存在することになる。課税管轄権の問題が世界的に統一されることは、このような問題も解消することに寄与する。

電子商取引を促進することを目的として、これに関わる課税を行わないことを正当化する見解もあるが、これは租税原則に照らして不適當である。そこで、本稿では、電子商取引について、新税の導入ではなく、既存の所得課税の枠組みの中で対応することを前提に、租税原則の視点からの検討を行った。

そこで、資本輸出中立性と資本輸入中立性を基礎として、居住地国課税と源泉地国課税との関係を考えるにあたり、二重課税除去の方法をも含めた検討を行った。その結果、資本輸出中立性の優位を前提とした居住地国課税は棄却され、源泉地国課税の採用が適しているとの結論を導出した。

以上の検討を踏まえ、考え得る処方箋は次の2つである。第一は、部分的な対応であり、恒久的施設をメルクマールとする現行制度の維持を所与とするものである。この場合、電子商取引についても恒久的施設を通じた取引が行われているものと擬制し、電子商取引と一般的取引との取扱いに差異が生じないようにすることが可能となる。所得の配分は、そこに恒久的施設があるとみなして、数学的基準によって行われるという方法も示されている。この場合、少なくとも、電子商取引と旧来の取引との間での課税の中立性は保たれることになる。しかし、外国法人にいかにか課税すべきかという国際課税上の問題は依然として残されたままである。

第二は、抜本的な改革であり、恒久的施設をメルクマールとすることを止め、外国法人に対する課税について、居住地国課税か源泉地国課税かのいずれかを採用するというものである。ただし、居住地国課税は、本稿におけるこれまでの検討の他、国家間の公平の観点からも、資本輸出国に有利に働くため、不適當である。

そして、電子商取引における課税問題の核心である、外国法人の課税について、源泉地国課税が望ましいと結論づけられる。この場合、所得捕捉の観点からは、まず居住地ベースでの捕捉を行い、最終的に源泉地ベースに修正する方法も考えられる。所得の地理的帰属をめぐっては、所得の発生に関連して控除される費用（損金）の所在を考慮する必要がある。租税目的上、所得金額を確定させるために、益金の範囲とこれに対応する損金の範囲を明確化しなければならない。これは所得の期間帰属の文脈で指摘されていることであるが、所得の地理的帰属にもあてはまるといえる。電子商取引の場合、損金は源泉地においてほとんど生じないことを考慮しなければならない。

平成20年度 学術研究助成金実績報告書

平成21年3月18日

日本大学 総長 殿

氏 名 井上葉子



所属・資格 商学部・専任講師

下記のとおり報告いたします。

1 種目	<input checked="" type="radio"/> 一般研究(個人研究) / <input type="radio"/> 一般研究(共同研究) / <input type="radio"/> 総合研究	注：該当する種目を○で囲んでください。
2 研究課題	自動車市場におけるインドと中国の比較研究 —— 導入パターンを中心に	
3 研究の目的	<p>新興国である中国とインドの自動車市場に焦点をあて、それぞれの市場の導入期における発展経路とパターンについて比較研究を行う。研究するにあたって、インドに進出しているスズキ社と中国に進出しているフォルクスワーゲンの二社をケースとしてとりあげ、実証検証を行う。よって、次の二つの課題を解明したい。</p> <p>i. 中国自動車市場はすでに導入期から成熟期に移行した。その移行の過程においてフォルクスワーゲン社の市場シェアは導入期前期の80%から導入期後期の20%弱へと一貫して減少し続けてきた。その原因を探る。同時に、目下導入期に入ったインドの市場で、スズキマルチ社が圧倒的なシェアを占めているが、果たしてフォルクスワーゲン（中国）と同様な経験するのか。またその根拠を示す。</p> <p>ii. 自動車市場におけるインドと中国の異同点。</p>	
4 研究の概要	<p>本研究は3段階に分けて行っていく計画。</p> <p>第1段階：これまでの中国の自動車産業に関する研究資料に基づき、比較研究に必要な変数を定め、仮定を立てて調査研究の枠組みを構築する。第2段階：中国現地調査を実施する。主に中国広州市に進出している日系自動車メーカーを対象に企業訪問を行う。第3段階：中国の自動車市場で収集してきたデータ情報を整理分析し、また来年度の継続研究資料として基礎を構築し、今後の課題を示す。</p>	
5 研究組織（共同研究・総合研究のみ該当します）	<ul style="list-style-type: none"> ・研究代表者 ・研究分担者（役割分担） 	

部科校名： 商学部

氏名：井上葉子

6 研究の結果 (総合研究の研究代表者は、4,000字以上記入してください。)

これまで、中国とインドの自動車産業について多くの研究が見られるが、導入期のパターンに関する比較研究として本研究が初めての研究になる。本研究を通じてインドの市場と中国の市場は同じパターンに則って発展していく条件、あるいは異なったパターンで発展していく条件について、詳しい研究結果が得られる。

そして、インドの自動車市場についての研究を加えられることによって、これまでの自動車市場に関する国際研究の領域が拡大されたことが考えられる。

今回の研究は、この研究の第一段階として、まず中国の市場について、日系自動車メーカーおよびその部品メーカーを対象に現地調査を実施した。この研究は合計3年をかけて、3段階に分けて進めていく計画となっている。

第1段階：これまでの中国の自動車産業に関する研究資料に基づき、比較研究に必要な変数を定め、仮定を立てて調査研究の枠組みを構築する。初期の中国自動車市場の生成と当時のメーカーについて文献検証を行う。文献検証にあたって、現地の文献、地元のメーカー、そして初期の外資ジョイントベンチャーに関する記録に関しては、研究体系をつくるための重要素材としてできるだけ幅広く収集できるように、現地で資料を深く掘り下げていく。

第2段階：21年度はインドで現地調査を実施する。スズキをはじめとする日系自動車メーカーのほか、欧米韓の自動車メーカーについて企業訪問を行う。よって、インド市場における各自動車メーカーの戦略立案と実行について把握できる。現地のメーカー経営者や現場管理者、自動車市場の研究者、元自動車メーカーの労働者などを対象に必要なに応じてインタビューを行う。文献の記載と照らし合わせながら、文献の信憑性を確認すると同時に、文献に記載されていない数多くの事実や環境背景などについて、より如実に把握することに努める。

第3段階：22年度においては、20年度に中国の自動車市場で収集してきたデータ情報（すでにある程度蓄積してある）と21年度もインド調査で収集してくるデータ情報を定性と定量の2種類に分けて比較していく。発展過程を検証していくと同時に研究課題の結論を見出し、今後の課題を示す。この段階において、主要な目標として収集してきた資料を整理分類することである。収集してきた資料の中から課題にかかわりのある情報を適切かつ効率よく析出して、それを分類化していく。そして、分類された資料に基づいて、理論検証のため、資料をより精緻化していく。

最終段階において、これまで調査収集できた資料のもとに、比較研究を行っていく予定をしておき、その成果物として研究論文を発表する予定である。

平成20年度 学術研究助成金実績報告書

平成21年3月31日

日本大学 総長 殿

氏 名 大槻 孝之



所属・資格 芸術学部美術学科・教授

下記のとおり報告いたします。

1 種目	<input checked="" type="radio"/> 一般研究(個人研究) / <input type="radio"/> 一般研究(共同研究) / <input type="radio"/> 総合研究	注：該当する種目を○で囲んでください。
2 研究課題	地域と彫刻の関係について	
3 研究の目的	<p>①この研究は、彫刻と地域のかかわりについて、実際に彫刻制作と地域での作品展示、発表を通じて検証し、その成果を広く世に問うものである。</p> <p>②特色—彫刻は近年、美術館や画廊といったホワイトキューブ的な発表、展示空間ばかりでなく、町の中や地域の里山での展覧会や、地方のアートによる地域再生プロジェクトなど、美術が生活の実際の空間とかわりを持ちはじめ、アートの意義が新たに問われ始めている。この研究は13年前から地域と彫刻の関係を模索してきた「雨引の里と彫刻」展に参加して、茨城県桜川市の里山の空間の中に彫刻を展示する。7回目を迎えるこの展覧会は、40数名の作家の自主運営により行われる独創的な展覧会であり、茨城県国民文化祭の参加行事にもなり、市民からも認知されるようになってきている。</p>	
4 研究の概要	<p>9月に行われる「雨引の里と彫刻」展に向けて、1年前から展覧会場所の選定や、地主の方と話し合いながら作品展示空間を探す。</p> <p>作品制作—その地域性、環境等からインスパイヤーされたものを作品化していく。</p> <p>作品設置—場、空間から発想された作品の設置。</p> <p>展覧会期間—作品についての検証と広報。資料作成</p>	
5 研究組織（共同研究・総合研究のみ該当します）	<ul style="list-style-type: none"> ・研究代表者 ・研究分担者（役割分担） 	

部科校名： 芸術学部

氏名： 大槻 孝之

6 研究の結果（総合研究の研究代表者は、4,000字以上記入してください。）

はじめに

2008年9月28日より11月30日まで茨城県桜川市で行われた「雨引の里と彫刻」に、彫刻作品「Circle」（素材・鉄、大きさW300×D300×H340cm）を発表した。桜川市は東に筑波山を望む茨城県の中西部に位置し、三方を山波に囲まれ、その山麓に古くから集落を形成して農耕を営んできた地域である。また、良質の白御影石が採れることで石材業が盛んなところでもある。「雨引の里と彫刻」は、この地元で制作をする7人の石彫家によって14年前に始められたのだが、ビエンナーレの形式で今年7回目を迎えた。毎回、場所と季節を変え地域の人々と関わりながら、生活の場の中に作品を展示し、彫刻の在りようを探る試みは多くの作家たちの共感を呼び、今年は42名の作家が参加している。また遠方からこの展覧会を見に来る人も多くなり、今では地域における無視できない文化活動になっている。

制作のプロセス

展覧会の準備は、1年前から始められる。会場となる場所や会期の設定から各々の作品設置場所を選び、ルート作成等々すべての展覧会の運営を作家たちが行う。1年前の同じ季節に場所を決定することは、自然の中や生活の場の中で展示をする上で重要なことである。たとえば、四季折々の風景も作品と関係を持ち、農地を借りる場合などは、展示可能であるかどうか、地権者の承諾を得なければならないからである。

私は、空が広く里山の風景が一望できる桜川支流の河川敷を作品の設置場所を選んだ。そこで何ができるか、作品の構想を組み立てていくことにした。作品の発想から実制作に至るプロセスは以下のようなものである。

- この河川敷に立って感じられる広い空や、筑波山や加波山を抱えた広々とした大地を、この場、空間自体を作品として表現することを意図とした。
 - 作品の設置場所に三脚を立て360度の全景を写真にとり、プリントした写真をつなぎ合わせて円筒状にして、その中心から見ているような立体写真を制作。
 - その写真と現場での風景のデッサンを基に、ドライポイントによる全景の銅版画を制作。
 - ドライポイントの銅板自体を筒状にし、1つ目のエスキースを制作。
 - 鉄板による10分の1のエスキースを制作。
 - 現場でベニヤ板を筒状につなぎ合わせ、原寸大の大きさにして、スケールの確認を行う。そして筒の中から全景をベニヤ板にデッサンする。
- 実制作に移る前に以上のようなさまざまな試みをしてイメージを固め、場との関係を探る。

実制作

実制作は厚さ16mmの鉄板を使用し、円周10メートル幅1メートルの形を3パーツに分けて、ボルト・ナットでつなぎ合わせる構造にした。曲面の制作は、ぎょう鉄により成形した。ぎょう鉄とは、鉄の熱による伸び縮みの属性を利用した曲面成形の方法で、造船につかわれている。

実制作は、エスキースをそのままひき写すのではなく、実際の素材に関わりながら形を決めていくことを心がけた。また常に場をイメージして、空間にどのように彫刻を関係づけるかを思考しながら制作をした。完成した作品「Circle」は、河川敷から見える山波や地形の全景を筒状にした鉄の曲面に写し取り、それを斜めに立ち上げて、風景と対比させる形となった。そうすることで、鑑賞者が、作品の向こう側にある空や四方の風景をあらためて見直し、空の大きさや広々とした風景を、実感してもらうことができるのではないかと考えた。

まとめ

作品を生活の中の空間に置くと、時間や季節の移ろいによって彫刻自体もその表情を変化させるのだが、彫刻を取り巻く森や空も、いっそうその存在が顕になるようである。地元の人でカメラを持って彫刻のある風景を撮影する人を多く見かけたが、その中の1人は「なんども見て回っているけど、来る度にその表情が変化しているのでおもしろい」と言ってもらえたのは、嬉しい事であったし、地域に彫刻が少しずつ溶け込んでいっていることを実感した。また、この展覧会は今回、国民文化祭の参加行事として行われたが、地元に関心も深まり、市やボランティアの方々との協力があってこそ可能な展覧会であった。そして作家と地域が彫刻を通して結び付き、地域を活性化していく可能性のある試みであった。